令和元年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
海外情報収集事業

報告書

上巻

令和 3 年 3 月

林野庁

目次

1　事業概要 ----------1
2　カメルーン共和国 ----------5
3　ガボン共和国----------53
4　モザンビーク共和国----------99

1　事業概要

1-1　事業の目的

TPP 協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されるとともに、日 EU・EPA の「貿易と持続可能な開発章」においても、各国が違法伐採及び関連する貿易への対処に貢献することが規定されている。これらに対応するために、我が国の違法伐採木材への対策として平成 29 年 5 月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」) を着実に運用していく必要がある。

このことから、

(1) 木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組が実施できるように、国の情報提供を充実させる必要がある。

(2) 木材関連事業者が合法性の確認を行うにあたり、追加的措置として追加的な情報収集が必要となる場合があり、木材関連事業者が効率的に追加的な情報収集の取組が実施できるように、違法伐採対策に関する法制度がある国でのリスク低減に係る先進事例の情報収集を行う必要がある。

本事業では木材関連事業者が効率的に追加的な情報収集の取組が実施できるように、次を実施した。

(1)生産国の現地情報収集事業

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集し、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめた。

調査対象国としては、近年中国やベトナムから日本への製品輸入が増えている状況から、これらの国々に原料となる丸太等の木材を輸出していると思われるアフリカのカメルーン共和国、ガボン共和国、モザンビーク共和国の 3 か国を選定した。

(2)追加的措置の先進事例収集事業

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認のうち追加的な情報収集を適切に実施できるよう、違法伐採対策の関連法令が整備されている国のリスク低減に係る先進事例を調査し、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめた。

調査対象国としては、改正レイシー法を持つアメリカ合衆国、違法伐採禁止法を持つオーストラリア連邦、それにニュージーランドの 3 か国を選定した。

1-2　事業実施体制

本事業は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち海外情報収集事業共同事業体が受託し調査を実施した。共同事業体は、公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES、共同体代表)、一般社団法人日本森林技術協会 (日林協)、一般社団法人全国木材検査・研究協会 (全木検) で構成されている。事業従事者は表 1.1 の通りである。

表 1.1　事業従事者

氏名	所属・役職
山ノ下　麻木乃 （事業責任者）	(公財)地球環境戦略研究機関　自然資源・生態系サービス領域　主任研究員
鮫島　弘光	(公財)地球環境戦略研究機関　自然資源・生態系サービス領域　主任研究員
藤崎　泰治	(公財)地球環境戦略研究機関　自然資源・生態系サービス領域　研究員
久保　英之	(公財)地球環境戦略研究機関　自然資源・生態系サービス領域　主任研究員
角島　小枝子	(公財)地球環境戦略研究機関　自然資源・生態系サービス領域　アシスタント
西尾　秋祝	(一社)日本森林技術協会事業部　国際協力グループ　指導役
鈴木　圭	(一社)日本森林技術協会事業部　国際協力グループ　シニアコーディネーター
富岡　士郎	(一社)日本森林技術協会事業部　国際協力グループ　グループ長
松本　淳一郎	(一社)日本森林技術協会事業部　国際協力グループ　グループ長補佐
小澤　眞虎人	(一社）全国木材検査・研究協会　事務局長
佐々木　亮	(一社）全国木材検査・研究協会　調査研究部　部長
武政　有香	(一社）全国木材検査・研究協会　調査研究部

1-3　実施内容

1-3-1　調査の実施

上述の調査対象国 6 か国を林野庁担当者との協議によって選定し、以下の調査を実施した。調査は、本委託事業契約期間中（令和 2 年 3 月 6 日から令和 3 年 3 月 19 日）に実施した。

(1)生産国の現地情報収集事業（カメルーン共和国、ガボン共和国、モザンビーク共和国）

① 森林の伐採段階における法令調査

- 法令等の運用状況
- 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要
- 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

② 木材の流通段階における法令調査等の運用状況の概要

- 木材の流通・合法性の確保に関する法令
- 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

③ 木材生産・流通状況調査

- 調査対象国の木材生産・流通の特徴
- 森林認証システムの導入状況
- 違法伐採に関する関連情報

(2)追加的措置の先進事例収集事業（アメリカ合衆国、オーストラリア連邦、ニュージーランド）

① 木材生産・流通状況調査

- 調査対象国の木材生産・流通の特徴（木材の輸出入状況、木材の主要な輸入国等）・森林認証システムの活用状況

② 調査対象国の法令等調査

- 森林の伐採・木材の流通・合法性の確保に関する法令等の運用状況の概要
- 森林の伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件 ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

③ リスク低減に関する事例

- リスク低減に関する実施状況の概要
- リスク低減措置に関する事例

調査は、既存の文献やインターネット上の情報を収集し分析する国内調査と、対象国の政府機関、業界団体、企業等に対してヒアリング調査を実施する現地調査によって実施する予定であったが、コロナ禍での海外渡航制限によって調査員を派遣しての現地調査の実施が不可能な状況であったため、オンラインでの政府機関、業界団体等に対するヒアリング調査と、現地コンサルタントに調査を委託することによって実施した。

1-4 調査委員会の開催

林野庁、学識経験者、業界団体等からなる調査委員会を設置し、事業実施期間中、会議を３回開催した。調査委員会では、調査対象国の既往情報を整理した上で、調査計画を作成するとともに、調査の進捗状況の管理や、調査結果の整理・分析、事業成果のとりまとめを行った。調査委員会メンバーは表 1.2 のとおりである。各委員会の主な議題を表 1.3 に示した。また、新型コロナウィルス感染拡大防止に配慮し、委員会はオンラインで開催した。

表 1.2 調査委員会メンバー

氏名	所属・役職
柿澤 宏昭	北海道大学 教授
立花 敏	筑波大学 准教授
加藤 正彦	全国木材組合連合会 企画部長
奥田 辰幸	日本製紙連合会 常務理事
岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
相馬 真紀子	WWF ジャパン 森林グループ長

表 1.3 各委員会の主な議題

委員会	開催日	主な議題
第 1 回委員会	令和 2 年 6 月 1 日	● 事業全体のスケジュール ● 各調査対象国の調査方針
第 2 回委員会	令和 2 年 9 月 1 日	● 海外現地調査の実施不可能な状況への対応

		● 各調査対象国の調査進捗報告
第 3 回委員会	令和 3 年 2 月 17 日	● 各調査対象国の調査結果報告 ● 事業終了までのスケジュール ● 報告会概要

1-5　成果報告会の開催

本事業による調査結果について、事業者向け成果報告会を 2021 年 3 月 5 日（金）に開催した。新型コロナウィルスの感染拡大状況を鑑み、オンラインで実施した。成果報告会プログラムは表 1-4 のとおりである。報告会への申し込み者 189 名、当日の出席者 139 名、出席率約 74%であった。報告会の概要、発表資料、質疑応答については、巻末資料（下巻）にまとめた。

2　カメルーン

2-1　概要

カメルーンは、国土面積 47.5 万㎢(日本の約 1.3 倍)である。アフリカ西海岸にあり南部の赤道モンスーン気候帯(年間降雨量 4,000mm)から北部のサヘリ気候帯(年間降雨量 800mm 程度)まで広がっている。植生は南部から北部へ熱帯性の広葉樹林、半落葉樹林、サバンナ、ステップへと変化している。最北部のチャド湖付近は低湿地帯である。

世銀（2018 年）のデータによれば人口は 2,521 万人、GDP385 億米ドル、一人当たりの BNI は 1,440 米ドルである。主な産業は石油、カカオ、木材等の第一次産業に依存している。日本財務省貿易統計（2018 年）によると、対日輸出額は 4.36 億円（木材、アルミニウムなど)、対日輸入は 21.9 億円（機械類、輸送機器、繊維、医薬品、ゴム製品など）となっている。

図 2.1 カメルーンの位置

出典：日本外務省ウエッブサイト

2-2　木材生産・流通状況

2-2-1　森林資源概要

カメルーンの土地利用は次図のとおりである。森林 39.6%、その他の林地 26.7%、森林・林地以外 33.1%、内水面 0.6%となっており、森林とその他の林地で国土の概ね 2/3 を占めている。FAO の Global Forest Resources Assessment 2015 によれば植林面積は 26,000ha となっているが、天然林については一次林、二次林の欄はあるものの面積の記載はない。

図 2.2 土地利用

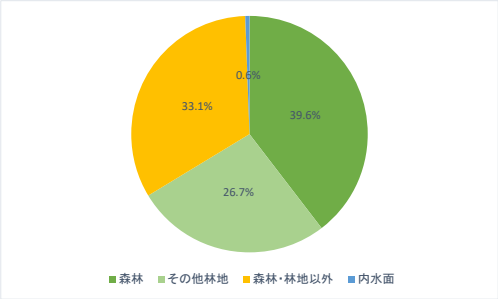

FAO: Global Forest Resources Assessment 2015 Desk reference から作成

1990 年以降の森林面積の変化は次図のとおりである。森林面積全体は減少しているが、その中に占める生産林の面積および面積率は増加しており、生産林の拡大が窺える。

図 2.3 森林面積と生産林面積率の変化

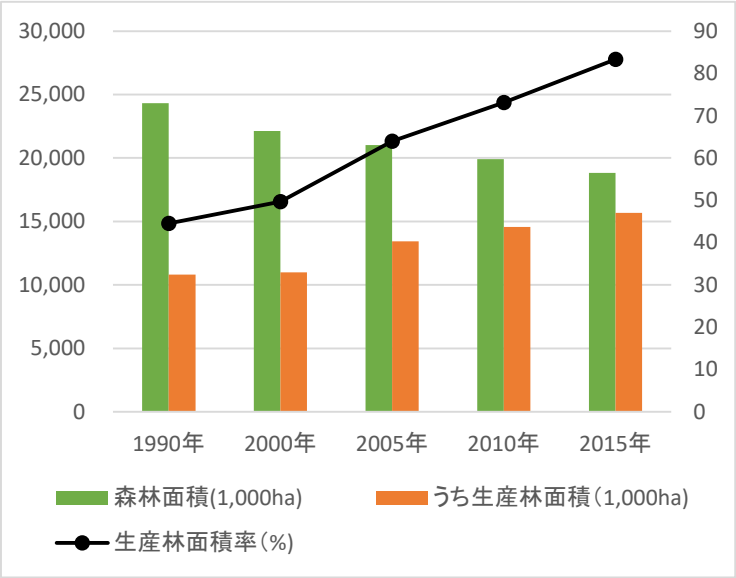

FAO: Global Forest Resources Assessment 2015 Desk reference から作成

森林の材積賦存状況は、次表のとおり総量で約 60 億 m^3となっている。

表 2.1 森林の材積

森林(百万m^3)			その他林地(百万m^3)	計(百万m^3)
広葉樹	針葉樹	計		
5,802	0	5,802	244	6,046

FAO: Global Forest Resources Assessment 2015 Desk reference から作成

なお、Global Forest Resources Assessment によれば、森林とその他林地の定義は次のとおりである。

森林の定義

0.5ha 上の以上の広がりのある林分で、樹高は 5m 以上かつ樹冠が 10%以上の面積を被覆していること、あるいはこれらの樹木がこの境界値に達することができること。これには主に農業または都市の土地利用下にある土地は含まれない。

その他林地の定義

「森林」としては定義されないが、面積 0.5ha を超え 5m を超える樹高と樹冠が 5～10%を被覆している林分、あるいはこれらの樹木がこの境界値に到達できること。 または低木、灌木と樹木を合わせた被覆率が 10%を超えること。 これには、主に農業または都市の土地利用下にある土地は含まれない。

2.2.2 木材生産・流通の特徴

カメルーンにおける木材生産は､2-4-2 の図 2.9 に太線で囲った森林区分で行われている。Atlas Forestier 2019 (MINFOF[1]、 World Resources Institute) から得られて情報では、コンセションが 114 件、面積計 6,908,361ha、市町村有林が 64 件（うち、許可済み 47 件、申請中 17 件)、面積 1,844,052ha（うち、許可済み 1,401,505ha、申請中 442,547ha)、操業中の加工工場は 114 件である。

上記の面積、あるいは後記の図 2.9 に示した面積から、カメルーンの木材生産の多くは、最も面積の広いコンセッションで行われていると考えられる。木材製品としては、丸太、製材、ベニヤ、合板に分けた ITTO の資料によれば 2014 年から 2018 年の生産量、国内消費量、輸出量は次のとおりである。なお、輸入量は 2017 年、2018 年に 7 万 m^3程度と他の項目に比べ極めて少ないためここでは掲載していない。

[1] カメルーンの森林・野生動物省のこと（以下、MINFOF という。）

図 2.4 木材製品の生産量、国内消費量、輸出量　（単位：1,000m³）

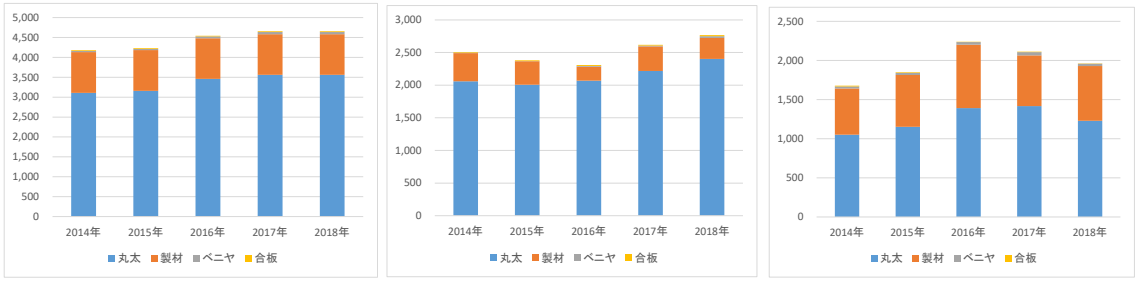

生産量　　国内消費量　　輸出量

Biennial review and assessment of the world timber situation 2017-2018 ITTO から作成

生産量の総量としては 400～450 万 m³/年であるが、その多くは丸太として出荷されており、次は製材である。ベニヤ、合板は極めて少ない。輸出の多くは丸太ではあるが、製材の占める割合は生産量での比率に比べ高くなっている。

カメルーンの木材製品輸出先国は、カメルーン編の付属資料 - 1 に示すとおり従来のヨーロッパ諸国から近年はアジアに移行している。図 2.5 をみると 2017 年における輸出先国別の輸出額においては中国、ベトナムで全体の 47%を占め概ね半数であるが、EU 諸国にあってはベルギー、イタリア、フランス以下全体でも 36%である。日本は図 2.6 に示すとおり、製材（HS コード 4407）、丸太（HS コード 4403）などを主な木材製品として概ね 3 億円/年を輸入している。

図 2.5 カメルーン木材製品輸出先国　（2017 年）

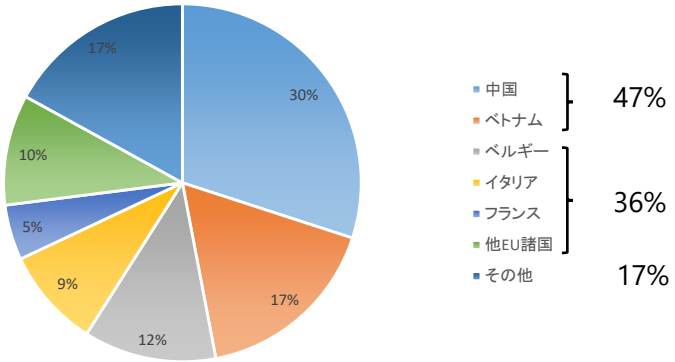

COUNTRY OVERWIEW TO AID IMPLEMENTATION OF THE EUTR (UN-WCMC[2])から作成

2 WCMC とは、UNEP（国連環境計画）の下部組織。

2.6 日本のカメルーンからの木材製品の輸入額

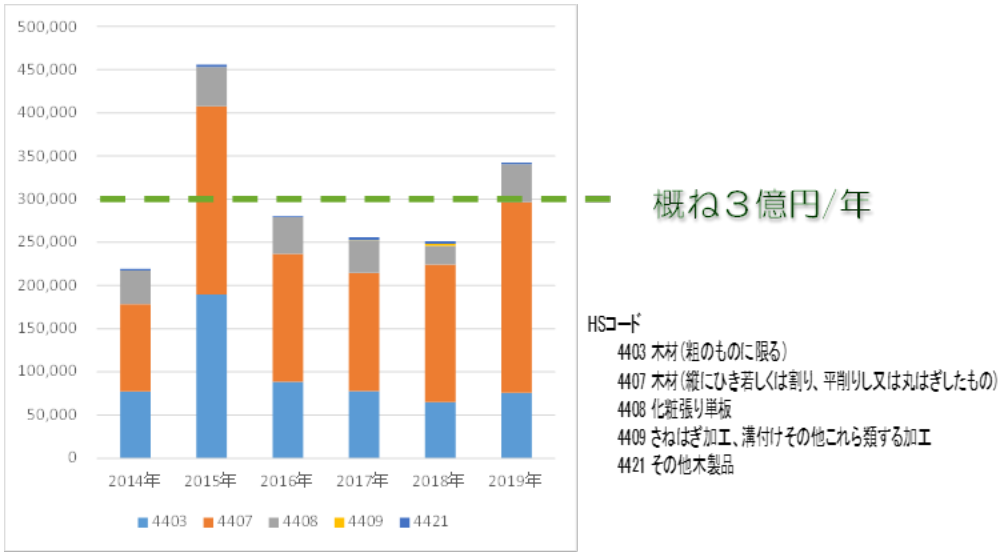

日本財務省貿易統計のデータから作成

2-2-3　森林認証システムの導入状況

カメルーンには、森林認証機関として FSC、PEFC 、OLB の 3 種がある。

FSC は、その WEB サイトにある Facts and Figures によると森林管理認証が 2012 年から、CoC 認証が 2008 年から登録件数が記載されている（図 2.7 参照)。森林管理認証は、2013 年、2014 年の 5 件、100 万 ha を最高にその後は件数、面積ともに減少している。CoC 認証は、2011 年、2014 年に 13 件の登録があったが、近年は 6 件に減少している。その状況にあって、FSC は新たな NFSS（National Forest Stewardship Standard）を 2020 年 12 月 29 日からカメルーンへの適用を開始した。この NFSS は第 5 版「原則と基準」であり、無傷の森林、小規模で低密度のコンセッション、村落共同体共有林を含む幅広い森林タイプに適用できるとされている。

図 2.7 FSC の認証状況

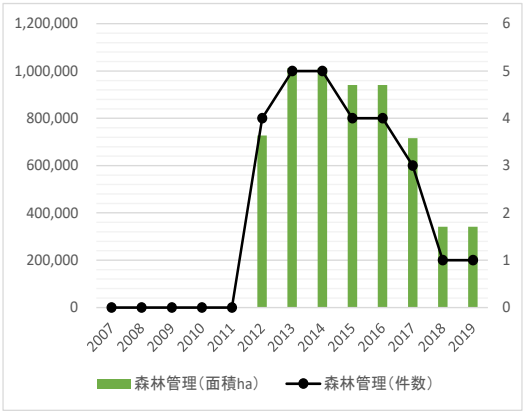

森林管理認証

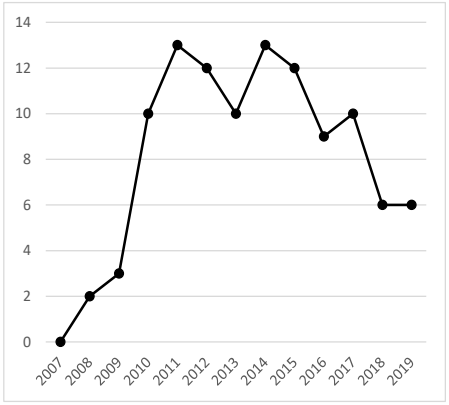

CoC

FSC Facts & Figures の各年 12 月のデータから作成

カメルーンの PEFC 認証は、2007 年 7 月に設立された PAFC[3]カメルーンが、同年 10 月に PEFC との相互承認を開始したことに始まる。しかし、PEFC の Web サイトをみても森林認証、CoC 共に認証の実績についての記載は無い（2021 年 1 月時点)。

OLB 認証は、世界的なフランスの認証機関である Bureau Veritas 社が運営しているものである。森林管理認証において FSC、PEFC が持続的管理に重きを置いていることに対して、OLB は合法性に重きを置いている(木材原産地と事業者の法令順守の保証の提供)ことに特徴があるとされている。また FSC、PEFC が森林管理認証と呼んでいることに対して OLB は EF 認証と呼んでいる。EF とは英語の Forestry Enterprise（林業事業者）の仏語の略語である。OLB 認証がカメルーンにおいていつ開始されたかは明らかにできなかったが、2020 年 8 月 4 日時点で EF 認証が 9 件、2,995,756ha、CoC 認証が 14 件である。

FSC と OLB の認証状の例をカメルーン編付属資料 - 2(1)、(2)に示す。

2-2-4　違法伐採に関する関連情報

WCMC の報告書（COUNTRY OVERVIEW TO AID IMPLEMENTATION OF THE EUTR　2020 年 4 月）には、カメルーンの違法伐採に関して次の記載がある。

① 違法伐採の内容として、伐採禁止樹種の伐採、伐採許可以上の伐採、技術基準を満たさない伐採があること。

② 違法伐採が発生する原因としては、土地分類の重複、曖昧な境界による土地利用の不整合、低質なデータに基づく森林管理計画、伐採許可割り当ての不透明さがあること。

③ こういった状況の下で、MINFOF は、2012 年 4 月にはサルベージライセンス[4]及び伐採木搬出ライセンスの許可を取り消したことがあり、以来この二つの許可はほとんど

[3] Pan African Forest Certification

[4] 山火事、風害などによる被害木が無価値になる前に回収することを主な目的として行われる伐採。

付与されていないこと。

④ MINFOF は 2019 年 11 月には超過伐採量と技術基準を満たしていないとの理由で二つのコンセッションの操業停止処分がなされたこと。

同報告書はカメルーンのコンセッションについて、森林認証プロセスを通じて森林管理に取り組んでいるコンセッションは、認証を受けていないコンセッションと比較して、より良い労働条件、生活環境、利益共有メカニズムを有していると評価している。また近年オランダの林業企業がカメルーン国内のコンセッションをアジアの会社に売却したが、コンセッションを購入した会社が必ずしも認証条件を維持していないとして FSC は認証を取り消したとしている。こういった状況が近年の FSC 認証件数の減少に関係があるともしている。

2.3 EU との VPA の進捗状況

VPA（Voluntary Partnership Agreement）は、二国間パートナーシップ協定と呼ばれている。この協定は、違法伐採に対処し、森林ガバナンスを改善し、合法的な木材製品の取引を促進することを目的としたものである。EU とインドネシアは既に VPA をお互いに批准し、インドネシアは木材の合法性を証明する FLEGT ライセンスを付けた木材を EU 諸国に輸出している。同様な FLEGT ライセンスを発行すべくカメルーンも EU と交渉を続けてきている。カメルーンは 2007 年に交渉を開始して以来、大まかな経緯は次のとおりであるが、2020 年末現在まだ FLEGT ライセンスの発行に至っていない。

2007 年　VPA 交渉開始
2010 年　VPA 合意
2011 年　VPA 批准
2012 年　合同実施評議会と合同モニタリング委員会の開催
同年　　カメルーン国家モニタリング委員会の設置
2013 年　FLEGT ライセンス発行手続きに係る法令発行
2014 年　関連する 4 つのワーキンググループの設立
2015 年　カメルーン初の認証機関を認可
2017 年　カメルーン初の合法性証明書の発行
2020 年末現在　FLEGT ライセンス未発行

2-4　森林の伐採段階における法令

2-4-1　森林伐採に関する行政の体制

カメルーンの森林・林業行政は、MINFOF が所管している。首都ヤウンデに本省があり、州、県に地方事務所が置かれており、州の事務所は DRFOF（Délégation Régional des Forêts

et de la Faune）と呼ばれ、県の事務所は DDFOF（Délégation Départemental des Forêts et de la Faune）と呼ばれている。

森林・野生動物省（MINFOF）の森林局およびその下部部署が伐採許可を担っており、下図は本省内の関連部署間の手続きの流れを示している。伐採許可の種類は、「2-4-3　伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要」で述べる。

図 2.8 伐採許可手続きフロー

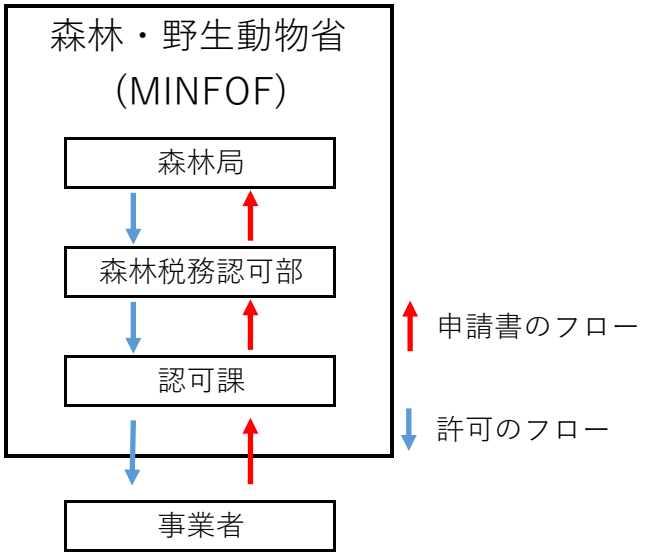

現地再委託調査報告書から作成

2-4-2　法令の概要と運用状況

カメルーンにおける森林・林業の行政に関する重要な法令としては、「森林・野生生物・漁業の管理制度に関する法律（第 94 号/01、1994 年 1 月 20 日付け）（以下、法律という。）」と「森林管理システムの実施手続き　首相令第 95 号/531、1995 年 8 月 23 日付け（以下、首相令という。）」がある。

法律第 94 号/01 では森林を管理の種類毎に区分している。その条項を基に整理すると次図のとおりとなる。この図の太線枠で囲った枠に該当する区分が木材生産の対象森林である。

図 2.9 森林管理面での森林区分

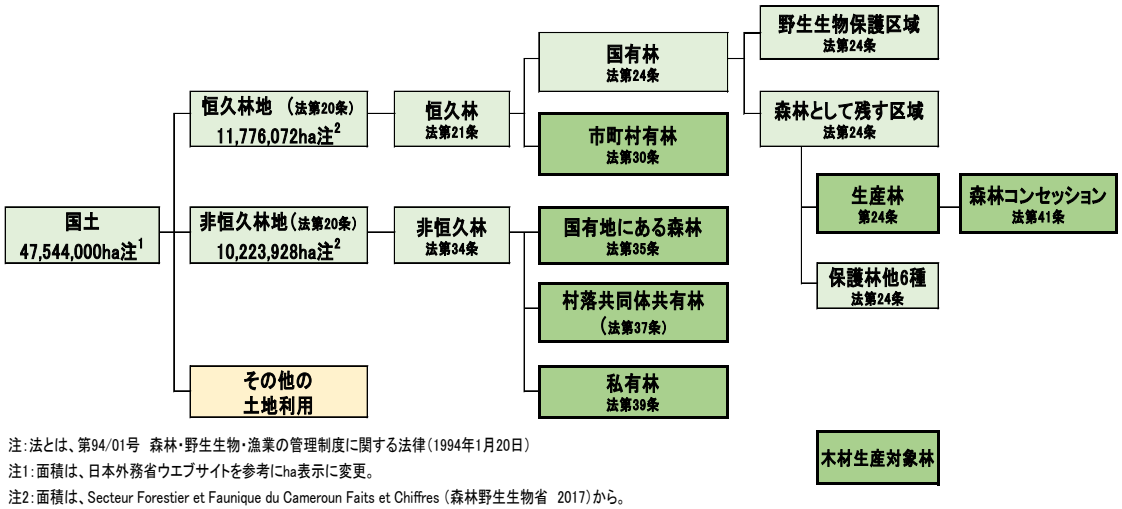

注:法とは、第94/01号 森林・野生生物・漁業の管理制度に関する法律（1994年1月20日）
注1:面積は、日本外務省ウエブサイトを参考にha表示に変更。
注2:面積は、Secteur Forestier et Faunique du Cameroun Faits et Chiffres（森林野生生物省 2017）から。

法律第 94 号/01 を参考に作成

森林地は恒久林地と非恒久林地に分けられている。恒久林地とは、永続的に森林または野生生物の生息域、生育域として利用される土地であり、非恒久林地とは森林以外の土地利用に転換可能な森林域であるとされている（法律第 94 号/01 第 20 条)。恒久林地にある森林は、恒久林であり国有林と市町村有林とに分けられる（法律第 94 号/01 第 21 条)。

なお、恒久林地と非恒久林地の面積を足すと 22 百万 ha となり、国土面積の約 46%となる。前出の図 2.2 では森林とその他の森林で国土の 2/3 を占めているとなっているが出典の違いによる数値の違いが大きい。

国有林は、次のように二つのカテゴリーに分けて利用目的が設定されている（法律第 24 条)。

1. 野生生物保護区域・・・国立公園、野生生物保護区域、狩猟区域、国家に属する狩猟用動物の生産地、国家に属する動物園、野生動物サンクチュアリ、バッファゾーン
2. 森林として残す区域・・・生態学的保護区、生産林、保護林、レクリエーションの森、教育・研究林、植物サンクチュアリ、植物園、植林地

市町村有林は、「市町村に関する分類法規の対象となる森林、あるいは当該市町村によって植林された全ての森林とみなすとされ、当該市町村の普通財産である（同法 30 条)」とされている。

国有地にある森林は、「本法の第 24 条、第 30 条および第 39 条に規定されているカテゴリーに該当しない森林であるとされており、果樹園、農園（プランテーション)、休耕地、営農地に付随する植林地、牧草地、アグロフォレストリーは国有地にある森林には含まれない。しかし、森林被覆の回復後に所有権の対象となっていない旧休耕地、農地、牧草地は新たに国有地にある森林であるとみなされることがある（法律第 35 条)」となっている。

村落共同体共有林については法律第 37 条において、「森林を所管する行政機関は、関心を示す村落共同体による森林資源管理を目的として当該村落共同体に対して支援するものとする。その場合、当事者間で協定書への署名が行われる。このようにして実施される技術支援は無償で村落共同体に提供されるものとする。」となっている。また、「村落共同体共有林の利用から生じるあらゆる種類の林産物は、当該村落共同体に帰属する。」ともされている。

私有林は、法律第 39 条において「自然人または法人が植林し、現行の法規に従って取得された土地にある森林である。私有林の所有者は、不断かつ持続的な収穫のために森林を所管する行政機関の支援を得て簡易管理計画を作成するものとする。」となっている。

カメルーン全国の林地配置図が、World Resources Institute の協力により MINFOF から発行されている。2019 年版をカメルーン編の付属資料 - 3 に掲載する。

2-4-3　伐採に関する許認可制度の状況及び許可等の法令に基づく書類の概要

1) 伐採制度

森林伐採については、法律第 94 号/01 の第 41 条～62 条において規定されている。その中で、「森林伐採許可は、カメルーン国に居住する自然人またはカメルーン国に本社をおき、その資本構成が森林を所管する行政機関既知の会社にのみ与えられる。(第 41 条第 2 項)」とされている。国有生産林の伐採については、「伐採木材の売却または伐採協定の形でなされる。(第 44 条第 1 項)」となっており、森林伐採協定に基づき実施されている。森林伐採協定は、「加工業者に木材を長期的に供給するため、森林コンセッションから一定量の材積を入手する権利を受益者に付与する。森林伐採協定には、仕様が添付され、国家および受益者の権利と義務が明記される。割り当てられた材積量は、いかなる場合においても、当該整備ユニットの年間伐採許容量を超えてはならない。(第 46 条第 1 項)」、また「森林伐採協定は、15 年間の更新可能な期間で締結される。伐採協定は、3 年ごとに評価を受ける。(同条第 2 項)」とされている。コンセションの規模については、「一つのコンセッションに割り当てられる総面積は、不断かつ持続的な収量と既存あるいは設立予定の加工業者の能力に基づいて算定されたコンセッションのポテンシャルに応じるものとするが、いかなる場合においても、20 万ヘクタールを超えてはならないものとする。(第 49 条第 1 項)」となっている。

カメルーンには、森林伐採、森林利用に関して上記のコンセションの他にも幾つかの制度がある。これらについては、VPA の「Annex II 合法性マトリックス」を基に整理した。この合法性マトリックスによると、7 種の伐採許可と 1 種の木材加工許可がある。これらの許可の種類を上記の図 2.9 と関連付けて図 2.10 にまとめた。なお、図 2.10 ではそれぞれの許可の主な法的根拠となっている法律名と首相令の条項番号を記載した。また詳細については、カメルーン編の付属資料 - 4 に記載した。

図 2-10 伐採許可および木材加工許可の種類と根拠となる法令とその条項

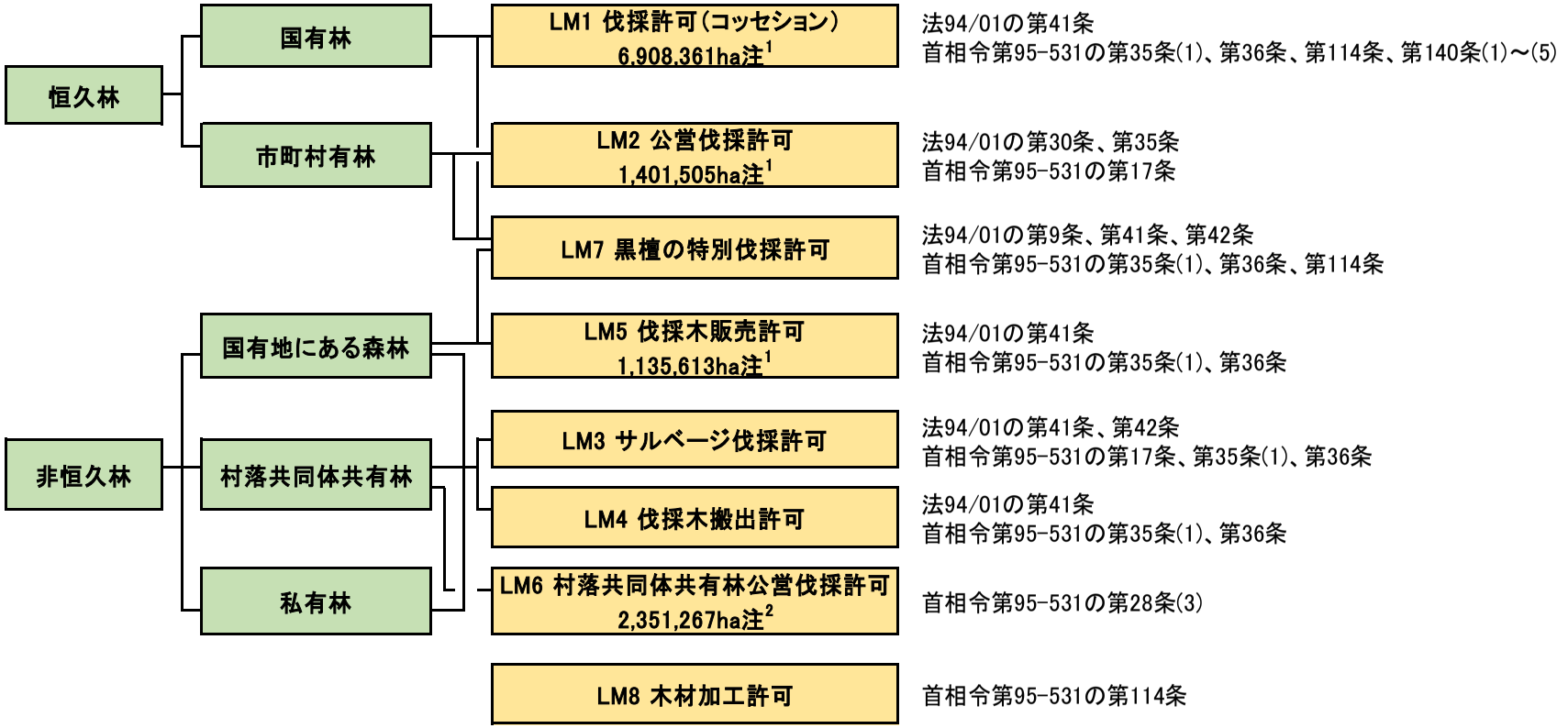

注[1]:面積はAtlas Forestier 2019 (MINFOF, World Resources Institute)から(巻末資料-5(1)～(4)参照。)

注[2]:面積はDOMANI FORESTIER DU CAMEROUN 2019 (MINFOF)から

森林の種類と法令、条項は VPA-Annex II 合法性マトリックスを参考に作成

2) 保護地域及び樹種

前出の 2-4-2 の項で述べたとおり、カメルーンには数種類の保護地域がある。DOMAINE FORESTIER DU CAMEROUN (MINFOF　2019 年 12 月)版によると、保護地区の設定状況は次のとおりである。

表 2.2 保護地区などの種類、箇所数、面積

種類	箇所数	面積（ha）
既設国立公園	20	3,234,763
準備中の国立公園	6	614,546
既設野生生物保護地区	4	693,672
既設サンクチュアリ	4	102,742
建設中のサンクチュアリ	2	46,675
計	36	4,632,398

DOMAINE FORESTIER DU CAMEROUN (MINFOF　2019 年 12 月)版から作成

カメルーンは次表に示す 31 樹種の丸太輸出を禁止している（省令第 0021/2018 年 2 月 19 日の第 1 条)。一方、次表の右列に示す 23 樹種は VPA では輸出禁止としている（VPA Annex I-B)。それぞれの資料では、一般名での記載であることから、参考のために学名を併記したが学名を特定できない樹種が幾つかあった。省令第 0021/2018 の第 1 条には、輸出振興の樹種をカテゴリー 1 と 2 に分けた一覧を公表している。該当する樹種をカメルーン編の付属資料 - 6 に示した。

表 2.3 カメルーンから輸出が禁止されている樹種一覧

番号	学名	カメルーンでの一般名		番号
		省令第0021/2018記載の丸太輸出禁止樹種	VPA Annex I-B記載の輸出禁止樹種	
1	*Khaya grandifoliola*	ACAJOU A GRANDES FOLIOLES	ACAJOU	1
2	*Khaya anthotheca*	ACAJOU BLANC		
3	*Khaya ivorensis*	ACAJOU DE BASSAM/NGOLLON		
4	Aningeria altissima	ANNINGRE A	ANINGRE	2
5	Aningeria robusta	ANNINGRE R		
6	*Pericopsis elata (=Afrormosia elata)*	ASSAMELA/AFROMOSIA	AFROMOSIA	3
7	*Mansonia altissima*	BETE/MANSONIA	BETE/MANSONIA	4
8	*Guarea cedrata, Guarea laurentii* *(ITTO のWeb サイトでは両学名が当てられている)*	BOSSE CLAIR	BOSSE	5
9	*Guarea thompsonii*	BOSSE FONCE		
10	*Guibourtia tessmannii* *G. pellegriniana*	BUBINGA ROSE	BUBINGA	6
11	*G. demeusei* *(どの学名が該当するか特定できない)*	BIBINGA ROUGE		
12	*Lovoa trichilioides*	DIBETOU/BIBOLO	DIBETOU	7
13	*Afzelia pachyloba*	DOUSSIE BLANC/PACHYLOBA	WHITE DOUSSIE/APA	8
14	*Afzelia bipindensis*	DOUSSIE ROUGE/BIPENDENSIS	RED DOUSSIE	9
15	*Ceiba pentandra*	FROMAGER/CEIBA	FROMAGER	10
16	*Pycnanthus angolensis*	ILOMBA	ILOMBA	11
17	*Chlorophora excelsa*	IROKO	IROKO	12
18	*Gambeya beguei*	LONGHI/ABAM	LONGHI/ABAM	13
19	*Tieghemella africana*	MAKORE/DOUKA	DOUKA	14
20	*Baillonella toxisperma*	MOABI	MAOBI	15
21	*Distemonanthus benthamianus*	MOVINGUI	MOVINGUI	16
22	Antranella congolensis	MUKULUNGU	−	−
23	*Guibourtia ehie*	OVENGKOL/BUBINGAE	OVANGKOL	17
24	*Pterocarpus (学名を特定できない)*	PADOUK BLANC	PADOUK	18
25	*Pterocarpus soyauxii*	PADOUK ROUGE		
26	*Swartzia fistuloides*	PAO ROSA	PAO ROSA	19
27	*Entandrophragma cylindricum*	SAPELLI	SAPELLI	20
28	*Entandrophragma utile*	SIPO	SIPO	21
29	Tectona grandis	TECK	−	−
30	*Millettia laurentii*	WENGUE	WENGUE	22
31	*Microberlinia brazzavillensis*	ZINGANA/AMUK	ZINGANA	23

注1:学名は、「熱帯の有用樹種(農林省熱帯農業研究センター 昭和53年2月10日)」と「熱帯植物要覧(社団法人大日本山林会 昭和62年2月10日」およびITTO のWebサイトを参考にした。

一般名の左列は ARRETE No. 0021/MINFOF DU 19 FEVRIER 2018 MODIFIANT LA CLASSIFCATION DES ESSENCES FORESSTIERES の第 1 条から、右列は VPA ANNEX I-B から作成

3) 伐採に係る先住民や地域住民の権利（慣習権、自由で事前の十分な情報に基づく合意（FPIC））

カメルーンは、気候変動対策として森林減少・森林劣化に由来する温室効果ガス排出の削減活動を REDD＋メカニズムに沿って実施することを 2008 年コミットしている。このコミットに続いて、REDD＋メカニズムを先住民について強く意識した住民参加型のプロセスとする予定であり、住民の FPIC の権利を尊重するという観点からの近年の動向であると言える。

(1) 地元住民の利用権と慣習権

法律第 94 号/01 の第 8 条第 1 項では、「利用権または慣習権とは、周辺住民に認められた個人の利用を目的とした保護種を除くすべての林産物・野生生物・水産物を利用する権利を

指す。」となっており、地元住民の父祖の土地にある天然資源の管理に参画することを保証している。

(2)　地元住民の森林負担金の導入への参画

森林負担金の割合は、村落共同体の発展のために村落共同体に委ねられている（法律第 94 号/01 第 67 条第 2 項、第 68 条第 2 項および第 3 項)。森林負担金は、政府が定めた森林コミュニティが受けた損害の代償措置として、特定の方法によって徴収することができる。

(3)　地元住民が地域の管理に参画する。

国有林の区分において通常の利用権を有する先住民の社会環境に考慮し、利用権を制限する場合には政令によって定められた手続きに従って補償を受けるものとするとされている(法律第 94 号/01 第 26 条第 1 項)。そのために、マスメディア、県、市町村および関係する州の森林を担当する行政機関は、ポスターその他の手段を通じて住民に情報を提供していると言われている。同様に地元住民がその構成メンバーである森林農民委員会（CPF）は、森林行政当局との橋渡し役を務めるとされている。

4) 伐採に係る税金と手数料

森林伐採に係る税金等については、次のとおりである。

(1) 年間森林負担金（RFA）

資源へのアクセス権に対応し、伐採許可面積に基づいて最低入札価格と提案価格から構成されている。

- 伐採木材販売　=面積 ha x (2,500 FCFA[5] / ha +提案価格)
- 森林コンセッション　=面積 ha x (1,000 FCFA / ha +提案価格)

(2) 伐採税（TA）

伐採税は伐採量に基づき算定されるもので、あらゆる種類の伐採許可に準拠して伐採された丸太の FOB 価格を基に計算される(財務法第 242 条 2016 年)。

- 伐採税= FOB 価格の 4% x 伐採量 m^3

(3) 加工工場入荷税（TEU）

加工工場入荷税は加工工場に入る丸太に対して徴収される税である。加工工場入荷時に樹皮の下で測られた各丸太の実際の材積に応じて算出される。

- 加工工場入荷税= FOB 価格の 2.25%

(4) 譲渡税

譲渡税は 1ha あたり 100FCFA と定められている。

(5) 再生税

非木質林産物および特殊林産物に対する再生税は以下のように定められている。

[5] 現地通貨（セーファフラン)。1 ユーロ＝655.957FCFA の固定為替。

- 黒檀　100 FCFA/Kg
- ピジウム(Pygeum[6])の樹皮　25 FCFA/Kg
- その他の製品　10 F CFA/kg

(6) 林産物の販売価格は次のとおり。

a) 伐採許可に応じて、価格は樹種ごとの FOB 価格に対して設定される。

b) 柱材の価格は次のとおり。

- 10 cm^3以下は 柱材一本ごとに　10 FCFA
- 10 cm^3 ～ 20 cm^3 は柱材一本ごとに　30 FCFA
- 20 cm^3 以上は柱材一本ごとに　50 FCFA

c) 建設材（杭・ポスト用）の価格は次のとおり。

- 30 cm^3以下は一本ごとに　2,000 FCFA
- 30 cm^3 ～ 40 cm^3 は一本ごとに　3,000 FCFA
- 40 cm^3 ～ 50 cm^3は一本ごとに　4,000 FCFA
- 50 cm^3 以上は一本ごとに　5,000 FCFA

d) 二次林産品および特殊樹種の価格は 1 kgあたり 10FCFA とする。

e) 未回収の丸太の価格は各樹種の FOB 価格に基づいて定められる。

(7) 輸出サーチャージ

丸太の形で輸出される木材には、樹種に応じた輸出サーチャージが課せられる。サーチャージ料金は定期的に MINFOF によって見直される。

- アユース[7]　5,000 FCFA/m^3
- アユース以外の第 1 カテゴリー促進樹種　4,000 FCFA/m^3
- 第 2 カテゴリー促進樹種　1,000 FCFA/m^3

第 1 カテゴリー促進樹種、第 2 カテゴリー促進樹種とは、省令第 0021/2018 年 2 月 19 の第 1 条に設定されている輸出可能な樹種区分である。それぞれをカメルーン編の付属資料‐6 に示す。

2-4-4　伐採の合法性確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

カメルーンにおける木材合法性証明書は、「省令第 0004 号/2013 年 2 月 7 日」に基づいて発行される。主な条文を挙げると次のとおりである。

当省令は、「FLEGT のライセンス制度における合法性証明書を制定し、その交付手続きを定めるものであるとされており、合法性証明書は、伐採権・伐採許可あるいは木材加工場において、森林事業者が行う活動が合法的に実施されていることを証明するものである（第 1 条第 1 項、第 2 項)」としている。

---

6 *Prunus africana*

7 *Triplochiton scleroxylon*

合法性証明書は、「森林事業者が提出する書類に基づいて、森林を所管する大臣によって交付される（第 4 条)。木材加工場・森林コンセッションおよび市町村有林のケースでは 12 ヵ月、非恒久林地に付与された伐採権または伐採許可のケースでは 6 ヵ月間有効である（第 5 条)」とされている。

合法性証明書の公布手続きに関しては、「合法性証明書の申請書類は、デジタル化され森林情報管理デジタルシステム(SIGIF)に登録される。合法性証明書は、SIGIF のデジタルアプリケーションを通じて交付される（第 7 条)」となっている。合法性証明書の発行に関しては、「(1)合法性証明書は、森林を所管する大臣が申請書類を受領した後、以下（該当する文章はここでは省略する）の場合において 30 日以内に交付される（第 8 条)」とされている。

同省令の「第 5 章　民間の合法性証明書」の第 15 条第 1 項には「 公認された民間の認証を所持する森林事業者は、第 10 条で規定されている合法性証明書申請書類の要件の代わりに、申請時に有効な公認の認証機関が発行する証明書の真正コピーを提出することで、合法性証明書を得ることができる。」とされており、FSC などの民間の認証の有効性が謳われている。

2020 年 12 月現在、SIGIF システムは稼働していない。その理由としては、インターネット環境、電力供給、人材、予算の不足などがあげられている。

なお、上記の省令第 0004 号第 16 条は、「SIGIF が準備されるまでの間、森林を所管する大臣は、合法性証明書の交付を確保するために適切な措置を講じるものとする。」としている。図 2.11 は合法性証明書の発行手続きの大まかなフローを示したものである。

図 2.11 合法性証明書の発行フロー

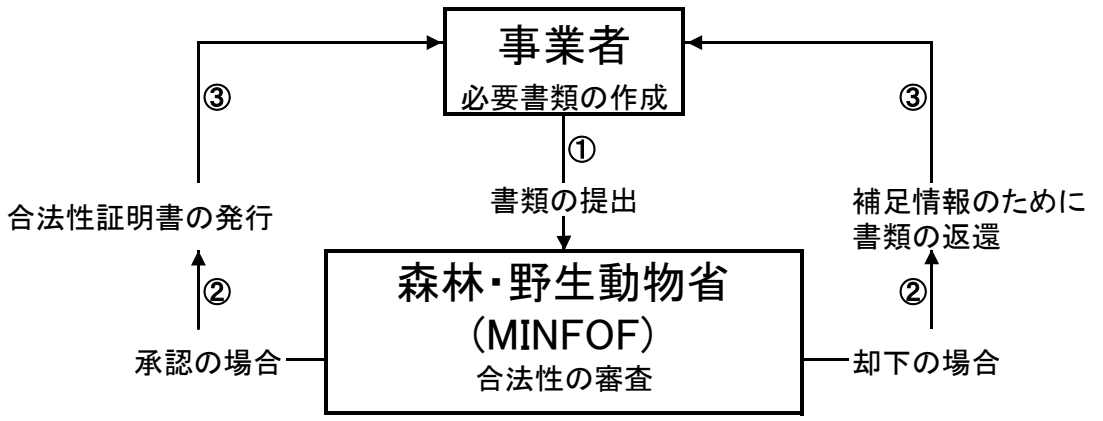

現地再委託報告書から作成

原典：Guide　d'informations　des operateurs du secteur forestier sur les critères et les modalités d'obtention　du　certificat　de légalité dans le cadre du régime d'autorisation flegt, GIZ, 2014

当省令に基づく木材加工工場を対象として 2017 年に最初の合法性証明書が発行され、以来 34 件の木材加工工場への合法性証明書が発行されている。合法性証明書の例をカメルー

ン編の付属資料 - 7(1)、(2)に示す。

2-5　木材の流通段階における法令等

2-5-1　木材の流通に関する行政の体制

森林・林業の管理を所管している MINFOF の下には、州事務所（DRFOF）と県事務所（DDFOF）の他に木材が輸出される港にも出先事務所が置いてあり、輸出木材製品の検査に当たっている。

前項の 2-4-4 に述べた SIGIF（森林情報管理デジタルシステム）は、立木調査、伐採、搬出、加工、輸出までの木材の一般的な流れの過程の中で森林官による管理およびデジタルシステムの活用方法が下の模式図に示されている。現段階では SIGIF の運用は未だではあるが、カメルーン政府が考えている木材製品の流通管理の概要が分る。

図 2.12 木材の流通と管理の概要

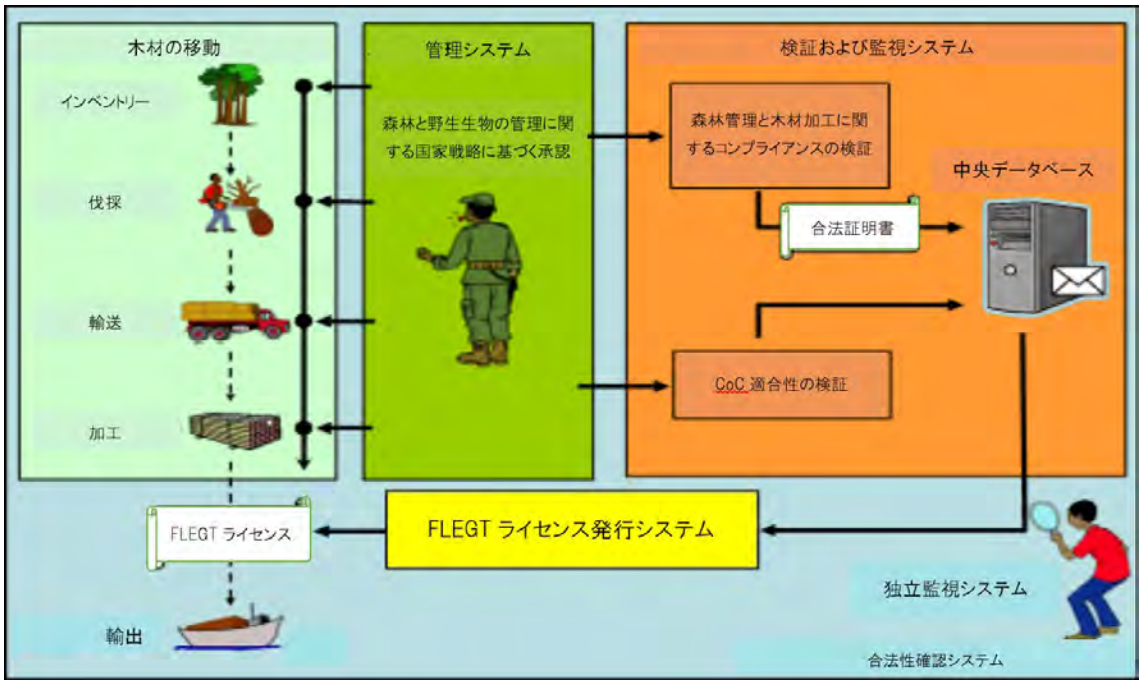

出典：Présentation du prototype Système de Traçabilité de Bois au Cameroun 2011 からの図に本事業による邦語訳をつけた。

2-5-2　木材の流通段階における法令等の概要と運用状況

木材の流通に関する法令としては、首相令第 95/531 号（1995 年 8 月 23 日付け）の第 127 条に伐採木の搬出、運搬等について次のとおりとなっている。

（1）森林を離れる前に全ての丸太には規定に基づく印が付けられなければならない。森

林を出る前にすべての丸太に印を付ける手順は、森林大臣によって定められるものとする。工業用丸太、特に規定条件で規制マークが付けられていない丸太を輸送することは禁止される。

(2) 林産物の運送業者は、森林管理局の職員によって最初に作成された規制スタイルの控え付き台帳に特に輸送される製品の量と仕様、およびそれらの原産地を記載した委託書を持っている必要がある。森林管理局の職員は、提示された文書が輸送中の製品と一致していることを確認するためのチェックを何時でも実行できる。

(3) 道路、鉄道による丸太の輸送は、運輸および森林の両大臣の共同命令によって管理される。

写真 2.1 丸太への表示例

出典：Rapport Annuel Conjoint 2017、Cameroun –Union Europeenne

2-6 木材加工段階における法令等

木材加工に関しては、首相令第 95/531 の第 VI 編「第 II 章　林産業」に次のとおりとなっている。

第 114 条　(1)　林産物の第一次加工のための工場の操業を望む自然人あるいは法人は誰であっても工場の設置に先立ち、鉱山、森林および工業に関する行政官庁に有効な申告書を提出しなければならない。その申告の過失については行政的な罰金による処罰を受ける。その科料の額の計算と徴収の方法についてはそれぞれの機関において示される。

(2)　有害な廃棄物を排出するような林産物加工の工場の操業の管理の条件は、有毒廃棄物または危険、不健康、騒音または有害な取引を行うための建物に適切に適用される法律または規制に定められているとおりである。

(3)　フランス工業体制下で承認された林業事業の義務は、法律第 74 条[8]に従い、産業大臣

[8] 法律第 94/01 第 74 条-「投資法または産業自由地帯に関する法律の枠組みの中で、森林と産業を担当する大臣の共

と森林大臣の共同命令によって定められる。
第 115 条 (1) 森林施業許可を得ていない林産物加工工場の所有者は、地域の市場から丸太の供給を得なければならない。
(2) この方法で購入された林産物は、有効な営業許可の下で他と混ざらない状態で産出し、この法令に定められた規則に準拠する必要がある。
(3) 林産物の第一次加工工場の所有者は、入庫する産物の仕様、原産地に関する記録と出庫する加工物に関する量、質および出荷先に関する記録を残さなければならない。
(4) この項目に適用される規則は林業大臣により定められる。

2-7 木材・木材製品を輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

木材、木材製品の輸出に当たっての港湾での手続きの概要を入手することができた。それによると丸太、一次加工木材製品の手続きは同じようである。木材製品の港湾到着後の手続きの流れは次のとおりである。なお、この手続きはコンテナ輸送の場合が示されている。これらの手続きの過程で発行される一部の書類の例はカメルーン編の付属資料－8～11 に添付した。

1. 港湾受入時の確認
   1.1 DDFOF（県 MINFOF 事務所）による材と運送状の照合
2. 植物防疫証明書の発行
   2.1 民間木材防疫処理場での防疫処理
   2.2 農業村落開発省港湾事務所へ植物防疫証明申請書の提出
   添付書類：
   ①木材処理証明書
   ②販売契約書
   ③パッキングリスト
   ④製材仕様書（付属資料 - 8）
   2.3 農業村落開発省港湾事務所による植物防疫証明書（付属資料 - 9）の発行
3. コンテナ梱包証明書の発行
   3.1 事業者は DDFOF（県 MINFOF 事務所）および税関にコンテナ梱包証明書の発行申請書を提出　　添付書類：製材仕様書
   3.2 DDFOF によるコンテナ梱包報告書と製材仕様書（付属資料 - 10）の発行
   3.3 税関によるコンテナ梱包証明書（付属資料 - 11）の発行
4. DEFOR（州 MINFOF 事務所の署名付きの文章）の取得
   4.1 事業者は DDFOF へ DEFOR 申請書と製材仕様書への署名依頼

同命令により、販売されていない種や他の林産物を促進する目的で、特定の措置を講じることができる。」となっている。

4.2 これらの書類への署名の後、同書類は DRFOF(州 MINFOF 事務所)へ送付

4.3 DRFOF(州 MINFOF 事務所)による署名

5. SGS による輸出申告書の発行
6. 輸出申告書の手形決済
7. 港湾使用料の支払いと船積み
   (港湾使用料の支払いにより原産地証明の発行が可となる)
8. 輸出

2.8 カメルーンのガバナンス情報

カメルーンの森林政策に関して、イギリスの CHATHAM HOUSE[9]は、「カメルーン政府は、違法伐採と戦うために国および地方レベルで管理ユニットを設置したものの、依然として汚職があることと説明責任メカニズムが弱い。しかしながら、市民社会による森林モニタリングの改善が、政府のより強力な対応と管理活動の増加に繋がってきた。」と報告している。次の図は同報告書に掲載されているものである。

図 2-13 カメルーンの森林・林業ガバナンス評価

CHATHAM HOUSE の WEB サイト(Forest Governance & Legality)から作成(本事業による仮邦語訳)。

9 イギリスのシンクタンクで王立国際問題研究所と呼ばれている。

カメルーン編付属資料

付属資料 - 1 カメルーンの木材製品の主な輸出先の変遷

付属資料 - 2(1)　FSC の認証状

付属資料 - 2(2)　OLB の認証状

付属資料 - 3 カメルーンの森林配置

付属資料 - 4 木材合法性に関する各種の許可と根拠法令

付属資料 - 5(1) コンセッション一覧

付属資料 - 5(2) 市町村有林 公営伐採許可一覧

付属資料 - 5(3) 国有地にある森林の伐採販売許可一覧

付属資料 - 5(4) 木材加工許可一覧

付属資料 - 6 促進カテゴリー別樹種名

付属資料 - 7 木材合法性証明書の例（加工工場）

付属資料 - 8 製材仕様書（事業者による作成）

付属資料 - 9 植物防疫証明書

付属資料 - 10　木材仕様書（MINFOF による作成）

付属資料 - 11　コンテナ梱包証明書

付属資料 - 1　カメルーンの木材製品の主な輸出先の変遷

2007 年

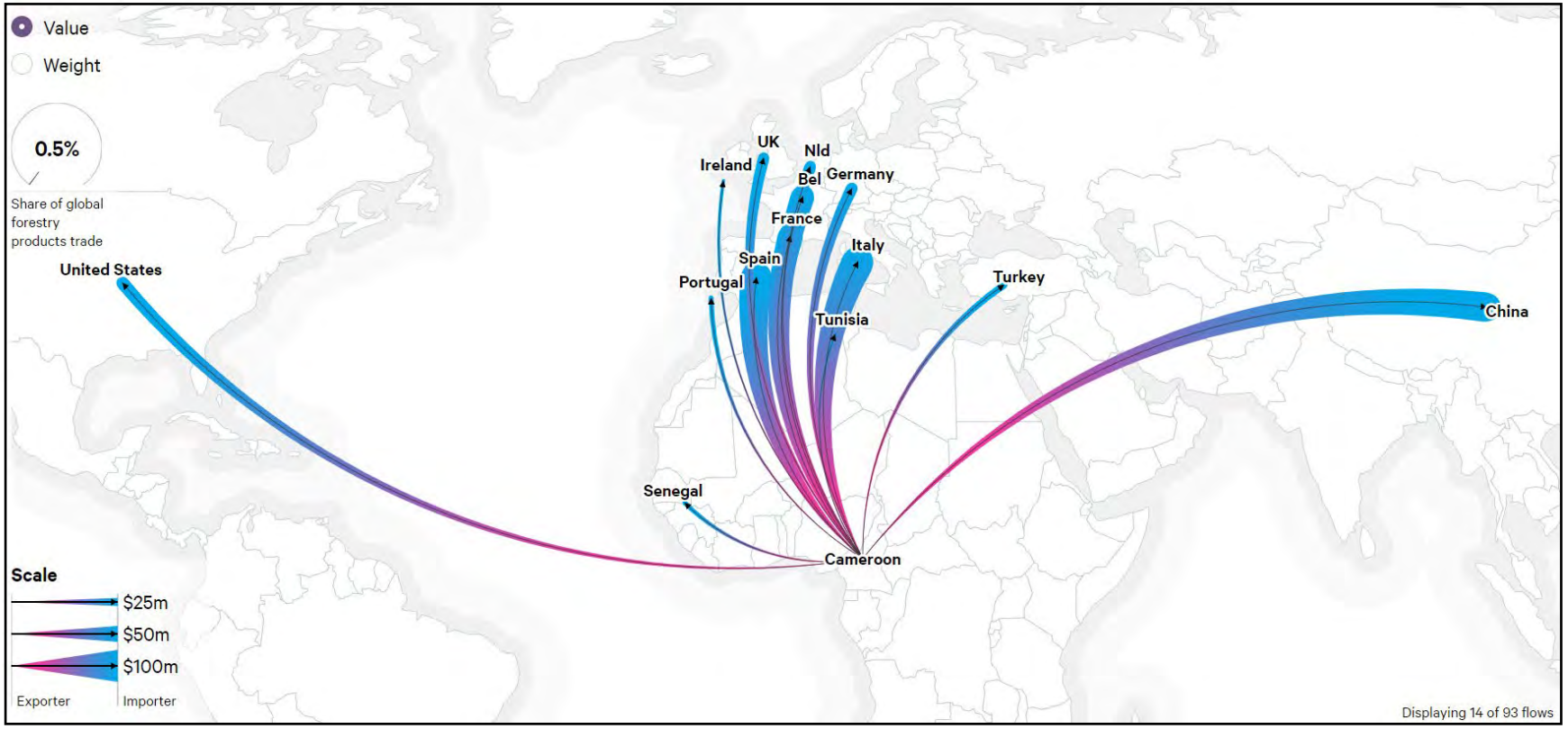

出典：Chatham House, ‘resource trade .earth’

2011 年

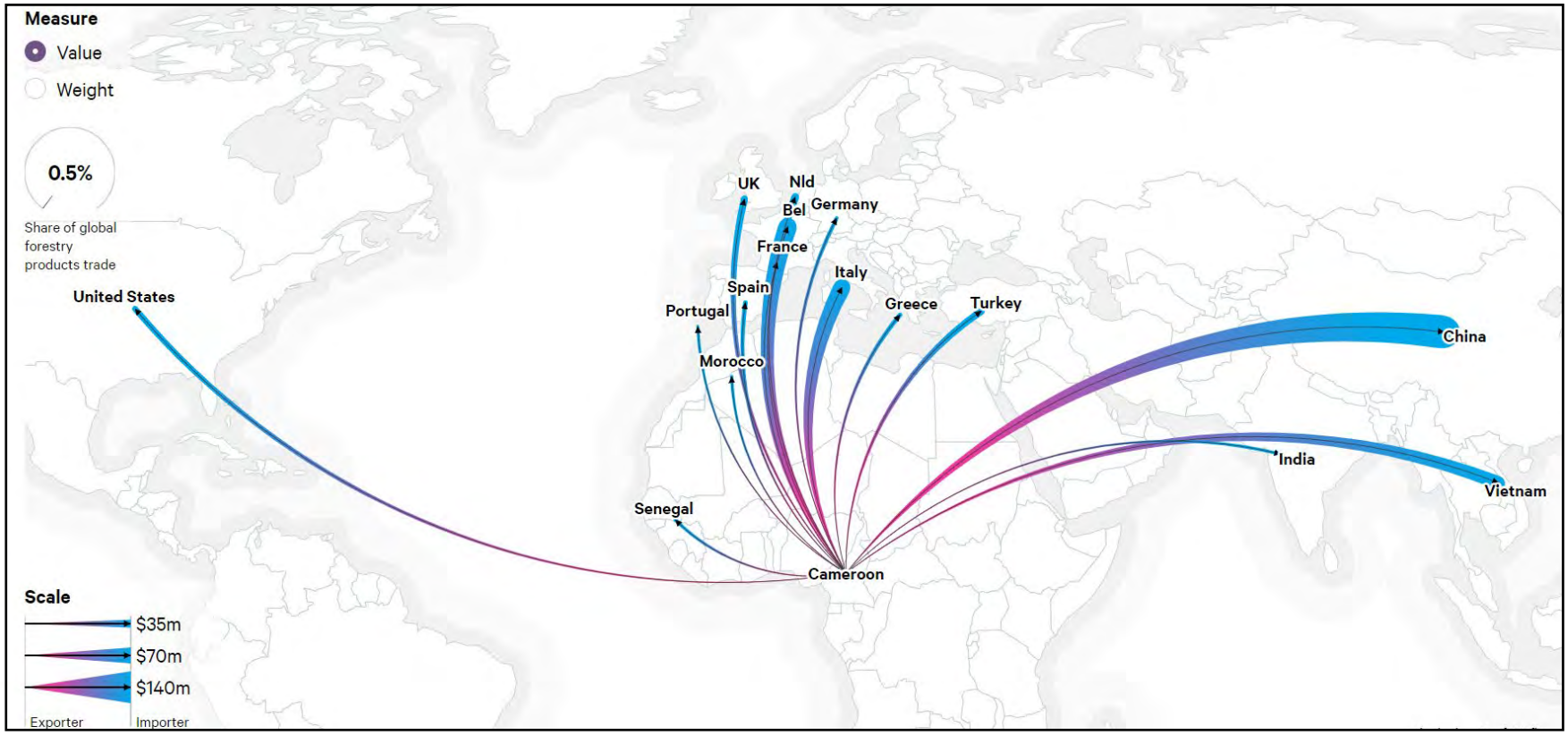

出典：Chatham House, ‘resource trade .earth’

2014 年

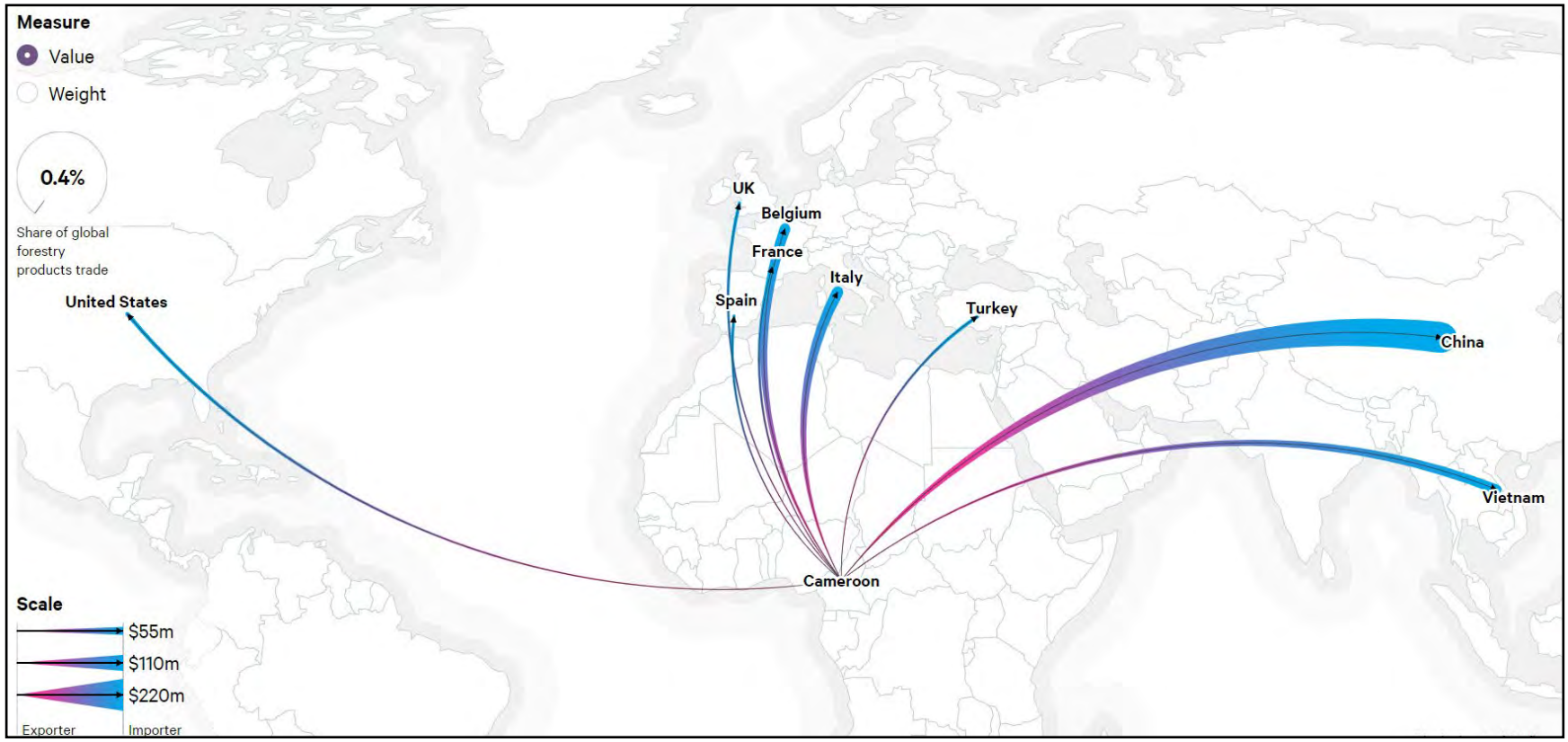

出典：Chatham House, ‘resource trade .earth’

2017 年

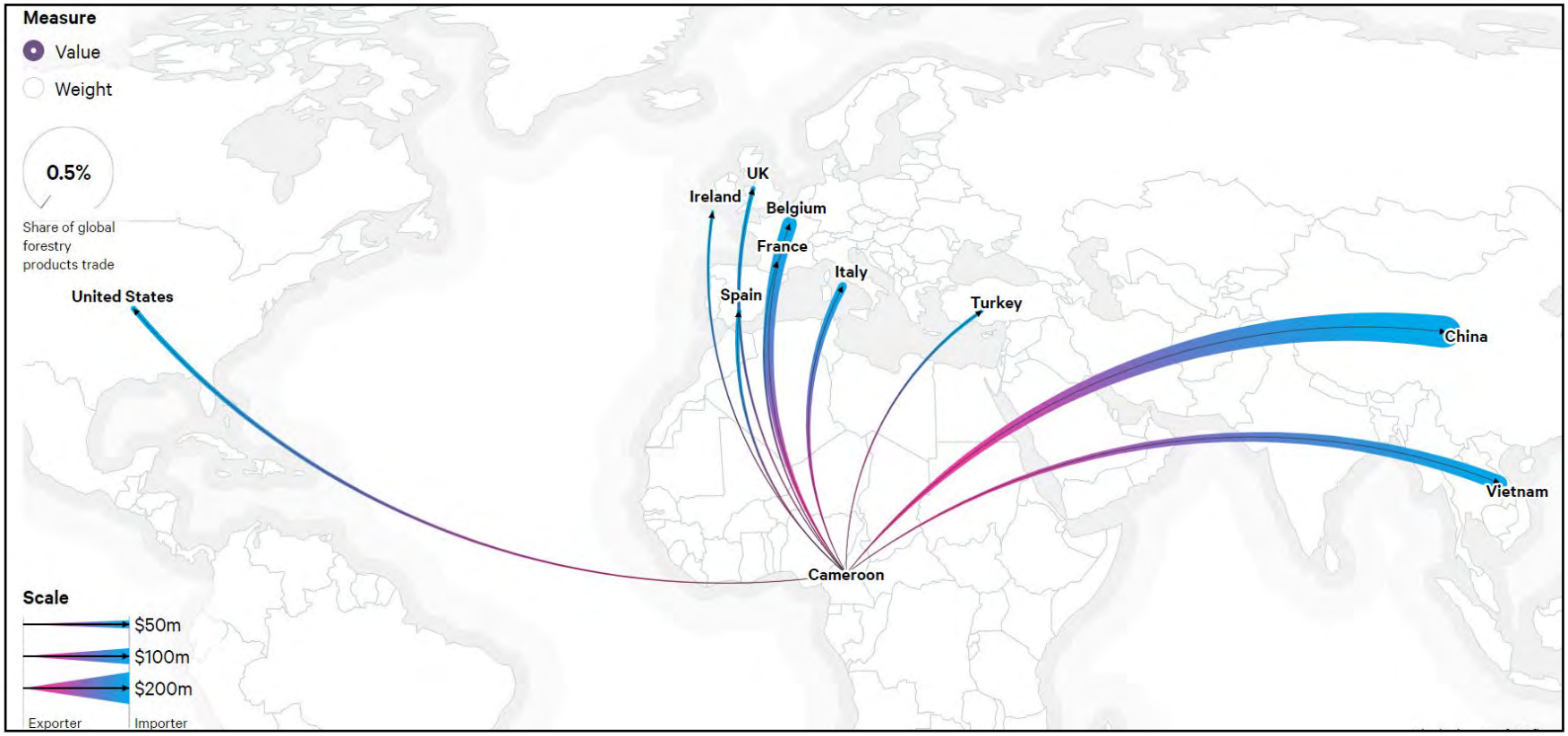

出典：Chatham House, ‘resource trade .earth’

付属資料 - 2(1)　FSC の認証状

森林認証

BUREAU VERITAS
Certification

[redacted]
[redacted] Douala Cameroun

Bureau Veritas Certification Holding SAS certifies that the company has implemented a responsible forest management according to the Forest Stewardship Council™ principles and criteria, in the following forest(s):

Standard

FSC-STD-CAM-01-2012 Cameroun Natural and Plantations, version 1

For its activities concerning:

UFAs 10 030, 10 031, 10 039, 10 041, 10 042, 10 044 for a total area of 341 708 ha all located in East region of Cameroon *

* Updated and full list of products, species available and/or group members on the FSC database (www.info.fsc.org)

Date of certification decision: 24/09/2018
Certification cycle start date: 07/10/2018
Expiration date: 06/10/2023

FSC Certificate code: BV-FM/COC-832214
BV Certificate No./Version: 5.2

Contract No. CT180131A-005
Issue date : 28/09/2018

Jacques Maillon – Bureau Veritas Certification France Director
Signed on behalf of Bureau Veritas Certification Holding

asi accredited ASI-ACC-016

FSC www.fsc.org FSC® A000504

The mark of responsible forestry

出典：WEB サイトから入手

CoC

BUREAU VERITAS
Certification

CERTIFICATE

Number: BV-COC[redacted]

Issued: **June 22nd, 2018**
Valid until: **June 21st, 2023**

Bureau Veritas Certification certifies that the company:
Bureau Veritas Certification certifie que l'entreprise :

[redacted]

has implemented a FSC product groups control system according to the Forest Stewardship Council certification system, in the following location:
a mis en place un système de contrôle des groupes de produit FSC en conformité avec le système de certification du Forest Stewardship Council, sur le site suivant :

[redacted]
DOUALA – CAMEROUN

for its activities concerning:
pour ses activités concernant :

Production de sciages, sciages secs et bois rabotés certifies FSC 100% *

* Updated list of products & species on the FSC database (www.info.fsc.org)
* Liste à jour ces produits et essences sur le site du FSC (www.info.fsc.org)

This company has been assessed and found to conform to the requirements of the:
Cette entreprise a été évaluée et jugée conforme aux exigences de :

FSC Chain of Custody Certification standard, Ref.: FSC-STD-40-004 V3-0

This certificate is valid for a 5 years period.
Le présent certificat est valable pour une durée de 5 ans.

Paris La Défense, **June 28th, 2018**
Bureau Veritas Certification France, Wood Forest Department Head
Antoine HUGUET

The validity of this certificate shall be verified on: www.info.fsc.org
This certificate itself does not constitute evidence that a particular product supplied by the certificate holder is FSC-certified or FSC Controlled Wood. Products offered, shipped or sold by the certificate holder can only be considered covered by the scope of this certificate when the required FSC claim is clearly stated on invoices and shipping documents.
Accredited office: Bureau Veritas Certification Holding, 67/71 Boulevard du Château, 92200 Neuilly sur Seine, France; www.bureauveritas.com
FSC™ accredited certification body Accreditation Code: FSC-ACC-005
Certification decision office: Bureau Veritas Certification France, 60, avenue du Général de Gaulle, 92046 Paris La Défense Cedex, France
Management office: Bureau Veritas Douala
A list of the products or services that are included in the scope of the certificate may be obtained on request to Bureau Veritas Certification.
This certificate remains the property of Bureau Veritas Certification,
all copies or reproductions and the certificate itself shall be returned or destroyed on Bureau Veritas Certification request.
All certificates not in English are for reference only.

FSC www.fsc.org FSC® A000504

The mark of responsible forestry

Internal ref: 10527718 – version 7.1 – Edition 1

出典：同左

付属資料 - 2(2)　OLB の認証状

森林認証

Bureau Veritas Certification
France
60 avenue du General de Gaulle
92046 Paris-la-Défense Cedex
Tél. : + 33 (0)1 41 97 00 60

BUREAU VERITAS
Certification

CERTIFICAT

Numéro : OLB-CERT/FC-[redacted]

Emis/*Issued*: **30 Septembre 2015**
Valide jusqu'au/*Valid until*: **29 Septembre 2020**

Bureau Veritas Certification certifie que l'entreprise :
Bureau Veritas Certification certifies that the company:

GROUPE DE CERTIFICATION [redacted]
[redacted] - Douala - CAMEROUN

assure le respect des lois et de la réglementation nationales concernant l'aménagement et l'exploitation forestière, les aspects sociaux et environnementaux et maintient un système de suivi des bois depuis la forêt jusqu'à la vente du bois, pour les forêts suivantes :
ensures compliance with national laws and regulations for its forest management and harvesting, social and environmental aspects and maintains a timber follow-up system from the forest to the client, in the following areas:

Unités Forestières d'Aménagement (UFA) :
UFA [redacted] (66 688 ha) et [redacted] (59 064 ha)
attribuées à [redacted]
UFA [redacted] (115 900 ha) attribuée à [redacted] BOIS
UFA [redacted] (91 809) attribuée à la [redacted]

Région de l'Est - Cameroun

pour ses activités concernant uniquement :
for its activities concerning only:
Aménagement et exploitation forestière des UFA précitées
100 % de la production grumes de ces UFA

Cette entreprise a été évaluée et jugée conforme aux exigences du :
This company has been assessed and found to conform to the requirements of the:
Référentiel OLB pour Entreprise Forestière, version 3.3

Le présent certificat est valable pour une durée de 5 ans.
This certificate is valid for a 5 years period.

Paris La Défense, le **30 Septembre 2015**

Le Responsable du Programme OLB
The OLB Program Responsible
Eglantine Goux-Cottin

Le Responsable du Département Forêt Bois
The Forestry Wood Department Manager
Antoine HUGUET

OLB - Origine et Légalité des Bois est une marque déposée par Bureau Veritas Certification, basée sur l'évaluation des exigences du référentiel précisé ci-dessus.
OLB - Origine et Légalité des Bois - (Timber origin and legality) is a Bureau Veritas Certification trademark, based on the assessment of the requirements of the standard that is defined below (Standard OLB for the Certification of Logging Enterprises).
Ce certificat reste la propriété de Bureau Veritas Certification ; toutes copies ou reproductions et le certificat lui-même doivent être renvoyés immédiatement sur demande.
This certificate remains the property of Bureau Veritas Certification, all copies or reproductions and the certificate itself shall be immediately returned to our company on request.
Management office: Bureau Veritas Douala - BP 830 - Douala - CAMEROUN

Référence Interne : 2119378 - CE 100601 - version 1.0
Mis à jour et édité le 06 Janvier 2015

出典：WEB サイトから入手

CoC

Bureau Veritas Douala
Zone portuaire Sud - Douala
B.P. 830 – Douala Cameroun
Tel. : + 237 699 503 104

BUREAU VERITAS
Certification

CERTIFICAT

Number: OLB-CERT/COC[redacted]

Issued / *Emis le* : **January 09th 2020**
Valid until / Valide jusqu'au : **January 08th 2025**

Bureau Veritas Certification certifies that the company:
Bureau Veritas Certification certifie que l'entreprise

[redacted]
[redacted] Douala - CAMEROUN

ensures the OLB products follow-up according to the Origine et Légalité des Bois ® registration system, in the following locations:
assure le suivi des bois OLB en conformité avec le système d'enregistrement Origine et Légalité des Bois ®, sur le site suivant :

Scierie de Libongo
(Région de l'Est, Cameroun)

for its activities concerning:
pour ses activités concernant :
Négoce de grumes OLB
Production de débités et de Moulures OLB

This company has been assessed and found to conform to the requirements of the:
Cette entreprise a été évaluée et jugée conforme aux exigences du :
Référentiel OLB : RF03 OLB CdC version 3.5

This certificate is valid for a 5 years period.
Le présent certificat est valable pour une durée de 5 ans.

Douala, **the 09th January 2020**

The Bureau Veritas Douala General Administrator,
L'Administrateur Général de Bureau Veritas Douala

Mathieu GRATTINI

OLB - Origine et Légalité des Bois est une marque déposée par Bureau Veritas Certification, basée sur l'évaluation des exigences du référentiel précisé ci-dessus.
OLB - Origine et Légalité des Bois - (Timber origin and legality) is a Bureau Veritas Certification trademark, based on the assessment of the requirements of the standard that is defined below (Standard OLB for the Certification of Logging Enterprises).
Ce certificat reste la propriété de Bureau Veritas Certification ; toutes copies ou reproductions et le certificat lui-même doivent être renvoyés immédiatement sur demande.
This certificate remains the property of Bureau Veritas Certification, all copies or reproductions and the certificate itself shall be immediately returned to our company on request.
Management office: Bureau Veritas Douala – P.O Box 830 - Douala - Cameroon

Référence Interne : CT/1888584-001
Mis à jour et édité le 17 février 2020

出典：同左

付属資料 - 3　カメルーンの森林配置

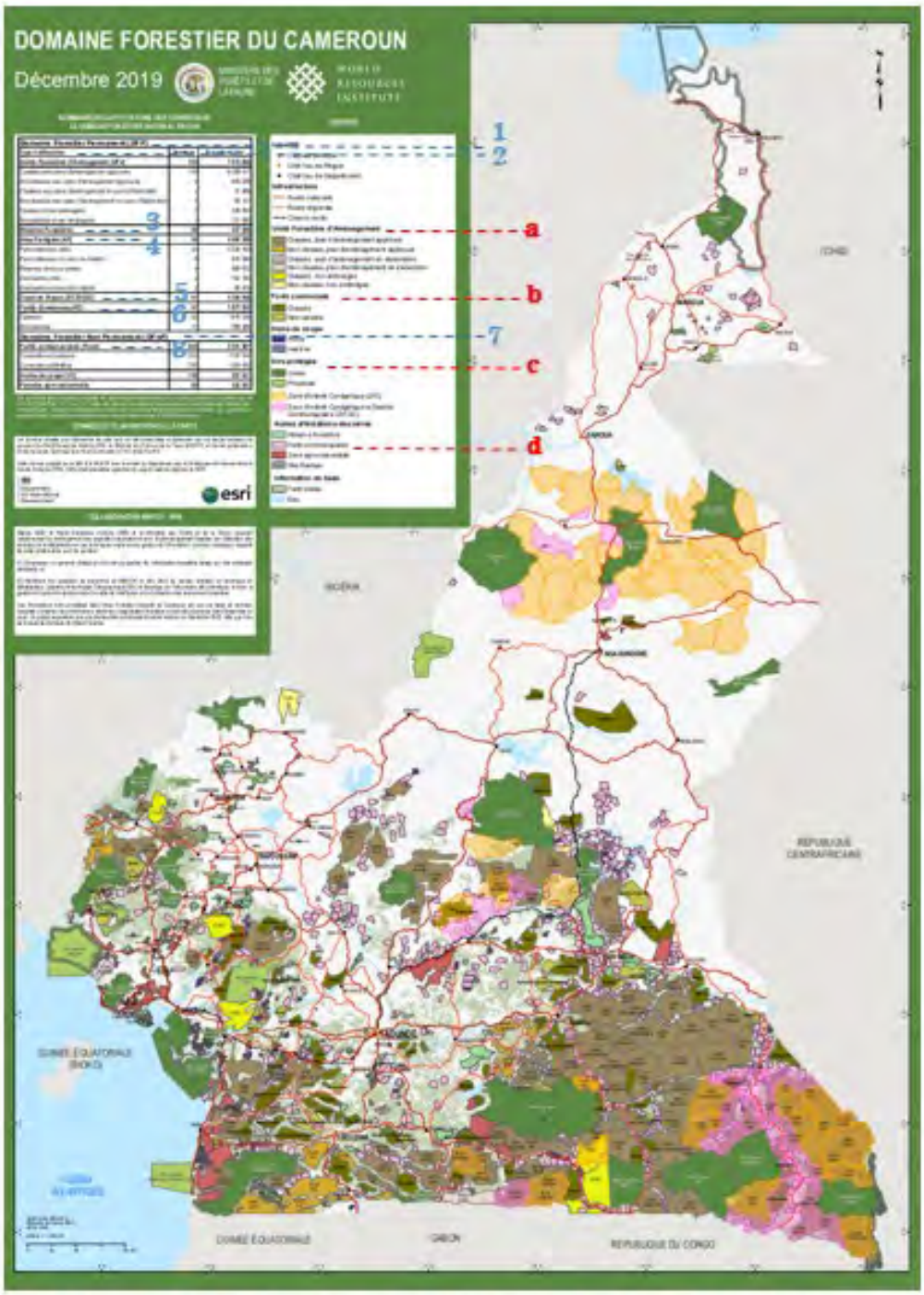

1---恒久林　2---森林管理ユニット　3---森林リザーブ　4---保護区域　5---狩猟林
6---市町村有林　7---非恒久林　8---村落共同体共有林
a---森林管理ユニット　b---市町村有林　c---保護区域　d---村落共同体共有林

出典：MINFOF の WEB サイト

注 1：判例が細かいため主な項目については参考に日本語を付けた。

注 2：DOMAINE FORESTIER DU CAMEROUN 2019 で上図のオリジナルが検索できる。

付属資料 - 4 木材合法性に関する各種の許可と根拠法令

VPA の Annex II の II には、木材合法性に関して各種の許可の種類とその関連の法令・条項が整理されている。これを基に特に重要と考えられる法律第 94/01 号と首相令第 95/531 について関連する条文を整理した。なお、条文の記載にあたって、条文中に出てくる関係法令・条文についても＜参考：　＞として記載した。

LM1:伐採許可（コンセッション）

法律第 94/01 号（1994 年 1 月 20 日付け）第 41 条

第 41 条：(1) 林業を行おうとするあらゆる自然人および法人は、政令(デクレ)によって定められた手続きに従って、承認を受けるものとする。

(2) 森林伐採許可は、カメルーン国に居住する自然人またはカメルーン国に本社をおき、その資本構成が森林を所管する行政機関既知の会社にのみ与えられる。

首相令第 95/531（1995 年 8 月 23 日付け） 第 35 条第 1 項、第 36 条、第 114 条、第 140 条

第 35 条 - (1) 個人、法人であれ収益および商業の目的のための林業活動を行なおうとする者は次の分野の内の一つ許可を受けなければならない。

- 森林インベントリー
- 森林の利用
- 造林

(2) 上記(1)に関する林野での操業の承認を得たい自然人あるいは法人はカメルーンに居住し、かつ当該林野における技術的知識の裏付けを提供しなければならない。

(3) この条項は次の事項には適用しない。

(a) 法第 64 条に該当する公的機関

(b) 伐採許可を持っている個人

(c) 私有林の所有者

(d) 利用権を行使している村落共同体

＜参考：法第 64 条＞

第 64 条：(1) 森林管理は、公的機関を通じて森林管理を実施する担当省の責任である。開発活動を民間またはコミュニティに外注することができる。

(2) 管理活動の資金は、委員会が管理する特別森林開発基金によって提供される。委員会と特別開発基金の構成と運営手順は法令によって定められる。

(3) 森林管理計画は、上記第 50 条に規定された仮協定の履行中に作成された仕様の必須部分である。

（4）仕様には、開発業務の経費を含む。
（5）対応する金額は、特別森林開発基金に直接留保される。これらの合計は、割り当てを受け取ることはできない。

＜参考　法第 50 条＞
第 50 条：(1) 森林コンセッションの受益者は、最終伐採協定締結に先立ち、森林を所管する行政機関と仮伐採協定を締結するものとする。
(2) 仮協定の期間は最長 3 年間であり、その間に森林コンセッション所有者は、特定の作業、特に木材加工ユニットを設置、しなければならない。木材加工場と企業の本社は、伐採地域におくものとする。この期間中、当該森林地域は関係者の利益のために保存される。仮協定および仕様書の作成条件は政令(デクレ)によって定められる。

第 36 条-（1）上記第 35 条で参照される活動の内の一つを実行するための承認は、造林と森林インベントリーに関しての森林大臣による法令に基づき森林利用に関する政府の長である首相の出席による技術許可委員会（以下、技術委員会という。）の意見を受けた後に行われる。
（2）次のドキュメントを含む申請書に基づいて技術委員会からの意見に沿って承認される。
A-個人の場合
- 申請者の氏名、国籍、職業および住所を記載した押印済みの申請書
- 経験と職業上の資格を記載した履歴書
- 3 か月未満の警察記録
- 実績数量資料と取引登録番号

B 法人の場合
- 社名と住所を記載した押印済みの申請書
- 定款の写し
- 実績数量資料と取引登録番号
- 管理者の 3 か月未満の警察記録
- 技術的かつ職業上の資格を示した管理者あるいは森林オフィサー履歴書
- 会社における現在とこれまでの業務歴
- 国民保険料が適切に支払われた旨の声明

C 両者とも
- 業務の要請面積
- 個人の場合には申請者の、法人の場合には森林オフィサーの技術資格の証明書
- 納税証明書
- 納税申告書

- 申請手数料の支払いに関連する領収書、その金額は国の財政に関する法律に従って定められるものとする

第 114 条-（1） 林産物の第一次加工のための工場の操業を希望する個人あるいは法人は、工場の建設の前に鉱山、森林および工業に責任のある行政機関にその趣旨の宣言をしなくてはならない。その宣言をしないことについては、行政的な罰金が科せられる。その科料と計算および徴収の手順は、別の法令に規定される。
（2）有害廃棄物を生成する可能性のある林産物の加工を行う工場の運営を適切に管理する条件は、有害廃棄物、危険、不健康、騒音または有害物の取引のための建物に適用される法律または規制に定められている。
（3）産業フランポイント制度の下で承認された林業事業の義務は、法第 74 条に従い、産業大臣と林業大臣の共同命令によって定められるものとする。

＜参考：法第 74 条＞
森林と産業を担当する大臣の共同法令により、促進を目的として、特に投資法または自由工業地帯に関する法律の枠内で特定の措置を講じることができる。

第 140 条-（1）操業許可を受けた者が業務の一部を下請けに出したい場合には、次に示す内容を含む書類の提出による森林大臣の事前の許可を得なければならない。
a. 申請理由を記した押印済みの申請書（テキストには株式の取得がある）
b. 再委託先の情報
c. 再委託側の業務に関する詳細な報告書
d. 再委託する業務の詳細
e. 効力のある法令に基づいて承認され、また登録される再委託契約の草案
f. 金融法に定められた義務の支払いに基づく領収書
（2）下請け者は、上記第 35 条に示す基準を満たさなければならない。
（3）認可の場合、林業操業免許保有者は、関係者によって正式に署名され登録された下請け契約の写しを森林管理の州当局に転送するものとする。
（4）下請け契約は、その下請け契約書が林業操業許可保有者によってこの下請け契約が実施される地方行政区域内の森林行政官に正式に提出された後に効力を持つ。
（5）林業操業免許保有者は、義務の適切な履行のために森林管理に関して責任を負う唯一の人物であり続けるものとする。

Law 98/015（1998 年 7 月 14 日）・・・省略
Decree 99/818/PM 1999 年 11 月 9 日・・・省略
Order No. 013/MINEE/DMG/SL（エネルギー省鉱山地質部 1977 年 4 月 19 日）・・・省略

LM2:公営伐採許可

法律第 94/01 号（1994 年 1 月 20 日付け）第 30 条、第 35 条

第 30 条-(1) 本法において、市町村に関する分類法規の対象となるあるいは当該市町村によって植林されたすべての森林を市町村有林とみなす。

(2) 分類法規は、国有林と同じ可能性もある当該森林の境界と管理目的ならびに先住民の利用権の行使を定める。この法規により、当該市町村の名のもとに地権を設定する権利が与えられる。

(3) 市町村有林は、当該市町村の普通財産である。

(4) 市町村有林の分類手続きは政令(デクレ)によって定められる。

第 35 条-(1) 国有地にある森林とは、本法の第 24 条・第 30 条第 1 項および第 39 条で規定されているカテゴリーのいずれにも該当しない森林のことである。果樹園や農園(プランテーション)、休耕地、営農地に付随する植林地、牧草地、アグロフォレストリーは、国有地にある森林に含まれない。しかしながら、森林被覆回復後に、所有権の対象となっていない旧休耕地や農地または牧草地は、あらたに国有地にある森林であるとみなされ、次のように管理される。

(2) 国有地にある森林におけるあらゆる種類の林産物は、場合によって、森林と野生動物を所管する行政機関によって保存を目的として管理される。これらの林産物は、次の第 37 条に規定されている管理協定の対象となる場合を除いて、国家に帰属する。

＜参考：法律第 94/01 号　第 24 条第 1 項＞

この法律において次を国有林とする。

- 次のような動物の保護区域

・国立公園
・野生生物保護区
・狩猟に適切な区域
・国営のゲーム牧場
・国営の動物園
・野生生物保護区
・バッファゾーン

- 次を森林として残す。

・生態学的保護区
・生産林
・保護林
・レクリエーションの森

・教育・研究林
・植物サンクチュアリ
・植物園
・植林地
(2)　各種国有林利用の定義・規則・手続きは政令（デクレ）によって定められる。

＜参考：法律第 94/01 号　第 30 条の第 1 項＞
第 30 条-(1) 本法において、市町村に関する分類法規の対象となるあるいは当該市町村によって植林されたすべての森林を市町村有林とみなす。

＜参考：法律第 94/01 号　第 37 条＞
第 37 条-(1) 森林を所管する行政機関は、関心を示す村落共同体による森林資源管理を目的として、当該村落共同体に対して支援するものとする。その場合、当事者間で協定書への署名が行われる。このようにして実施される技術支援は無償で村落共同体に提供されるものとする。
(2) 村落共同体共有林は、森林を所管する行政機関によって承認された簡易管理計画を有する。この簡易管理計画は、関係者の要請によって、政令(デクレ)によって定められた手続きに従って、作成される。村落共同体共有林でのあらゆる活動は、いずれの場合にも、その管理計画に従うものとする。
(3) 村落共同体共有林の利用から生じるあらゆる種類の林産物は、当該村落共同体に帰属する。
(4) 村落共同体は、その共有林に含まれる天然物が譲渡される場合、先買権を有する。

＜参考：法律第 94/01 号　第 39 条＞
(1) 私有林とは、自然人または法人が植林し、現行の法規に従って取得された土地にある森林である。私有林の所有者は、不断かつ持続的な収量のために、森林を所管する行政機関の支援を得て、簡易管理計画を作成するものとする。
(2) 関連する土地のあらゆる新規の割り当ては、第 16 条第 3 項の規定を遵守するものとする。
(3) 私有林の簡易管理計画の実施は、森林を所管する行政機関による技術監督下で、当該個人が実施する。
(4) 第 9 条第(2)項で規定されているように、個人の土地にあって形成される自然林内の林産物は、林産物が当該個人によって取得された場合を除いて、現行の法規に従い国家に帰属する。
(5) 私有林を所有する個人は、その森林に含まれる天然物が譲渡される場合、先買権を有する。

＜参考：法律第 94/01 号 第 9 条第 2 項＞

(2) 黒檀、象牙、および薬用またはある種の収益をもたらす動植物種などの特定の林産物を特産品という。特産品のリストは所管官庁が適宜決定するものとする。

＜参考：法律第 94/01 号 第 16 条第 3 項＞

(3) 森林資源の配分は、土地利用のマスタープランに従わなければならない。

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 17 条

第 17 条　国有林または市町村有林の区域設定は、首相令により、以下の書類を含む書類を森林大臣が提出することにより承認されるものとする。

（1）縮尺 20 万分の 1 の地図による森林の境界を示す計画場所位置図および当該地域の土地利用計画（もし計画がある場合)。

（2）区分の目的を記載した技術メモおよび上記第 3 条に準拠した森林への利用権。

（3）第 19 条に基づき開催される委員会会議の報告書

（4）地元自治体へ便益のための森林の区分の場合においては地元自治体からの申請書

＜参考：首相令第 95/531　第 3 条＞

法律および当首相令に適用する定義は次のとおりである。

1）厳正生態保護地区、2）植生保護地区、3）保護林、4）レクレーション林,5）研究教育林・・・省略

6）生産林・・・木材あるいはその他林産物の永続的な生産を目的とする地域であり、狩猟、漁業および採集に関する利用権はこの地域では規制される。

7）再生林区域・・・林産物の生産および/あるいは脆弱な生態系を保護するために森林の再生を目的とする区域である。狩狩猟、漁業、採集に関連する利用者の権利は、問題の再生林区域に割り当てられた目的に照らして規制される。

8）植物園、9）晩期火災、10）早期火災・・・省略

11）村落共同体共有林・・・村落コミュニティと森林局との管理合意書によって非永続林を形成している森林である。そのような森林の管理は、森林局の支援と技術的補助を受けた関係する村落が責任を持つ。

12）市町村有林・・・法第 30 条に基づき自治体の便益のために公式に区域設定された森林である、あるいは自治体の区域内において自治体によって植林された森林である。

＜参考：法律第 94/01 号 第 30 条・・・前記のとおり＞

13）脆弱な生態地域、

14）閉鎖林・・・省略
15）管理林・・・法第 23 条に定める管理計画に基づき、特定の目的に応じて管理される永久林。

＜参考：首相令第 9－531 第 19 条＞
（1）委員会（以下、委員会という。）は各部局に設置され、その役割は；
‐森林区域の設定あるいは設定区域の解除が行われる時に地元住民あるいは関心のある者が提出する請求についての審査及び意見の陳述。
‐収用される予定の資産を評価し、関連する文書の作成。
（2）収用手続きは効力のある規則に沿うものとする。

＜参考：法律第 94/01 号 第 23 条＞
第 23 条：本法において、恒久林の整備は、林産物と役務の持続的な保護を目的とした、事前に定められた目標と計画に基づいた特定の活動と投資を、恒久林本来の価値や将来の生産性を損なうことなく、また物理的・社会的環境に対して望ましくない影響を与えることなく、実施することと定義される。

16）入会林管理合意書・・・国有林の管理、保全、およびそのコミュニティの利益のための使用を目的として、国有林の一部をコミュニティに委託する契約。管理契約には、実施する活動を定めた基本的な管理計画が添付される。
17）自治体、18）バッファゾーン、19）流木・・・省略
20）林業操業許可証・・・場合によっては、伐採材の販売許可、森林伐採権、操業許可、または個人伐採許可。
21）天然物・・・法第 9 条第 1 項に定義された林産物

＜参考：法律第 94/01 号 第 9 条第 1 項＞
(1) 林産物は、基本的に、植物性の木質および非木質産物ならびに森林に由来する野生生物および水産物からなる。

22）林産物・・・木質および非木質の植物産品および森林から採取された動物または魚類資源。

LM3:サルベージ伐採許可
法律第 94/01 号（1994 年 1 月 20 日付け）第 41 条、第 42 条
第 41 条・・・前記のとおり

第 42 条-(1) 登録伐採許可の受益者は、森林を所管する行政機関の事前承認を条件として、活動の一部を外注(下請)にだすことができるものとする。登録伐採許可の受益者は、いかなる場合においても、森林を所管する行政機関に対して、その義務の適切な履行の責任を担うものとする。

(2) 上記第(1)項に規定されている許可は、個別のものであり、譲渡不可である。

(3) 伐採許可を受けている会社の株式の新規取得または譲渡は、森林を所管する大臣の事前承認を受けるものとする。

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条

第 35 条第 1 項・・・前記のとおり。

第 36 条・・・前記のとおり。

LM4:伐採木搬出許可

法律第 94/01 号 (1994 年 1 月 20 日付け) 第 41 条

第 41 条・・・前記のとおり

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条

第 35 条第 1 項・・・前記のとおり

第 36 条・・・前記のとおり

LM5:国有地にある森林の伐採木販売許可

法律第 94/01 号 (1994 年 1 月 20 日付け) 第 41 条

第 41 条・・・前記のとおり

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条

第 35 条第 1 項・・・前記のとおり

第 36 条・・・前記のとおり

LM6:村落共同体共有林公営伐採許可

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 28 条第 3 項

第 28 条-(3) 関係するコミュニティは、施行されている法律の下で規定されている実態のある形で関係する法的罰則を持っている必要がある。

Decision No. 0098/D/MINFOF/SDFC 入会林設置手続き及び管理規則のマニュアル ・・・省略

LM7:黒檀伐採特別許可

法律第 94/01 号 (1994 年 1 月 20 日付け) 第 9 条、第 41 条、第 42 条

第 9 条-(1) 林産物は、基本的に、植物性の木質および非木質産物ならびに森林に由来す

る野生生物および水産物からなる。

(2) 黒檀、象牙、および薬用またはある種の収益をもたらす動植物種などの特定の林産物を特産品という。特産品のリストは所管官庁が適宜決定するものとする。

(3) 特産品の利用手続きは政令によって定める。

第 41 条・・・前記のとおり

第 42 条・・・前記のとおり

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 35 条第 1 項、第 36 条、第 114 条

第 35 条-(1)・・・前記のとおり。

第 36 条・・・前記のとおり。

第 114 条・・・前記のとおり。

LM8:木材加工許可

首相令第 95/531 (1995 年 8 月 23 日付け) 第 114 条

第 114 条・・・前記のとおり。

Law 98/015 (1998 年 7 月 14 日)・・・省略

Decree 99/818/PM 1999 年 11 月 9 日・・・省略

Order No. 013/MINEE/DMG/SL（エネルギー省鉱山地質部 1977 年 4 月 19 日)・・・省略

付属資料 - 5(1)　コンセッション一覧

N°TITRE	N°UFA	ATTRIBUTAIRE	SUPERFICIE (ha)	N°TITRE	N°UFA	ATTRIBUTAIRE	SUPERFICIE (ha)
1001	09-006	STE FANGA	59238	1051	10-005B	STBK	37077
1002	08-006	SF BOURAKA	51450	1052	10-008	SEFAC	72727
1003	10-018	STBK	81397	1053	10-010	SEFAC	66688
1004	10-015	CIBC	130273	1054	10-030	PALLISCO	76850
1005	09-023	CUF	56192	1055	10-042	SODETRANCAM	44907
1006	09-021	SCIEB	41965	1056	10-044	SODETRANCAM	66861
1007	10-023	SFCS	57996	1057	10-047A	DINO&FILS	47080
1009	10-058	ETS KAKOUANDE	57137	1058	10-052	SFIL	71410
1010	10-007	SEBC	122294	1060	10-064	FILIERE BOIS	115900
1011	09-025	SCIEB	88148	1062	09-012	CAMTRANS	63865
1012	10-054	SFID	67942	1063	09-013	SOFOHNY	42556
1013	10-011	SAB	48554	1064	09-016	COFA	54822
1014	10-029	SFDB	46922	1065	10-013	HABITAT 2000	50752
1015	10-051	GRUMCAM	86096	1066	10-056	SFID	72157
1016	10-012	SEFAC	59340	1067	10-057	DINO&FILS	33559
1017	08-004	KHOURY J	88050	1068	11-002	SEFECCAM	54807
1018	10-021	GREEN VALLEY	66183	1069	09-020	CUF	44866
1019	10-041	SODETRANCAM	64961	1070	10-025	SFIL	47823
1020	08-003	SMK	45210	1071	10-043	Ets TONKAM Marcel et Cie	51168
1021	10-061	PLACAM	28387	1071	10-055	Ets TONKAM Marcel et Cie	39088
1022	10-009	SEBAC	92287	1072	10-053	GRUMCAM	82308
1025	10-001	CFC	69018	1073	09-007	SOCIB	40057
1025	10-004	CFC	52473	1073	09-008	SOCIB	35309
1025	10-002	CFC	22784	1074	10-040	DINO&FILS	79859
1025	10-003	CFC	48830	1075	00-001	SEPFCO	47846
1026	08-002	SABM	59910	1075	00-002	SEPFCO	11449
1026	08-001	SABM	48062	1077	08-005	ENEF-MBALMAYO	36340
1027	07-002	EDEATECH	73327	1078	09-022	CFK	78461
1028	00-003	CFK	125568	1079	09-011	SIBM	30088
1029	00-004	SIENCAM	94917	1081	09-026	CUF	35103
1030	08-008	ANAFOR	80000	1081	09-027	CUF	12683
1031	08-009	INC Sarl	49640	1082	09-028	EFFA J.B.P & Cie	28961
1032	09-004A	LOREMA	20838	1083	10-047B	PALLISCO	48960
1032	09-003	LOREMA	183350	1084	10-048	SOFOHNY	66607
1032	09-005A	LOREMA	138652	1085	10-050	SBAC	38013
1033	09-004B	FIPCAM	65675	1085	10-049	SBAC	32675
1034	09-005B	SOCIB	44698	1086	11-001	SIENCAM	55580
1035	09-015	SN COCAM	40368	1087	11-005	CAFECO	80800
1036	09-019	CUF	38247	1089	11-003	SEFECCAM	28610
1037	09-024	SCIEB	76002	1089	11-004	SEFECCAM	15234
1038	10-020	SIM	82571	1090	10-065	SFW	97123
1039	10-022	SIM	35090	1091	07-003	ENJC	38195
1040	10-026	ALPICAM	126988	1092	11-006	SEFECCAM	30880
1041	10-031	PALLISCO	41202	1094	11-008	SEPFCO	27364
1042	10-037	LA ROSIERE	52186	1095	09-001	SBAC	131521
1043	10-038	CAMBOIS	147463	1096	09-002		70273
1044	10-039	Ets Assene Nkou	47870	1097	10-027	SFEES	31803
1045	10-045	FIPCAM	54447	1098	10-028	MULTI SERVICES PLUS	77692
1046	10-059	SCTB Sarl	44700	1099	10-032	SCIFO	74464
1046	10-046	SCTB Sarl	70646	1100	10-033	GRACOVIR	52021
1046	10-060	SCTB Sarl	54222	1102	10-035	IBC	77551
1047	10-062	PANAGIOTIS MARELIS	149079	1103	10-036	SIM	57018
1048	10-063	CSTC	68916	1104	10-066	BOTAC	56298
1049	08-007	CANABOIS	33595	1105	10-067	BOTAC	51342
1050	09-018	FIPCAM	19245	1106	09-030	COFA	39733
1050	09-017	FIPCAM	54352	1107	10-068	COFA	26093
1051	10-005A	STBK	52245	1128	09-029A	CUF	21886

合計件数：114 件

合計面積：6,908,361

出典：Atlas Forestier 2019 (MINFOF, World Resources Institute)

付属資料 - 5(2) 市町村有林 公営伐採許可一覧

Fcommunale	statu_class	Superficie (ha)	Fcommunale	statu_class	Superficie (ha)	Fcommunale	statu_class	Superficie (ha)
Mvengue	classe	36726	AMBAM	classe	45895	Bipindi et Akom II	classe	23204
MINTOM	classe	41455	MENGONG_NGOULEMAKONG	classe	10388	BOKITO	classe	34922
MESSAMENA-MINDOUROU	classe	36508	MINTA	classe	41087	LOMIE_2	classe	53075
NANGA EBOKO	classe	20000	MBANG	classe	29625	YABASSI	classe	34059
Bipindi et Lolodorf	classe	47547	Batouri	classe	14326	NGUTI	en_cours	12083
NYAMBAKA	classe	119115	NGOYLA	classe	35890	BETARE-OYA	en_cours	25539
SALAPOUMBE	classe	23772	DOUME	classe	45359	NGOMEDZAP	en_cours	13820
MVANGAN	classe	33721	OVENG	classe	14671	SANGMELIMA	en_cours	32770
Biwong Bane	classe	24638	MOULOUNDOU	classe	42612	NDELELE	en_cours	10550
YOKO	classe	29500	NGAOUNDAL	classe	37842	MUNDEMBA	en_cours	34163
NGAN_HA	classe	15935	DJOUM	classe	15270	MAMFE	en_cours	28963
AKOM2-EFOULAN	classe	17226	DZENG	classe	21212	NGUELEBOK	en_cours	17521
DIMAKO	classe	16240	LOMIE	classe	15190	NGOG MAPUBI-DIBANG	en_cours	14584
NGOURA	classe	66168	GARI NGOMBO	classe	34199	NGWEI	en_cours	24317
MEYOMESSI ET MEYOMESSALA	classe	21142	NDIKINIMEKI	classe	20000	NGUELEMENDOUKA-DOUMAINTANG	en_cours	45236
YOKADOUMA	classe	22206	MENGONG ET BIWONG-BULU	classe	19386	POUMA	en_cours	28787
NKONDJOCK	classe	24935	MARTAP	classe	14077	SOMALOMO	en_cours	21682
MESSONDO	classe	16864	NGAOUNDERE III	classe	1262	MESSOKE 2	en_cours	10593
BENGBIS	classe	27798	MAKENENE	classe	19915	NYETE	en_cours	9880
DOUMAINTANG	classe	34718	ABONG-MBANG	classe	33941	MAKAK	en_cours	43200
EBOLOWA1-EBOLOWA2-AKOM2	classe	33368	YINGUI	classe	14121	MANDJOU-NGOURA	en_cours	68859
NYANON-NGAMBENDOM	classe	20395						

許可済み(classe)：47 件、1,401,505ha

申請中(en_cours)：17 件、442,547ha

出典：Atlas Forestier 2019 (MINFOF, World Resources Institute)

付属資料 - 5 (3) 国有地にある森林の伐採販売許可一覧

Num_VC	Attributaire	statut_vc	Annee	sup_adm_ha	rfa_ha	Num_VC	Attributaire	statut_vc	Annee	sup_adm_ha	rfa_ha
070275	OYE & COMPAGNIE Sarl	active	2017	2113	49700	0903461	SAFE	active	2018	800	2775
0901410	SFB	active	2017	1418	2555	0810270	OYE & COMPAGNIE Sarl	active	2017	2270	50010
0703310	SOFOCAM	active	2017	989	3500	0903471	LFIS	active	2018	986	3000
0801244	SOBOCA	active	2017	2500	15750	0703336	BOISCAM	active	2018	1000	3650
0801243	SCIFO	active	2018	2426	55000	0703350	SOFOCAM	active	2018	906	2850
0804402	LE ZENITH	active	2017	1800	65500	0703351	SOFOCAM	active	2018	749	3000
0801245	AFC	active	2017	2493	75000	0903480	SALI NDJIDA	active	2019	1000	3750
1004311	AFC	active	2017	1957	202500	0904455	SEXTRANSBOIS	active	2019	1000	3550
0801238	VERA FORESTIERE	active	2017	2500	53200	0808230	HUGUETTE FORESTIERE	active	2018	1023	3000
0801237	BMC	active	2017	1898	31500	0808231	HUGUETTE FORESTIERE	active	2018	831	3100
0703316	SOFOCAM	active	2017	1500	2875	0808232	HUGUETTE FORESTIERE	active	2018	1015	3000
0808300	KIEFFER ET CIE	active	2017	2200	20000	0903452	SABE	active	2018	1050	13544
0702102	COFA	active	2017	1078	2525	1403001	SMK	active	2017	2500	51000
0702100	COFA	active	2017	935	2550	0702112	SEFECCAM	active	4322	2217	2500
1004322	ENGOULOU-ABOUTOU (ESA)	active	2017	913	22500	0703338	CAMWA	active	4319	1000	2750
1004321	JEAN ABESSOLO Sarl	active	2018	1020	25000	0903470	SEF	active	4344	500	9390
1004330	CARREFOUR INVESTMENTS CAMEROON	active	2018	892	15500	0703315	SOFOCAM	active	2017	1805	32500
1004323	FEEMAM	active	2018	1061	17000	0702110	SEFECCAM	active	2018	2493	2500
0903426	SBAC	active	2018	780	2775	0702111	SIENCAM	active	2018	2484	2500
0903421	BTA	active	2018	810	3550	0808233	CAFECO	active	2019	2507	2500
0903444	BTA	active	2018	931	3525	1001325	STBK	active	2018	2452	94000
0903439	LFM	active	2018	860	3000	1001326	MULTI SERVICES PLUS	active	2018	2500	85000
0903428	CIC-MMB	active	2018	817	3000	1004329	EXPRESS AFFAIRES Sarl	active	2018	1051	27000
0903427	NAMBOIS	active	2018	781	2621	0903472	SOFOMAC	active	2019	1600	3300
0903425	SBAC	active	2018	798	2700	0904450	SFE	active	2018	1886	57500
0903424	NAMBOIS	active	2018	888	2700	0903481	BOISCAM	active	2019	1000	/
0903442	CIC-MMB	active	2018	1070	3500	0808400	EAA	active	2019	865	14750
0903432	NAMBOIS	active	2018	786	2700	0903473	SALI NDJIDA	active	2019	1600	9000
0903450	SABE	active	2018	590	15974	0703321	SOFOMAC	active	2018	891	3400
0903451	SABE	active	2018	854	15019	0703340	SEGEC	active	/	1892	/
0703320	SOFOCAM	active	2018	1650	5575	0801255	STE MARTIAL ET CAMPAIGNE	active	/	490	/
0903465	AFC	active	2018	1287	2600	0903441	MANI	active	/	873	/
0903466	AFC	active	2018	1023	2650	0810276	Ets MESEMA ET COMPAGNIE	active	2019	215	4000
						0901415	GAU-SERVICES	active	2019	2500	2750

件数：63 件

合計面積：1,135,613ha

出典：Atlas Forestier 2019 (MINFOF, World Resources Institute)

付属資料 - 5(4) 木材加工許可一覧

Etat	Entreprises	Site	Dégré transfo	Entreprises	Site	Dégré transfo	Entreprises	Site	Dégré transfo
active	ALPICAM IND	Douala	1, 2 et 3	ETS PRET A PARTIR	Bertoua	1 et 2	SEEF	Douala	1, 2 et 3
	AMOUGOU MELOUNOU SARL	BAFIA	2 et 3	ETS TAMAGUE ET FILS	Ebolowa	1 et 2	SEFAC	Libongo	/
	BASET TIMBER	Douala	1 et 2	ETS YAYA MOUHAMADOU	Belabo	/	SEFECCAM	Douala	1 et 2
	BK BUSINESS	Kribi	1 et 2	EXOWOOD FZCO CAMEROUN	MBALMAYO	1	SFID	DJOUM	1
	BK BUSINESS SARL	Douala	3	FACOGES-CAM SARL	Ndiang	1 et 2		Mbang	/
	BOIS & SERVICES SARL	Yaounde	1 et 2	FIPCAM	MBALMAYO	1 et 2	SFIL	Ndeng	/
	BOIS D'AFRIQUE SARL	Ahala	1 et 2		Mfou	1 et 2	SFIL MISSOLE	Edea	1
	BTC SARL	Douala	1 et 2	FOTRAB OBALA	OBALA	1 et 2	SIBM	Sangmelima	1 et 2
	BUSINESS TRADE INTERNA	MBALMAYO	1 et 2	GAD SARL	Yaounde	/	SIFOC	Bertoua	1 et 2
	BUSINESS&TRADING COMP	Yaounde	/	GRACOVIR INTERNATIONNA	Ngoyla	/	SN COCAM	MBALMAYO	1, 2 et 3
	BWBC	Ebolowa	1 et 2	GRANDE SCIERIE DÕÇÕEDE	pouma	1 et 2	SOCANEG	Douala	1
		Odza	1 et 2	GREEN VALLEY INCORPORA	Ouesso	/	SOCIETE CAMEROUNAISE D	Mbankomo	1 et 2
	CA TALI AFRIQUE SUARL	Douala	1	GRUMCAM	Mindourou	1 et 2	SOCIETE DE TRANSPORT E	Yaounde	2
	CAFECO	Nguti	1 et 2	GRUMCAM (PR)	Douala	/	SOCIETE DINO ET FILS	Aboundoum	1 et 2
	CAMEROUN UNITED FOREST	Ebolowa	1 et 2	HOLLYWOOD WORLD SARL	Ntui	1 et 2	SOCIETE FEEMAM SARL	BAFIA	2
	CCT	Douala	1 et 2		Yaounde	1 et 2		Douala	1 et 2
	COMP FORESTIERE KRIBI	BIDOU	1 et 2	HUGUETTE FORESTIERE SA	Ebolowa	1 et 2		Yaounde	1, 2 et 3
	COMPAGNIE INDUSTRIELLE	Douala	1	JIN CHENG XIANG INTER	Sangmelima	1 et 2	SOCIETE NAMBOIS SARL	Douala	1, 2 et 3
	CTSC	Kika	1 et 2	JOY AND MANAGEMENT SAR	Emana	1 et 2	SOCIETE SASBO SARL	Douala	1 et 2
	CUSH MISSOLE	Missole	1, 2 et 3	JOY&MANAGEMENT SARL	Sangmelima	1 et 2	SOCIETE SEVI SUARL	Douala	1 et 2
	DINO ET FILS SA	Soa	1 et 2	KAILITONG BOIS	Mbankomo	1	SOFOHNY	Yaounde	1, 2 et 3
	ECAM PLACAGE	MBALMAYO	1, 2 et 3	KT BOIS	Ebolowa	1 et 2	SON HAI EXIM	Douala	1
	EFMK	NGORO	1 et 2	KYAT BOIS SARL	Dimako	1 et 2	STBA	BAFIA	1 et 2
	ESA DLA	Douala	1 et 2	LA COTIERE FORESTIERE	Douala	1 et 2	STBC	Abong-Mbang	1, 2 et 3
	ETABLISSEMENT BOIS YAO	Yaounde	1 et 2	LA FORESTIERE DE MOLOU	MBALMAYO	1	STBK	Batouri	1, 2 et 3
	ETABLISSEMENTS BALENG	Eseka	1		Total magzi	1		Yokadouma	/
	ETABLISSEMENTS FONOMA	Yokadouma	1 et 2	MEKOGECAM ENTERPRISES	Douala	1 et 2	STE FOREST METOO FIL	Eseka	1
	ETS NDJANDJA ET FILS	Bertoua	1 et 2		Yaounde	2 et 3	STE FORESTIERE DU CAME	Douala	1
	ETS ARAFAT.COM	Ebolowa	1 et 2	MOUMBANGA MBAH IBRAHIM	Lomie	1, 2 et 3	STE INDUSTRIELE DE MBA	Lomie	1 et 2
	ETS ELLA BOIS	Saint Cloud	1 et 2	NEW STAR ENTERPTISE	Dimako	/		Yaounde	1, 2 et 3
	ETS FOZOH ET FILS	Bertoua	1	OTONGOADA SARL	Mbankomo	1	STE INTERBOIS DU CAMER	Douala	1
	ETS FRANCIS & CIE	Douala	1 et 2	PALLISCO	Mindourou	1 et 2	TCI	Bertoua	1 et 2
	ETS HAMZA EL HADJ	Batouri	1	PLACAGES DU CAMEROUN	Douala	/	TECHNOBOIS SA	Edea 1	1
	ETS LA FORESTIERE DE	Yokadouma	1	SCIERIE CAMEROUNAISE	Yaounde NKOLDA	1 et 2	TEDE DEUMER CAMEROUN	Yaounde	1 et 2
	ETS LE FORESTIER	Batouri	1 et 2	SCIERIE DU MBAM ET KIM	NGAMBE tikar	1 et 2	TOGE&NGOTHIRI BOIS SAR	Kribi	1 et 2

Etat	Entreprises	Site	Dégré transfo	Entreprises	Site	Dégré transfo	Entreprises	Site	Dégré transfo
	ETS M. SI.GA & FILS	Kribi	/	SCIFO	NSIMALEN	1 et 2	TP BOIS SUARL	Kribi	1 et 2
	Ets NEBAWOOD	Belabo	/	SCTW	Bertoua	1 et 2	TROPICAL WOOD TRADE AF	Binguela	1 et 2
	ETS OUSAB GROUP	Ebolowa	1 et 2	SEDB	Nkol-afamba	1 et 2	VI CAM TRADING	Bonis	/
							WAN LONG SARL	Sangmelima	1
arret	3CTECH	Ekoundoum	1 et 2	SEDB	BAFIA	1 et 2	ETS GIC TRABDEC	Belabo	1
	BETHEL IND TRADE&COMPA	Dimako	/	SEEF	MBALMAYO	/	ETS HOLLY WOOD WORLD	Bertoua	1 et 2
	BIOMASS CAMEROON SA	Niete	1 et 2	SEXTRANSBOIS	Douala	1 et 2	ETS KENG'S ET FILS	Ebolowa	1
	BOFOR CAMEROON SA	Total magzi	1 et 2		MAOÇOAN	1	ETS PACIFIC ACTION	Belabo	1 et 2
	BOIS DU CAMEROUN	MA AN	1 et 2	SFIL	Campo	1 et 2	ETS SUPPLY NEGOCE WOOD	Tropicana	2
	BOIS ET METAL DU CAM	OBALA	1 et 2	SFMF	Kribi	1 et 2	Ets TETCHO ENTERPRISE	Belabo	1 et 2
	BTC	Kribi	1 et 2	SI HAI SARL	Douala	1	ETS TRADIND COMPANY& S	OBALA	1 et 2
	BTMI	Nanga et boko	1 et 2	SIFOC	Doume	1 et 2	ETS YOFO CAMEROUN	Bertoua	/
		Ntui	2	SIPSA SOLE	Dimbong	1 et 2	ETS ZAKARYAOU YOUCOUDA	Gadji	/
	CAME LTD	Douala	1 et 2	SITFC	Sangmelima	/	FAITH WOOD	Mengong	/
	CAMEROON EXOTICS WOOD	BAFIA	1 et 2	SOCIETE BELINGA ET FIL	Douala	1 et 2	GRACOVIR INTER SARL	Ebolowa	1
	CAMWA	Douala	1 et 2	SOCIETE FORESTIERE ENG	Mintom	1	JEAN ABESSOLO SARL	Douala	1
		Efoulan	1 et 2	SOCIETE LEFANG SARL	AMBAM	1	JOSI ET SIDONIE	Ebolowa	/
	CAMWOOD CORPORATION SA	Mbankomo	2	STB	Ahala	/	KAMERUN EXPORT WOOD	MBALMAYO	1 et 2
	CEB MEBLEURIE DLA	Douala	2, 3 et 4	STE BUSINESS&MANAGEMEN	Kribi	1	LE ZENITH SARL	Entree IAI	1 et 2
	CIFM	Mindourou	/	STE FORESTIERE DE L'EQ	AMBAM	1 et 2	LOGISWOOD	Douala	2 et 3
	DEKA BOIS	Douala	1 et 2	STE JEANINE BOIS SARL	Yaounde	1 et 2	LONG HUNG	Douala	1
	DR BOIS SUARL	Douala	1 et 2	STE KOUEKAM ROGER	Emana	2 et 3	MEGA EXCHANGE SA	Sangmelima	1
	ETABLISSEMENT NOUPA	Sangmelima	1	STE TAGUETIO ET FILS	Dimbong	1 et 2	MOHAMADOU GONI	NANGA EBOKO	2 et 3
	ETABLISSEMENTS FONOMA	Dimako	1 et 2	TCHATCHOUANG PAUL CHAR	Kribi	1	MOLO EBANGA	Yaounde	1 et 2
	ETS BAYA ET FRERES	Ebolowa	1	TRANSBOIS INTERNATIONA	Douala	1	NATION BOIS	Yaounde	/
	ETS BEN-KAMAL	Total magzi	1	UNIPROVINCE SARL	Nguti	/	SAFE	DJOUM	/
	ETS EKAIO ET CIE	Bertoua	1 et 2	ZNG WOOD	Douala	1			

操業中：114工場
中断中：65工場

注：表の見出しは左から、現状（Activeは操業中、Arretは中断中）、企業名、場所、加工度）

出典：Atlas Forestier 2019 (MINFOF, World Resources Institute

付属資料 - 6　促進カテゴリー別樹種名

（省令第 0021/2018 年 2 月 19 の第 1 条より作成）

促進第 1 カテゴリー

1. AYOUS/OBECHE 2. AWOURA/EKOP BELI 3. AZOBE/BONGOSSI 4. BILINGA 5. EKABA/EKOP RIBI 6. EYONG 7. FRAKE/LIMBA 8. FRAMIRE 9. GOMBE/EKOP NGOMBE 10. KOSSIPO/KOSIPO	11. KOTO 12. KOTIBE 13. NAGA/EKOP NAGA 14. NIOVË 15.0KAN/AD0UM 16.OKOUMÉ 17. ONZABILI/ANGONGUI 18.0ZIG0 18. TAU 19. TIAMA

促進第 2 カテゴリー

1. ABALÉ/ABING/ESSIA 2. ABAM À POILS ROUGE 3. ABURA/ BAHIA 4. AGBA/TOLA 5. AIÉLÉ/ABEL 6. AKO/ALOA 7. ALEP 8. ALUMBI 9. AMVOUT/TEKONG 10. ANDOK NGOE 11. ANDOUNG BRUN 12. ANDOUNG ROSE/EKOP MAYO 13. ANGUEUK 14. ASILA KOUFANI/KIORO 15. ASILA OMANG 16. AVODIRÉ 17. BODIOA 18. 18 BONGO H/OLON 19. CORDIA/EBE/MUKUMARI 20. DABÉMA/ATUI 21. DAMBALA 22. DIANA/CELTIS/ODOU 23. DIFOU 24. EBIARA EDÉA 25. EBIARA YAOUNDÉ/ABEM 26. EKOP G.H 27. EKOP NGOMBE G.F 28. EKOUMÉ 29. EMIEN 30. ESSAK/ALOW KOUAKA 31. ESSENG/LO 32. ESSESSANG	33. ESSON/EKOP A 34. ETIMOÉ 35. EVEUSS/NGON 36. EVEUSS PF 37. EYEK 38. EYOUM BLANC 39. FARO 40. IATANDZA/EVOUVOUS 41. KANDA 42. KAPOKIER/BOMBAX/ESODUM 43. KONDROTI/OVOUNGA 44. KUMBI/EKOA 45. LANDA 46. LATI/EDJIL 47. LATI PARALLÈLE 48. LIMBALI 49. LOTOFA/NKANANG 50. MAMBODE/AMOUK 51. MIAMA 52. MOAMBÊ 53. MUTONDO 54. 54 NAGA PARALLÈLE 55. OBOT O/ABOTZOK 56. OSANGA/SIKONG 57. OUOCHI/ALBIZIA/ANGOYEMÉ 58. OVOGA/ANGALÉ 59. TCHITOLA 60. TSANYA/AKELE 61. VESSAMBATA 62. WAMBA 63. AUTRES

付属資料 - 7(1)　木材合法性証明書の例（加工工場）

REPUBLIQUE DU CAMEROUN
Paix –Travail - Patrie

MINISTERE DES FORETS
ET DE LA FAUNE

SECRETAIRE D'ETAT

SECRETARIAT GENERAL

DIRECTION DES FORETS

BP 34430
Yaoundé
Tél: 22 23 92 28

REPUBLIC OF CAMEROON
Peace –Work – Fatherland

MINISTRY OF FORESTRY
AND WILDLIFE

SECRETARIAT OF STATE

SECRETARIAT GENERAL

DEPARTMENT OF FORESTRY

1718
N°_____/CL/MINFOF/SETAT/SG/DF/SDAFF/SN

CERTIFICAT DE LEGALITE

Le Ministre des Forêts et de la Faune soussigné,

Certifie que [redacted] **du Cameroun** [redacted] **Douala, détentrice du** [redacted], a rempli toutes ses obligations conformément aux articles 12 et 15 de l'Arrêté N°004/MINFOF du 13 février 2013, fixant les critères et les modalités de délivrance des certificats de légalité dans le cadre du régime d'autorisations FLEGT pour son **Unité de Transformation du Bois située à Libongo dans la Région de l'Est Cameroun.**

Le présent Certificat est valable pour 12 mois à compter de la date de signature, et peut être suspendu ou révoqué si un contentieux venait à survenir en cas de non-respect des obligations forestières, fiscales, sociales ou environnementales.

En foi de quoi, le présent Certificat valable uniquement pour ladite Unité de Transformation de Bois, est délivré pour servir et valoir ce que de droit./-

Yaoundé le, 22 NOV 2019

LE MINISTRE DES FORETS ET DE LA FAUNE

Jules Doret NDONGO

Ampliations :
- MINFOF/DF,
- MINTSS,
- MINEPDED,
- MINFI (DGI/DGD),
- Intéressé,
- Archive,
- Chrono.

出典：WEB サイトから入手

付属資料 - 7(2)　同左邦語訳

カメルーン共和国 平和-労働-祖国		カメルーン共和国 平和-労働-祖国
森林野生生物省		森林野生生物省
国務長官	ヤウンデ　私書箱:34430	国務長官
事務総局	電話番号：22-23-92-28	事務総局
森林局		森林局

度 1718/CL/MINFOF/SETAT/SG/DF/SDAFF/SN 号

合法性証明書

本証明書の署名者である森林野生動物大臣は、[redacted]
社[redacted]は、同社の[redacted]**にある木材加工場**に関して、森林法施行・ガバナンス・貿易(FLEGT)のライセンス制度における合法性証明書交付の基準および手続きを定めた2013 年 2 月 7 日付け省令(アレテ)第 0004 号第 12 条ならびに第 15 条に則り、すべての義務を果たしたことを証明する。

本証明書は、署名日から起算し 12 か月間有効とするが、森林、税務、社会、環境に係る義務の遵守が履行されず、紛争が生じた際にはこれを保留するものとする。

上記に基づき、本権利書は上記の木材加工場にのみ有効であり、これにかかる当然の権利を与え、かつ権利が使われるよう発行されるものとする。

2019 年 11 月 22 日、ヤウンデにて
森林野生生物大臣
（署名・公印）
ジュール・ドレ・ンドンゴ

写し配布先:
- 森林野生生物省・森林局
- 運輸社会保障省
- 環境・自然保護・持続可能開発省
- 財務省（税務総局・税関総局）
- 関係者
- 保存記録担当
- 時系列文書管理担当

左記証明書を基に本事業により仮邦語訳

付属資料 - 8　製材仕様書（事業者が作成する一覧表）

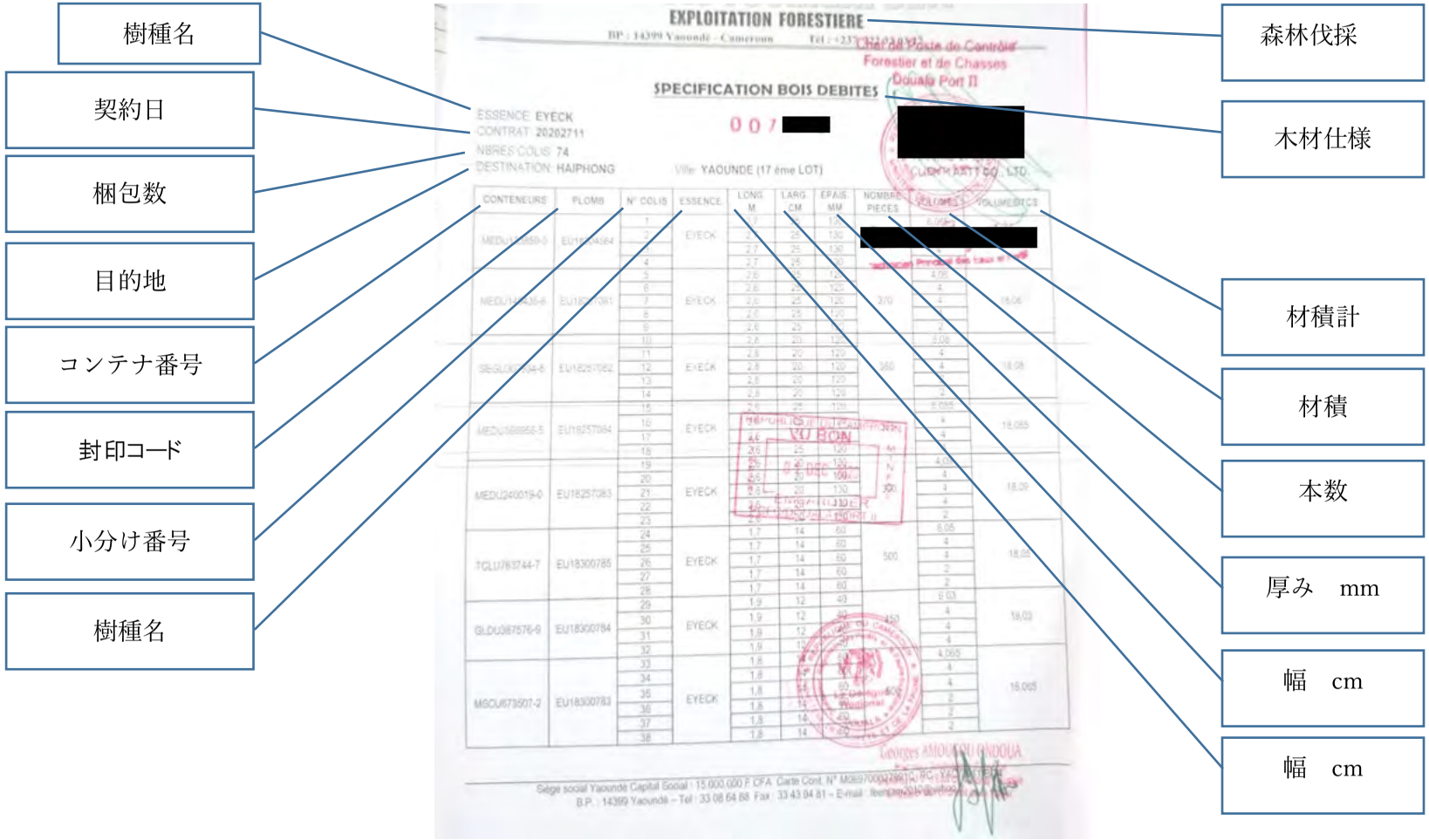

出典：現地委託先収集資料（参考のため仮邦語訳を付けた）

付属資料 - 9 植物防疫証明書

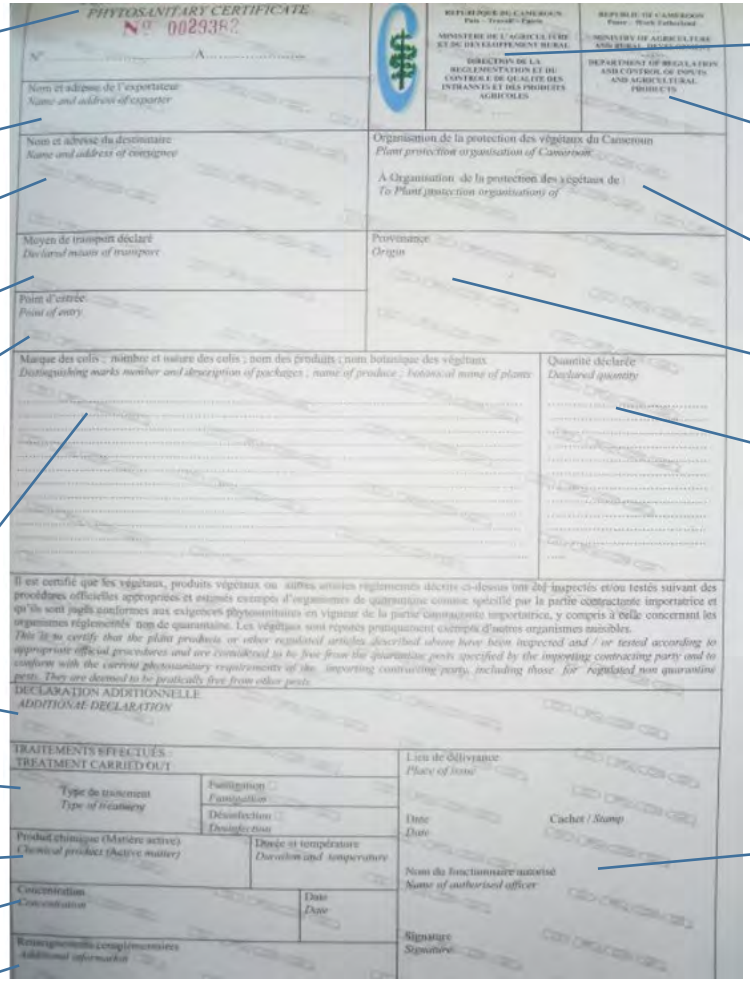

出典：現地委託先収集資料（参考のため仮邦語訳を付けた）

- 植物検疫証明書
- 輸出者の名称と住所
- 荷受者の名称と住所
- 輸送手段
- 到着地
- 識別マーク番号とパッケージの説明
  名称、学名
- 追加事項
- 処理
- 処理方法
- 薬剤名
- 追加情報

- カメルーン共和国農業地方開発省
- カメルーン共和国農業地方開発省
  投入物と農産物規制管理部
- カメルーン植物保護機関
  ●●国植物保護機関へ
- 原産地
- 宣言された数量
- 発行地、発行日、管理官名、サイン

付属資料 - 10　木材仕様書（MINFOF が作成する一覧表）

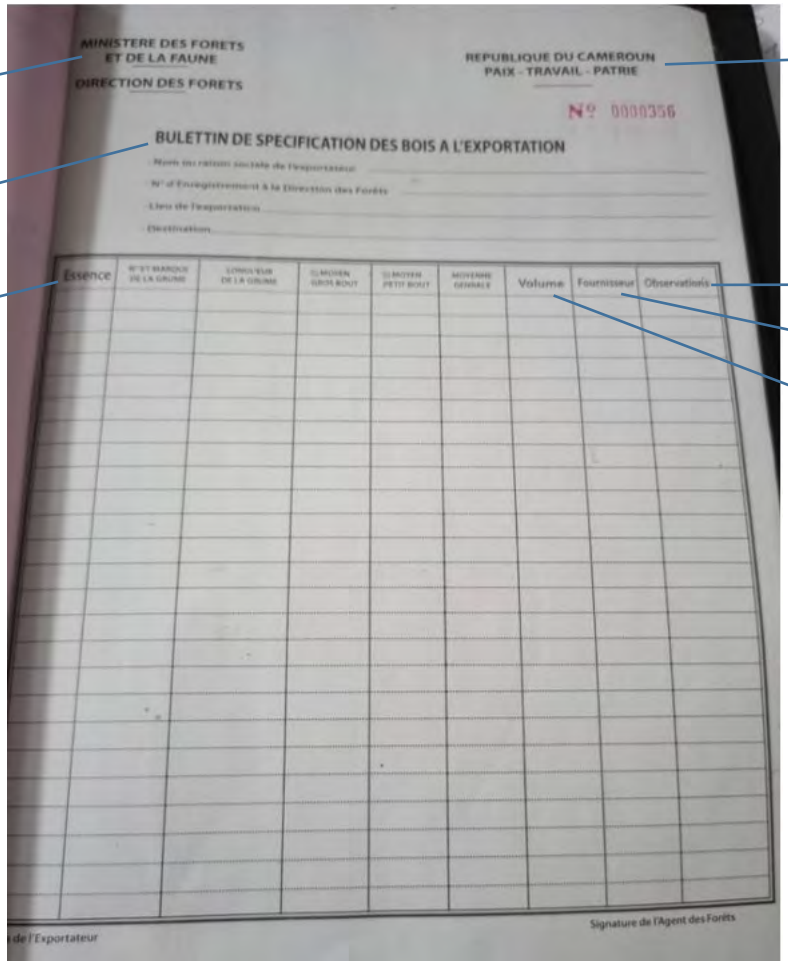

森林・野生動物省森林局

輸出木材の仕様一覧

樹種名

カメルーン共和国

備考

サプライヤー名

材積

出典：現地委託先収集資料（参考のため仮邦語訳を付けた）

注）表中の樹種名と材積の間は文字が不鮮明なため邦語訳は略した。

付属資料 - 11　コンテナ梱包証明書

カメルーン共和国
財務省
税関総局
沿岸税関部
コンテナ貿易課
コンテナ輸出係

カメルーン共和国
財務省
税関総局
沿岸税関部
コンテナ貿易課
コンテナ輸出係

梱包証明書

出典：現地委託先収集資料（参考のため仮邦語訳を付けた）

3 ガボン

3-1　概要

中部アフリカの西部に位置するガボンは大西洋に面し、その海岸線は約 800km に及ぶ。国土面積は 26 万 7,667 平方キロメートル（我が国の約 3 分の 2）である。経済分野についていえば、サブサハラ・アフリカ有数の産油国であり、輸出収入の 68%、GDP の 27%、国家収入の 59%を依存している。石油に加えて、マンガン、木材が輸出収入の 9 割を占めることから、資源の国際価格の変動の影響を非常に受けやすく、経済構造の改革が喫緊の課題とされている[1]。また、最新の世界銀行の調査（2019 年）によれば人口は 217 万人、GDP が 166.6 億米ドル、一人当たり GNI は 7,210 米ドルと報告されている。主要産業は鉱業（原油、マンガン）、農林業（木材、ヤシ油）であり、対日輸出は 61.2 億円（石油、マンガン鉱、木材）、対日輸入 34.4 億円（自動車、建設用・鉱山用機械、タイヤ・チューブ）である。

自然環境に目を向けると、熱帯降雨林面積としてはアマゾンに次ぐ世界第二位の森林地帯として知られるコンゴ盆地に位置している。地形はガボン南西部に位置する沿岸地方には丘陵、平原、高原が広がり、標高は 200m を越えることはほとんどない。それ以外の地域は、北部に標高 500m～800m の北東高原、東部に標高 600m～800m のバテケ高原、南部にシャイユ山塊がある。シャイユ山塊の平均標高は 600m～700m であるが、標高 1,000m を越える山もあり、中でもイブンジ山(Mont Iboundji)は標高 1,575m でこれがガボンで最も高い山である[2]。

図 3.1　ガボン共和国の位置図

気候は、西側の大西洋沿岸部から内陸にかけて国土のほぼ 85%が高温多湿の熱帯雨林気候帯に属し、残り 15%の北部、東部の内陸高原地帯がサバンナ気候帯に属している。北部と南部の地域差及び年による違いはあるものの、概して 1 月半ば～5 月半ばが大雨季、5 月半ば～9 月半ばが大乾季、9 月半ば～11 月が小雨季、11 月～1 月半ばが小乾季となっている。ただし、乾季でも雲に覆われていることが多く、年間の月平均気温は 23 度～29 度である。

[1] 外務省ホームページ

[2]『Annuaires Statistiques du Gabon 2001 – 2007』, 11/2009, Direction Générale de la Statistique et des Etudes Economiques, Ministère du Développement, de la Performance Publique, de la Prospective et de la Statistique

ガボンの水系は、コンゴ共和国に源があるオゴウエ河が東から西にガボンを横断する形で流れており、海岸に位置するポール・ジャンティ市近くで大西洋に注いでいる。全長はおよそ 1200km で、そのうち 1000km がガボン内を流れている。オゴウエ河流域が国土のおよそ 5 分の 4 を占め、多くの支流がある。オゴウエ河は河口から 350km 上流まで船舶の航行が可能である。

FAO の調査によれば[3]国土の 85.9%が森林で、近隣諸国と比べ人口密度が低いため、手つかずの豊かな自然が多く残されており、ゾウ、ゴリラ、チンパンジーなどの大型哺乳類が多数生息している。

図 3.2　2015 年の土地利用の面積構成率

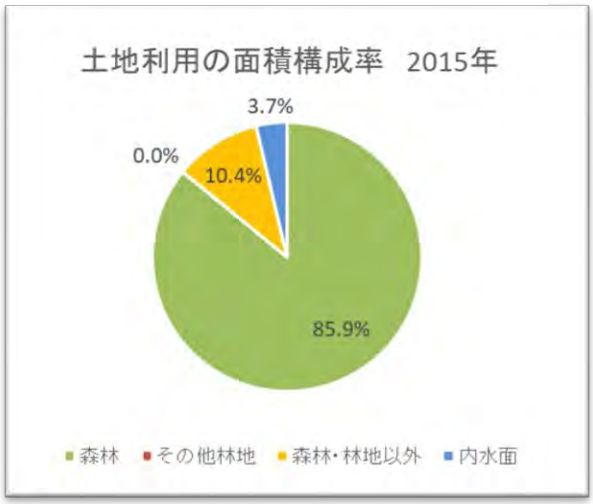

多様な自然環境を含む 13 の国立公園があり、国立公園の総面積は国土の 11%を占める。ガボン政府は自然環境の保全に力を入れており、中部のロペ国立公園や、大西洋岸のロアンゴ国立公園ではエコツーリズムが導入されている。また、2007 年にロペ＝オカンダ生態系と残存文化的景観が複合遺産として世界遺産に登録された。

ガボン国における持続的森林管理の現状や森林認証の動向を知るうえで国家の上位政策について理解しておくことが重要であるが、その一つが「台頭するガボン戦略」（Plan Stratégigue Gabon Emergent、以後 PSGE と表記）と緑のガボンである。

PSGE とは、アリ・ボンゴ・オンディンバ大統領がガボン国民に向けて発表した成長戦略である。PSGE において、ガボンは 2025 年を目標年と設定し、持続的開発に基づく各分野の成長戦略を策定している。PSGE では、キーファクターである持続的開発の戦略的目標 1「人類の幸福、公平な社会、持続的成長、環境保護の 4 つを統合する新しい開発モデルの導入」に関し、天然資源の把握と保全のパイロットプログラムとして 6 つのアクションが登録されている。さらに、「Gabon Vert（緑のガボン）」は、PSGE でガボンが目指す持続的開発に基づく成長の柱の一つである。その戦略的目標において「ガボンの森林を持続的に管理し、ガボンを世界の熱帯木材のリーダーにする」ことが掲げられており、その実現には「ガボンの森林のポテンシャルを把握することが重要であり、全土を対象とした詳細なインベントリーがまずは優先されるべきで、これが持続的森林管理の基礎となる」と明記している。このような上位政策を背景として、ガボン政府は持続的森林管理に必要なツールとして森林認証の導入や中断していた EU との FLEGT 自主的二者間協定（VPA FLEGT）の再協議を推進している。

[3] Forest Resource Assesment 2015, FAO

3-2　木材生産・流通状況

3-2-1　森林資源概要

ガボンではFAOが定めた森林定義を使用している。すなわち、「森林とは0.5ha以上の面積があり、5m以上の樹高の樹木が複数あり、森林被覆率が10%以上、あるいは同じ場所でこれらの閾値に達する可能性のある樹木が複数ある土地」である[4]。

数年来実施された整備インベントリー調査によると、ガボンの森林には潜在的に伐採可能な樹種がおよそ 350 種あり、そのうち利用されているのはわずかに 60 種にすぎないことが判明している。中には、特にオクメ(*Aucoumea klaineana*)、ケバジンゴ(*Guibourtia tessmannii*)、オジゴ(*Dacryodes buettneri ou Pachylobus buettneri* (synonyme))、など市場価値の高い樹種がある。木材（単板）に加工しやすく、良質な合板製造が可能なオクメの資源量は 1 億 3,000 万立方メートルと推定されており、用材向け樹種の総潜在資源量はおよそ 4 億立方メートルである。森林資源は石油に次いで第 2 位の輸出収入源でありガボンの主要資源の一つであるが、管理が適切であれば再生が可能であり、森林はガボンの継続かつ持続可能な開発を担保する活動分野の一つとして認識されている。

ガボンが有する森林は約 2,200 万 ha に及び、うち 1,400 万 ha が国の恒久森林地であり、800 万 ha が村落森林地（村落共同体共有林や狩猟場などにあてられた区域）である。国の恒久森林地は 1,000 万 ha の用材生産林と 400 万 ha の保護区域に区分される。森林伐採は登録された生産国有林地として割り当てられた森林で主に行われている（森林法に基づく森林区分の体系については 3-3-1 節で詳述する)。

表 3.1　ガボンの森林被覆タイプ別面積[5]

森林被覆タイプ	ha
低地の密林	20,982,690
亜山地帯林 (900 m ～ 1500 m)	14,445
山地帯林 (1,500 m 以上)	36
湿地林	17,766
マングローブ	71,919
森林 - サバンナモザイク林	185,931
落葉樹の密林	176,643
森林 - サバンナモザイク林と落葉樹の密林の総面積	362,574
総森林面積	21,812,004

[4] Forest Resource Assesment 2015, FAO

[5] コンゴ盆地の森林－森林状況 2008 年

図 3.2　1990 年からの森林面積および生産林面積・面積率の動向[6]

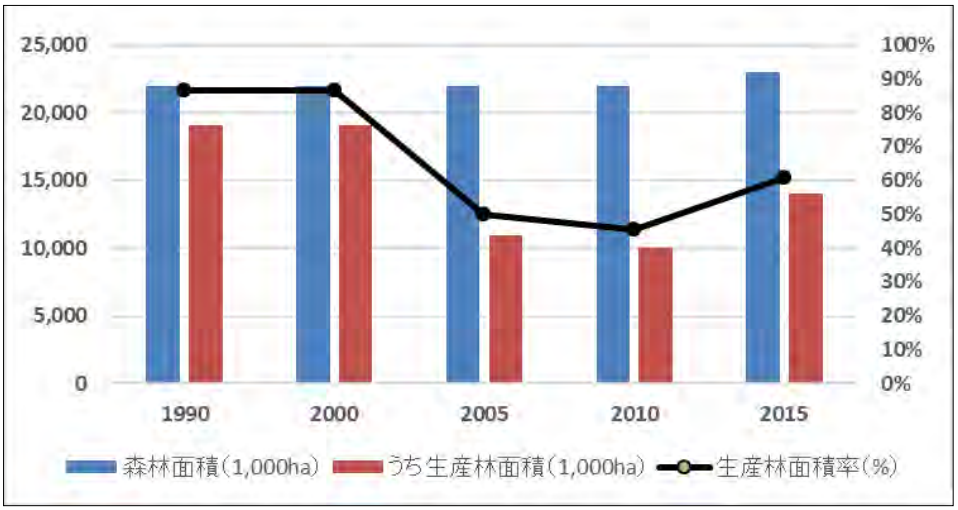

ガボンの森林面積は 1990 年から微増ながら一貫して増加傾向にあり、森林減少が続くコンゴ盆地周辺国とは異なる動向を示している。また木材生産に供される生産林面積は 2000 年から 2005 年の間で大幅な減少傾向を示した。

ガボンの地域住民と森林との関係は文化的、世俗的、経済的なものであり、この関係性は村落共同体共有林のメカニズムと森林伐採の利益を地域住民と共有する契約ということで成立している。

村落共同体共有林とは、村落コミュニティに割り当てられた村落林地を示し、簡易管理計画に基づいた天然資源の持続的管理のための活動や効率的な管理プロセスを実施・実行することを目的としたものである。村落コミュニティは以前より幾世代にもわたって、食料、医薬、薪炭材や建設材および農耕地の供給源である村落共同体共有林と社会的・文化的なつながりを維持してきた。すなわち村落コミュニティの存続は、この村落共同体共有林にダイレクトに依存している。村落共同体共有林では、経済的利益をもたらす木質林産物と非木質林産物を対象に伐採・採取が行われる。天然資源の利用と管理およびそこから得られる利益は、すべて関係する村落コミュニティのものとなる（村落共同体共有林の設立条件を定めた 2004 年 12 月 1 日付け政令第 001028/PR/MEFEPEPN 号）。

ガボンでは、森林コンセッションは村落コミュニティのための集団的利益に貢献する事を定めた森林法第251条により、森林伐採に由来する利益を地域住民に配分することが定められている。森林伐採からの利益の分配に関する法的枠組は2011年から2016年にかけて段階的に整備され、以下の3つの法文書に準拠する：

- 森林法第251条
- 契約条件のモデルを定めた2014年5月6日付け省令第105（MEFPRN/SG/DG/DDF/SACF）号

[6] FAO: Global Forest Resources Assessment 2015 より作成。

■　2014年5月6日付け省令第105号の適用に関する文書

森林法第251条は森林政策において、持続可能な管理に関する社会的側面を担保している。これは、上記の村落コミュニティへの集団的利益を支援することを目的とし、コンセッションの所有者らによる財政的貢献を示している。その内容とレベルは各コンセッションに関係する契約条件により定められ、関係する村落コミュニティの代表者会議の裁量により管理され、この枠組みにおいて、契約のメカニズムに基づき利益が分配される。第251条の適用に関する文書および2014年5月6日付け省令第105号は、契約条件モデルの導入を目的としているが、利益分配に関するあらゆる取決め（協定）はこれに準拠する。

3-2-2　木材生産・流通の特徴

１）森林伐採・木材生産の現状

約 2,200 万 ha に及ぶ広大な森林面積と多様な樹種[7]に恵まれたガボンでは、100 社超の森林事業者が操業している。森林行政当局及びンコック(Nkok)にあるガボン特別経済ゾーン社(GSEZ 社)[8]のワンストップ管理部門から得たデータでは、リストアップされた業者は 162 社に及ぶ。森林コンセッションと木材加工場の 75%は国外の業者、特にアジア系とヨーロッパ系企業の所有であり、25%が国内業者のものである[9]。これらのコンセッションの総面積は約 1,200 万 ha に及ぶ[10]。なお、森林の持続可能な管理に関する森林法規(ガボン国森林法に関する 2001 年 12 月 31 日付け法律第 16/01 号の第 97 条)では、持続可能整備森林コンセッション(Concessions Forestieres sous Amenagement Durable 、以下「CFAD」と称す)が有することのできる面積は 5 万 ha から 20 万 ha までの間と定めている。単一の森林事業者が複数のコンセッションを所有する場合は、面積は最大で 60 万 ha まで可能となる。

またリストアップされた 162 社のうち、78 社は、森林伐採のみならず場合によっては木材の加工や取引に特化した CFAD または整備伐採加工暫定協定(Convention Provisoire d'Amenagement, d'Exploitation et de Transformation 、以下「CPAET」と称す)を持っている（付属資料１　CFAD および CPAET を所持している企業)。

次に、森林伐採量についてみると2018年12月末時点において、原木の生産量が2017年比11%増の約190万m^3と増加しつつある。

[7] http:// conjonctureseconomique.com

[8] ガボンの森林と木材産業の連合／国際熱帯木材技術協会、森林／木材セクターの民間セクターに関するベースライン調査 2019 年 6 月（UFIGA/ATIBT, Etude de l'Etat des lieux des Acteurs du secteur privé de la filière Forêt Bois au Gabon, Juin 2019. ）

[9] http:// conjonctureseconomique.com

[10] http:// conjonctureseconomique.com

表 3.2　森林伐採量の実績[11]

(単位：m^3)	2018年　四半期別実績				12月末	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年	2018年
生産量	483,954	540,988	495,172	356,983	1,690,668	1,877,097
原木購入	60,025	58,902	50,322	54,076	135,625	223,324
国内業者への販売	141,094	140,571	142,225	109,502	606,411	533,392

近年ガボンの森林セクターでは丸太の輸出禁止による現地加工へのインセンティブや、2022 年までにガボン国内にあるすべての森林コンセッションの森林認証取得への政策支援策などに関して活発な動きがみられる。

表 3.3　現在ガボンで木材用に伐採されている主要樹種[12]

N°	樹種	学名	最小伐採直径
1	マホガニー（Acajou）	Khaya ivorensis	80
2	アフォ（Afo）	Poga oleosa	--
3	アグバ（Agba）	Prioria balsamifera	80
4	アレプ（Alep）	Derbordesia glaucescens	-
5	アンドゥング（Andoung）	Toubaonate brevipaniculata,A. Moreliana	--
6	アゾベ（Azobé）	Lophira alata	80
7	バヒア（Bahia）	Mitragyna ciliate	-
8	ベリ（Béli）	Paraberlinia bifoliolate	--
9	ベンジ(Benzi)	*Guibourtia arnoldiana*	-
10	ビリンガ（Bilinga）	Nauclea trillesii	80
11	ボッセ（Bossé）	Guarea cedrata	-
12	ダベマ（Dabéma）	Piptadeniastrum africanum Brenan	-
13	ディベトゥ（Dibétou）	Lovoa trichiliodes	--
14	ドゥシエ（Doussié）	Afzelia Africana	-
15	エビアラ（Ebiara）	Berlinia sp. Pi	-
16	エヴゥス（Eveuss）	Klainedosa gabonensis	-
17	ファロ（Faro）	Daniella spp.	-
18	ゲオンビ（Geombi）	Sindoropsis	-
19	ゴンベ（Gombe）	Didelotia Africana	-
20	イロコ（Iroko）	Milicia excelsa	80

[11]ガボン経済のダッシュボード 2018 年

[12] 世界の森林遺伝資源の状況、国別レポート：ガボン共和国および木材産業通商開発局（DDICB 2011 年）

N°	樹種	学名	最小伐採直径
21	イゾンベ（Izombé）	Testulea Gabonensis	70
22	ケバジンゴ（Kévazingo）	Guibourtia tessmanii	2018 年 3 月以降伐採禁止
23	コシポ（Kossipo）	Entandophragma candollei	-
24	ロンギ／アバ（longhi/abam）	Chrysophyllum spp	--
25	リンバ（Limba）	Terminalia superba	-
26	モヴィンギ（Movingui）	Distemonanthus Benthamianus	-
27	ムクルング（Mukulungu）	Autranella congolensis	90
28	ニアンゴン（Niangon）	Heritiera Utilis	-
29	ニオヴェ（Niovè）	Staudtia kamerunensis	-
30	オロン（Olon）	Fagara heitzii	-
31	オカン（Okan）	Cylicodiscus gabonensis	-
32	オクメ（Okoumé）	Aucoumea klaineana	70
33	オヴェングコル（Ovengkol）	Guibourtia ehie	
34	オジゴ（Ozigo）	Dacryodes buettneri	
35	パドゥック（Padouk）	Pterocarpus soyaixii	
36	パオ・ロサ（Pao rosa）	Swartia fistuloides	60
37	サペリ（Sapelli）	Entandophragma cylindricum	90
38	シポ（Sipo）	Entandophragma utile	90
39	タリ（Tali）	Erythrophleum ivorense Erythrophleum suaveolens	
40	ティアマ（Tiama）	Entandophragma angolense	
41	ヴェンゲ（Wengé）	Milletia Laurentii	
42	イガガンガ（Igaganga）	Dacryodes igaganga	

ガボンでは2021年現在、**アフォ**（Afo（*Poga oleosa*））、**アンドック**（Andok（*Irvingia gabonensis*））、**ドゥカ**（Douka（*Tieghcmella sp.*））、**モアビ**（Moabi（*Baillonella toxisperma*））、**オジゴ**（Ozigo（*Dacryodes buettneri*））および**ケバジンゴ**（Kévazingo（*Guibourtia tessmanii*））の5樹種の伐採が禁止されている。これらの樹種が占める伐採量はわずかであったが（2000年の総輸出量の13%）、この禁伐措置により経済的に打撃を受けている森林コンセッションもある[13]。

[13] 世界の森林遺伝資源の現状、国別報告書：ガボン共和国および産業開発・木材貿易局 2011 年

２）木材加工産業の現状

ガボン政府は、森林／木材セクターの産業開発奨励を目的として、森林分野での地方における雇用創出とガボン産の木質林産物の付加価値向上を目指し 2009 年から原木(丸太)の輸出を禁止している。それ以降、1 万人の雇用が創出されたが、2025 年までに 5 万人の追加雇用を創出することを政府目標として定めており、熟練労働者の必要性が求められている。

木材加工産業は生産量、取引量ともに業績の伸びが大きく、生産設備の調達条件の改善と特にンコック経済特区に新設された製材場の生産性の向上により、製材の生産量は2017年比13.7%増の963,834 m^3となっている。取引量の面から見ると国内向け販売成長が著しく110,303 m^3を記録した。またアジア市場向けの製材需要の伸びが堅調であり、輸出成長率は2017年比8%、734,635 m^3であった。

表 3.4　木材加工産業の生産活動の変遷[14]

(m^3)	2018年　四半期別実績				12月末	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年	2018年
生産量	234,247	254,415	251,021	224,151	847,701	963,834
国内販売	30,183	32,294	19,546	22,280	65,852	110,303
輸出	164,717	190,726	190,376	181,990	680,367	734,635

製材設備では生産量、取引量ともに業績が改善し、生産量でみると製材が2017年比17.1%増の610,927 m^3となっている。業績好転の理由として製材設備の近代化への投資を通じた原木加工設備の供給力向上が挙げられる。

また、国内向け販売量と輸出量はそれぞれ70,508 m^3と451,447 m^3といずれも前年よりも増加している。これは国内市場の需要の多さとアジア市場向けの製材注文が継続的にある事に起因している。

表 3.5　製材活動の変遷[15]

(m^3)	2018年　四半期別実績				12月末	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年	2018年
生産量	151,163	166,409	162,674	130,682	521,650	610,927
国内販売	27,356	20,435	11,474	11,243	34,362	70,508
輸出	104,780	119,551	115,220	105,071	445,896	451,447

[14] DICB およびガボン経済のダッシュボード 2018 年

[15] ガボン経済のダッシュボード 2018 年

ベニヤ(単板)製造設備は、ンコック経済特区の設備により業績は2年以上続けて順調であり、結果としてベニヤの生産量は2017年比14.8%増の315,477m³となっている。この状況は原木加工場の供給サイクルの加速を背景としている。同様に国内向け販売量が31,695 m³に達し、輸出量はンコック経済特区全体の業績向上と海外市場での需要の堅調な伸びに伴い30.1%増の252,908 m³となった。

表 3.6　ベニヤ製造の変遷[16]

(m³)	2018年　四半期別実績				12月末	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年	2018年
生産量	73,518	78,091	79,819	84,048	274,819	315,477
国内販売	7,151	9,791	5,910	8,843	25,193	31 ,695
輸出	53,139	63,289	67,180	69,300	194,424	252,908

反して2018年の合板製造は業績不振であり、合板の生産量は2017年の51,232 m³から2018年には37,431 m³となり、26.9%の減少を記録した。これは主要な加工工場での原木調達が困難となったことに起因している。取引量で見ると輸出も同じ減少傾向にあり、特に国内港湾業務で発生した物流上の問題により、2018年の輸出量は30,280 m³に留まった。他方、国内向け販売量は、国内市場の消費増加により28.6%増の8,101 m³となっている。

表 3.7　合板製造の変遷[17]

(m³)	2018年　四半期別実績				12月末	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	2017年	2018年
生産量	9,566	9,915	8,528	9,421	51,232	37,431
国内販売	1,676	2,068	2,163	2,194	6,297	8,101
輸出	6,798	7,886	7,977	7,619	40,047	30,280

原木加工の主要拠点であるンコック経済特区では、森林認証の一環として特区に搬入される丸太の原産地を管理するためのツール「トレーサーNkok (Tracer Nkok)」が最近導入されつつあり、森林認証が要求する原木の適切な加工までのトレーサビリティがカバーされることが期待される。

世界銀行が 2017 年に発表したガボンの木材セクターの産業化に関する報告書[18]では、木材セクターの生産性を改善し、担当大臣が定めた目標である「2025 年までに 3 兆 FCFA

[16] ガボン経済のダッシュボード 2018 年

[17] コーラ・ウッド、ルジエ・ガボン、オティム・ベニヤ、シーフおよびガボン経済のダッシュボード 2018 年

[18] Impact of the 2010 log export ban on forests, the timber industry, and the Gabonese economy (Report No. ACS20539)

（フランスセファーフラン）[19]を達成する」ために行うべき活動に重点を置いている。主なものは以下の通りである：

- 林業および木材・木工業に関する職業訓練の強化（2020 年の研修実績はそのニーズに対して実施率がとても低い）
- 国家木材トレーサビリティ・システムおよび林産品・工業製品の追跡に関するデータベースの設置
- 木材取引所の設立（木材取引所の運用効率は極端に低い）

このプロセスを加速させるべく、大統領はガボンの森林コンセッション全体を 2022 年までに認証すると目標を定めた。それを側面支援すべく 2020 年 1 月 31 日に協力協定書が NGO である森林管理協議会（FSC）と森林を管轄する省庁との間で締結された。

3）木材流通の特徴

2010 年から 2017 年の間に原木の生産量が 150 万 m^3 から 230 万 m^3 に増加したが、それでもまだ大きく向上することが政府目標として掲げられている。現在、森林開発を管轄する水・森林省森林総局の国内総生産(GDP)における貢献度は約 5%を占めており、2020 年までに 20%と定めた目標達成にはほど遠い数字となっている。

図 3.3　ガボンの木材製品別生産量の動向（単位：1,000m^3）[20]

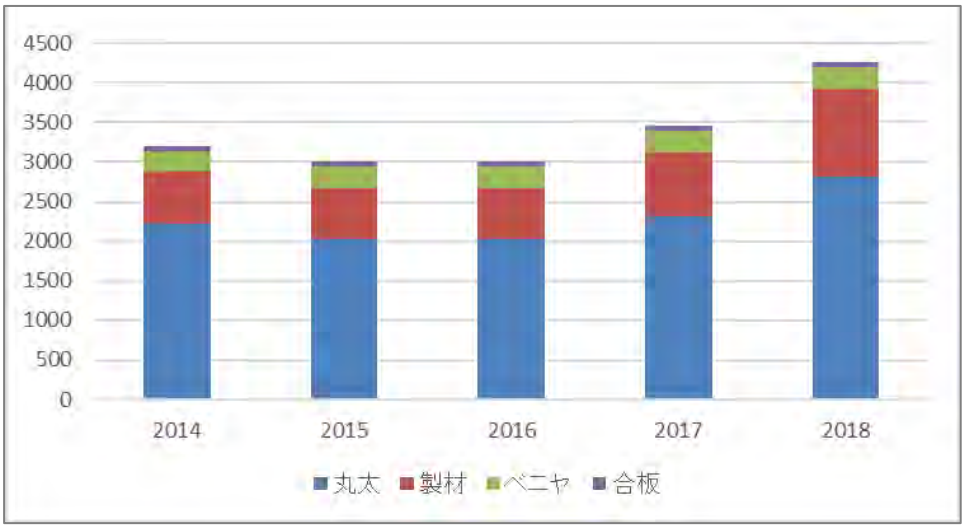

木材製品別生産量の動向に関して国際熱帯木材機関（以下、「ITTO」）の資料によれば、2016 年から 2018 年にかけて丸太製品の生産量が上昇しているが、その他の製材やベニヤ、合板については生産量に大きな変化は見られない。

[19] ガボン国の通貨単位であり、1 ユーロ≒656 FCFA の固定レートが適用されている

[20] Biennial review and assessment of the world timber situation 2017-2018 ITTO を基に作成

図 3.4　ガボンの木材製品別国内消費量の動向（単位：1,000m^3）[21]

一方木材製品別国内消費量の動向について同資料によれば、丸太の国内消費量は原木輸出が 2009 年から禁止されたことにより、生産量の全てが国内消費でされ、製材やベニヤは生産量の一部が国内消費されるレベルに留まっている。

図 3.5　ガボンの木材製品輸入品（単位：1,000m3）[22]

ガボンは、ITTO 加盟国のうちアフリカ地域からの製材の最大輸出国である。 2010 年に厳格な丸太の輸出制限が課されたため、鉄道や港湾の運営が混乱した 2016 年を除いて、製材品の輸出は前年比で増加し続けている。一方、生産者側は生産コストの上昇と継続的

[21] Biennial review and assessment of the world timber situation 2017-2018 ITTO を基に作成
[22] Biennial review and assessment of the world timber situation 2017-2018 ITTO を基に作成

な政府からの税還付遅延の影響を受けており、この税還遅延の状況は一部の輸出業者に財政上の問題を引き起こし、森林セクターにおける民間投資活動を減少させたものの、2018年の製材輸出量は大幅に増加し（2017年比42%）、942 ,000 m^3となった。増加の大部分は中国への輸出の急増によるものであり、 2018年のガボンの輸出は主に中国（61%）向けで前年比37%増加している。次いでベトナム（15%）とベルギー（6%）となっている。

現在、ガボンにある 135 の操業中の製材所のほとんどはアジアの企業が運営しており、続いてヨーロッパや地元の企業が運営している。 2019年初頭、西アフリカ製材の中国市場へのFOB（本船渡し）価格は、ガボンおよびカメルーンからの大量出荷と中国でのオクメ製材の需要の鈍化により下落しており、中国からの第二次加工木材製品輸入に対する米国の関税引き下げも価格の低下を招いている。2019年1月直近での、大規模購入業者は主に次の3社である[23]：

- 8,460立方メートルを購入したグリーンプライ（Greenply）（インド）
- 3,900立方メートルを購入したガボン・ベニヤ（Gabon Veneer）（インド）
- 3,560立方メートルを購入したジン・シャン・ウッド（Jin Shan Wood）（中国)。

[23] 本調査調べ

図 3.6　2007 年の輸出先[24]

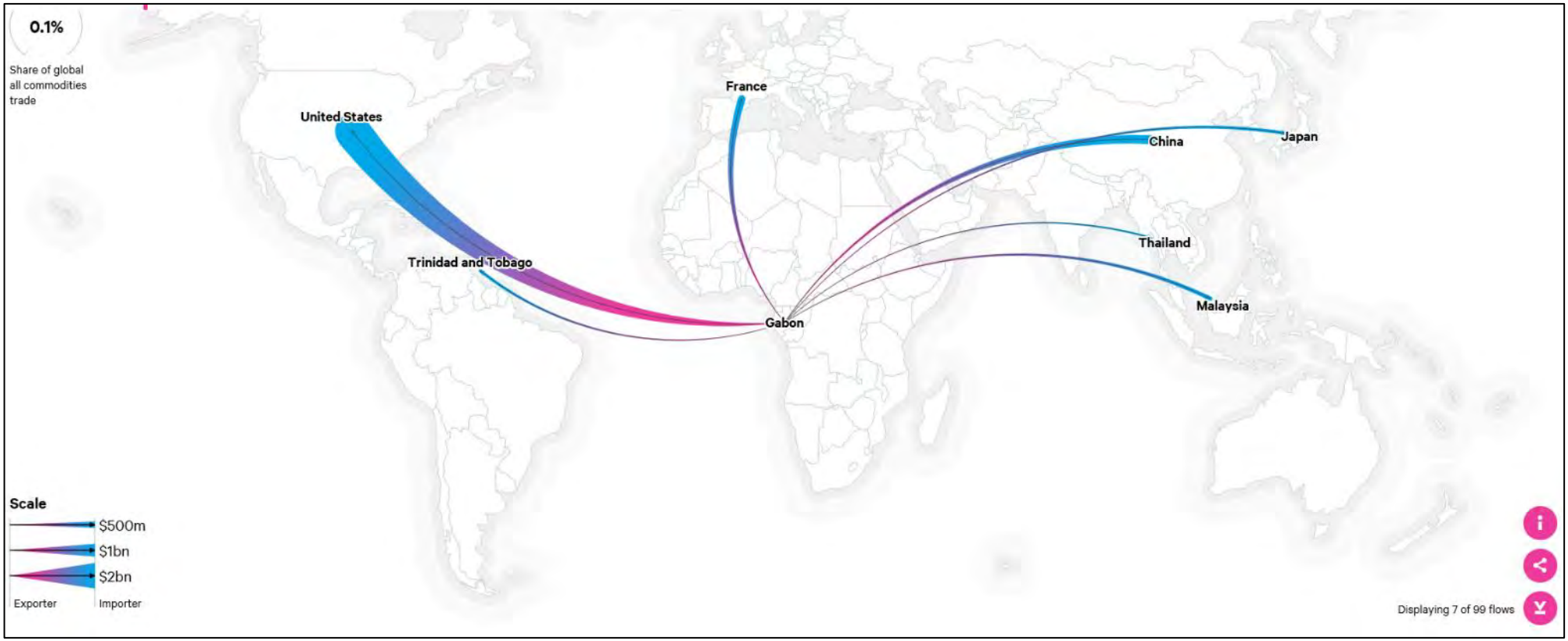

[24] https://resourcetrade.earth/

図 3.7　2011 年の輸出先[25]

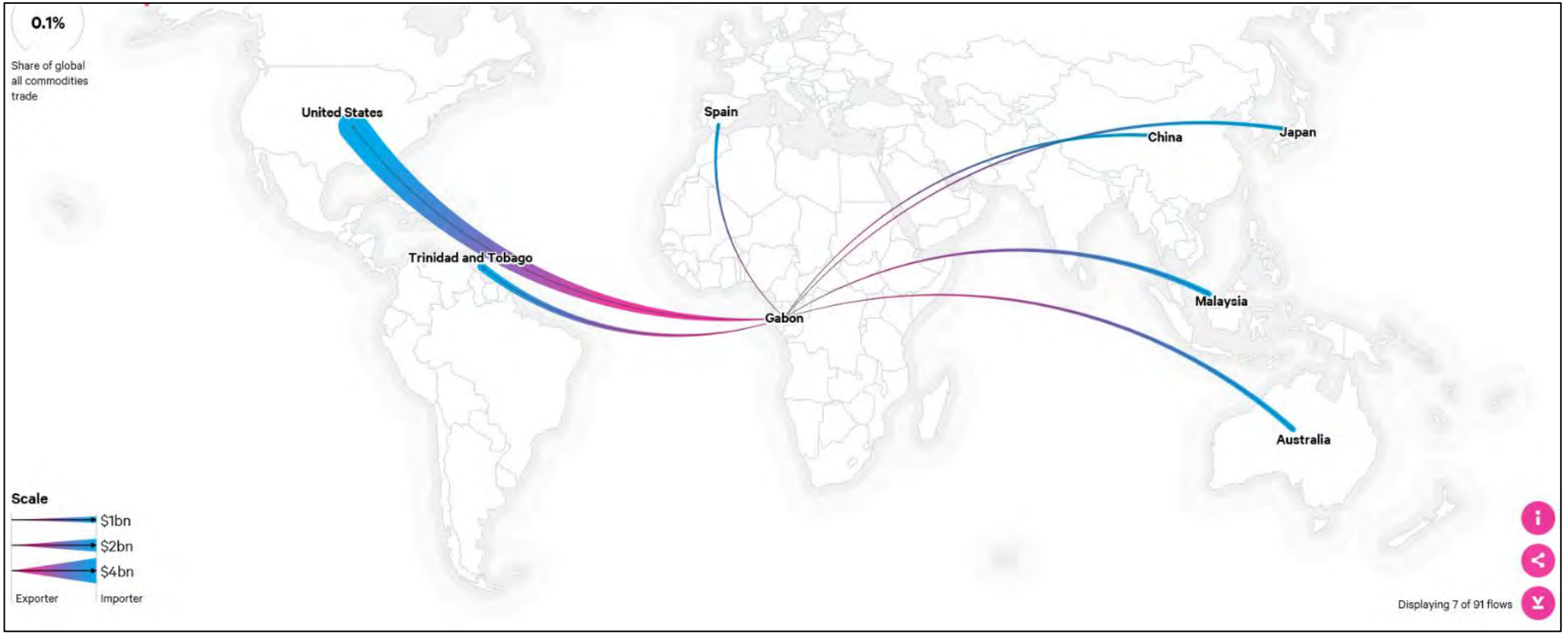

[25] https://resourcetrade.earth/

図 3.8　2014 年の輸出先[26]

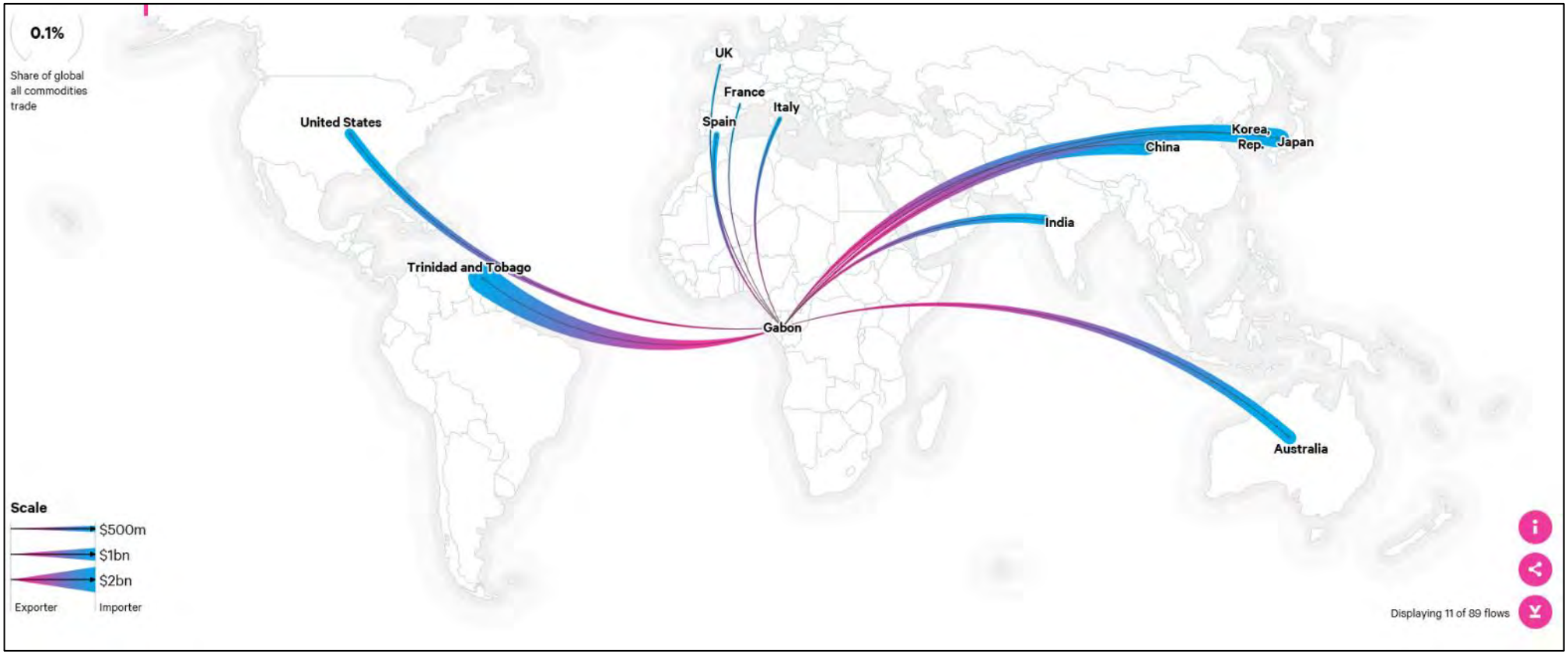

[26] https://resourcetrade.earth/

図 3.9　2017 年の輸出先[27]

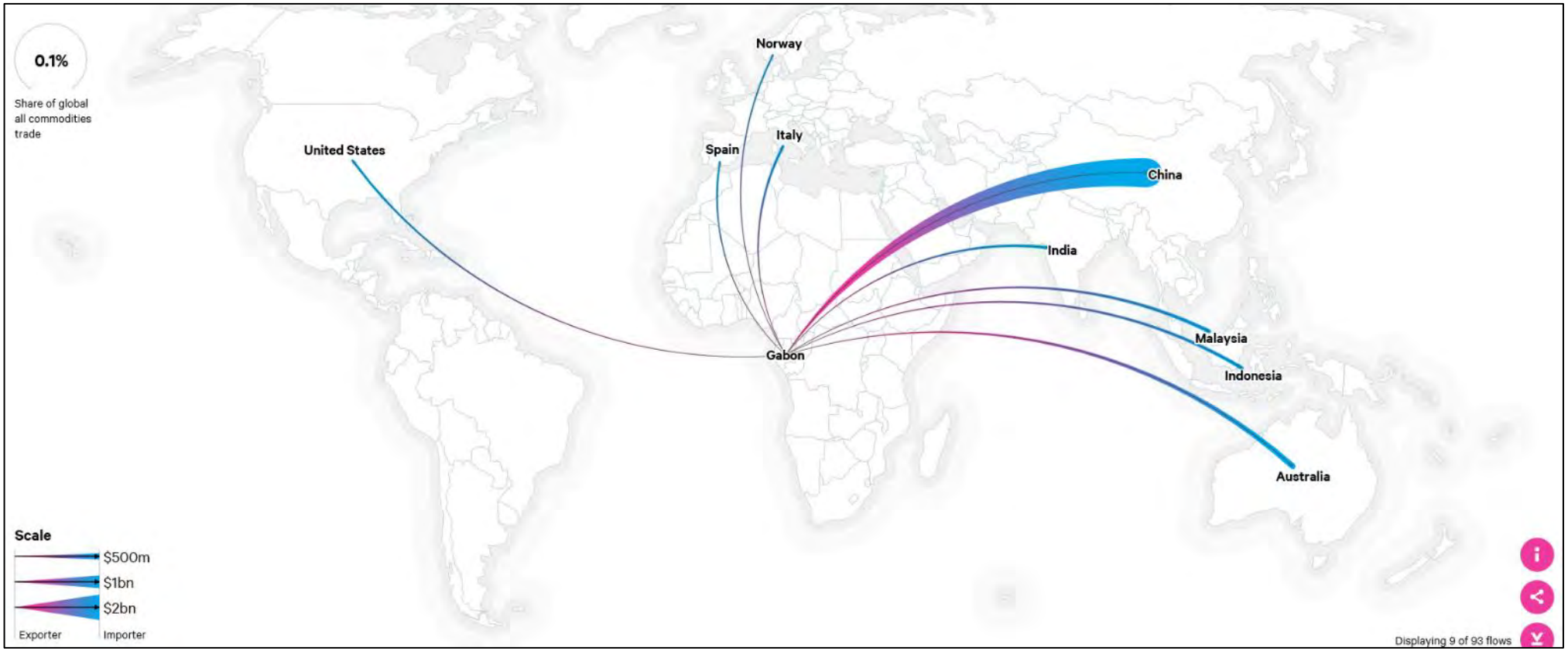

[27] https://resourcetrade.earth/

アフリカ地域からの熱帯単板の輸出は、ITTO 諸国からの輸出の 22%を占め、ガボン、コートジボワール、ガーナ、カメルーン、コンゴ共和国がアフリカ地域からの主要な輸出国でありインドと中国への輸出は増加しているものの、アフリカの熱帯単板の輸出のほとんどは EU の目的地に向けられている。

ガボンの熱帯単板の輸出は、主要市場である欧州連合でのオクメ合板の需要レベルに連動している。 2010 年の丸太輸出禁止の施行により輸出が増加し、ヨーロッパの合板製造部門に供給する単板の輸出が増加した。2012 年から 2014 年の間、低調な需要レベルのためガボンの単板の総輸出量は一時的に縮小したが、2017 年にはフランスの需要レベルの向上とインドへの輸出の伸びに応じて前年比で増加し 14,000m^3 に達した。

アフリカの熱帯合板の輸出量は世界規模では比較的少なく、2017 年の ITTO 生産国の輸出の 2%未満となっている。ITTO に加盟するアフリカの生産国からの輸出は、過去 3 年間で比較的低いレベルに留まる。

上記のうち、ガボン、コートジボワール、ガーナは 2017 年における地域で最大の輸出国であり、輸出の大部分は EU 市場、特にフランスとドイツ向けである。一方で 2019 年には、ベニヤと合板の製造への投資先が EU からアジアの企業へと大幅に変わり、アジア方面への輸出の増加が見込まれている。

次にガボンから我が国に輸入された木材関連製品の動向について、日本財務省貿易統計のデータをもとに概観する。

図 3.10　我が国の HS コード 44 類区分別の輸入額（単位：千円）[28]

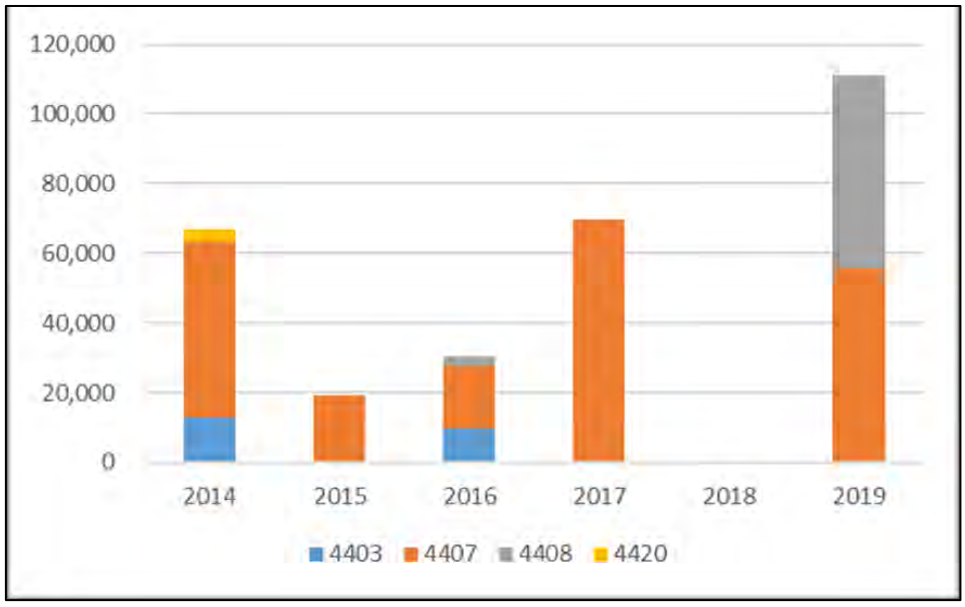

[28] 出典：日本財務省貿易統計のデータを基に作成。

表 3.8　HS コード 44 類区分の概要

HS コード	該当する製品
4403	木材（粗のものに限る）
4407	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもの）
4408	化粧張り単板、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剝ぎした木材
4420	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第 94 類に属しない木製の家具

ガボンから我が国に輸入される木材製品は主に丸太及び製材であったが、2019 年に化粧張り単板、合板用単板の輸入が急増した。なお、HS コード 94 類（木製家具）の 2014 年以降の輸入実績はない。

3-2-3　森林認証システムの導入状況

１）国内で普及している森林認証システム

ガボン国内では 5 つの異なった森林認証システムが導入されている。これらの認証システムは独自のプロセスに基づき、達成する目的に応じた評価ツールを用いているが、森林管理協議会（FSC)や Keurhout、木材合法原産地認証（OLB)、TLV (The Timber Legality Verification))が非常にニーズの高いシステムであるのに対し、Pan African Forest Certification Gabon (PAFC-Gabon)の国内適用例は限定的である。

そのなかでもガボンの森林伐採事業者で採用例が多いのは FSC のシステムであり、伐採・木材加工業者のルジエ・ガボン（Rougier-Gabon)では、CoC と 3 つの森林コンセッションに関する FSC の認証を 2008 年 10 月 9 日に取得している。これらは、オータバンガ（Haut-Abanga)、オゴウエ・イヴィンド（Ogooué-lvindo）およびレケイエ（Lékéye)にある CFAD（持続的森林コンセッション）において取得され、総面積は 68 万 8,262ha に及ぶ[29]。同日、森林伐採事業者であるスイス系グループのプレシャス・ウッド（Precious Woods）が、赤道木材会社（Compagnie équatoriale des bois：CEB）で証明書を取得している。また、カンパニー・デ・ボア・ドュ・ガボン（Compagnie des bois du Gabon (CBG)）は 2009 年 6 月 2 日に FSC の認証を取得している。

また、Keurhout システムはオランダ市場の特殊な需要を対象としている

[29] NELTHO 2008 年「ルジエ・ガボンの FSC 認証：森林コンセッションの責任ある管理に対する賞」2008 年 10 月 23 日付け第 9,855 号のユニオン紙の記事（NELTHO, 2008, « Certificat FSC de Rougier Gabon : un prix à une gestion responsable des forêts concédées », in journal l'Union n° 9855 du 23 octobre 2008）

表 3.9　ガボンで普及している認証システムとその特徴

基準	ガボンにおける認証システムの特徴
森林管理協議会（FSC）	• 国家基準は国内作業部会により、FSC が策定した「コンゴ盆地に対する域内基準のバージョン 5」に基づいて策定。 • 2016 年 2 月に国家基準の第一案が作成された。 • 国内法への適応（グローバルな基準に基づいた国家基準の作成） • すべての森林コンセッションに適用可能な国家基準
PAFC-Gabon	• PAFC-Gabon はガボンの社会環境条件及び経済条件に合わせて設定されている。 • COFRAC[30]は PAFC-Gabon に対する有効な認定機関である。 • 汎欧州森林認証制度（Pan European Forest Certification Schemes：PEFC）によって相互認証されているため、 PAFC-Gabon によって認証された製品は、PEFC のロゴで国際市場に参入することができる。
OLB	• ガボンに関しては、森林法、労働法、持続可能な開発に関する法律、環境法、そして社会保障に関連するすべての法令が認証に必要な要求事項に相当する。
Keurhout	• オランダ市場向けに特化し、ガボンでのみ使用されているため[31]、あまり普及していない。
TVL	• 他の認証制度と比較して全国レベルではあまり普及しておらず、詳細な情報が欠如している。

２）ガボンで認証を取得した企業

ガボンでは森林は重要な経済的資源と位置付けられており、主要な資産の一つとなっているため、国の経済発展のためには森林開発・利用は不可欠な存在である。他方、国際市場や非政府機関（NGO）からの合法性証明などの要求に対して脆弱であり、環境に配慮した良質な製品をより高い価格で購入する消費者に対応すべく森林認証の取得が急務とも言える。

ガボンでの認証機関別・森林認証取得率を森林面積でみると、FSC が 40%、PAFC-Gabon が 20%、TLV が 7%、その他が 33%、となっており、森林認証を取得した森林コンセッションの所有土地面積は 261 万 7,289ha にのぼる。

図 3.11　認証別の普及割合

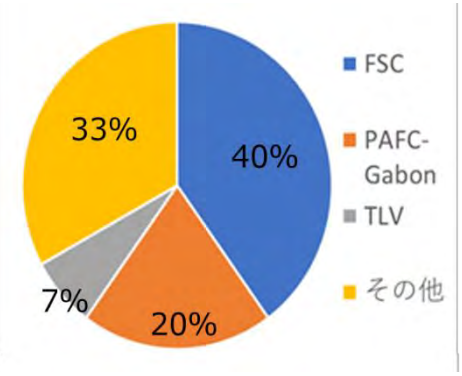

[30] https://www.cofrac.fr/en/

[31] Le Flamboyant：国際熱帯樹木ネットワーク・メンバーのニュースレター、2007 年 5 月

表 3.10　2020 年 ガボンで認証を取得した森林コンセッション[32]

N°	森林コンセッションの名称	整備計画承認年	認証	面積（ha）	認証の種類
1	プレシャス・ウッド-CEB： バンビディエ (BAMBIDIE) UFA[33]、オコンジャ（OKONDJA) UFA およびレラマ（LELAMA) UFA	2000	FSC/PAFC	596,800	持続可能な管理
		2000	FSC/PAFC		
		2000	FSC/PAFC		
2	カンパニー・デ・ボア・ドュ・ガボン（Compagnie des Bois du Gabon)：キヴォロ（Kivoro) UFA	2009	FSC	216,443	
	カンパニー・デ・ボア・ドュ・ガボン（Compagnie des Bois du Gabon)：ラビ（Rabi) UFA	2004	FSC	185,700	
	カンパニー・デ・ボア・ドュ・ガボン（Compagnie des Bois du Gabon)：マンジ（Mandji) UFA Mandji	2004		166,400	
3	シフォ レケ（CIFHO Léké)	2006	FSC	145,236	
4	シフォ モヤビ（CIFHO Moyabi)	2007	FSC	186,395	
5	ルジエ・ガボン（Rougier Gabon)：オータバンガ（Haut Abanga) UFA	2002	FSC	293,162	
6	ルジエ・ガボン（Rougier Gabon)：オゴウエ・イヴィンド（Ogooué Ivindo) UFA	2004	FSC	279,185	
7	コーラ・ウッド・ガボン（Corà Wood Gabon) / ングニエ（Ngounié) UFA または UFA 3	2013	TLV	217,708	合法性
8	RFM ガボン特別経済ゾーン社-ンテム(RFM GSEZ-Ntem)：整備伐採加工暫定協定(CPAET)	2016	*NEPCom*	61,959	
9	RFM ガボン特別経済ゾーン社-オカノ・イヴィンド (RFM GSEZ-Okano Ivindo)UFA	2018	*NEPCom*	55,444	
10	レイン・フォレスト・マネジメント／UFA n°1 (Rain Forest Management (RFM))	2013	*NEPCom*	79,670	
11	RFM ガボン特別経済ゾーン社：モアイエン・オゴウエ（Rain Forest Management-GSEZ « Moyen-Ogooué »)	2019	*NEPCom*	59,305	
12	RFM ガボン特別経済ゾーン社：ングニエ（Rain Forest Management-GSEZ « Ngounié »)	2019	*NEPCom*	73,882	
総整備面積				2,617,289	

[32] 森林総局（DGF) 2020 年

[33] Unité Forestière d' Aménagement（森林管理ユニット）

図 3.12　ガボンにおける認証を取得した森林コンセッションの状況（2020 年）[34]

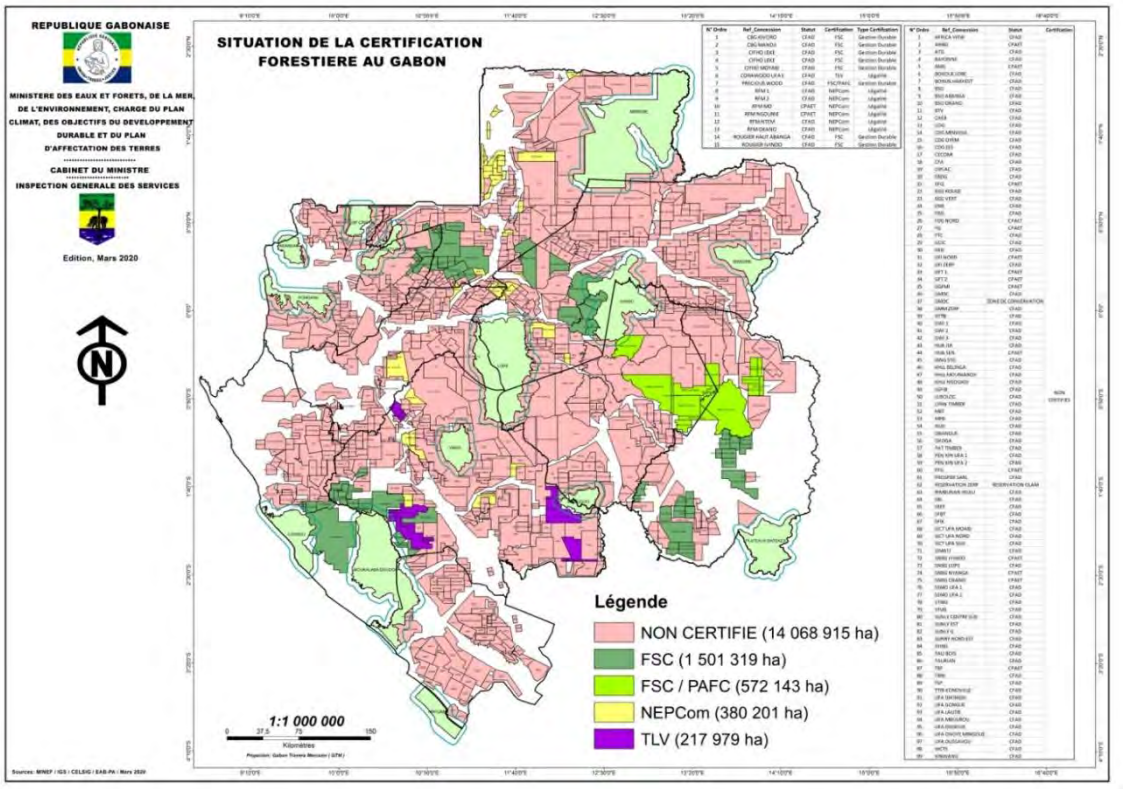

このような状況下、2012年9月に、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ガボンおよび赤道ギニア向けのFSCの地域スタンダード（FSC FOREST STEWARDSHIP STANDARD FOR THE CONGO BASIN）が承認され、2018年9月にはアリ・ボンゴ大統領が、ガボン国内の全森林コンセッションが2022年までにFSC認証を取得することを義務付けることを宣言した。更に2020年1月31日、リー・ホワイト水・森林大臣が、FSCとの間で「2020 cooperation agreement」を締結するなど、政府トップレベルが森林認証へのコミットメントをリードし続けている。

3）森林／木材セクターに対する認証の課題

森林法第 244 条では、森林伐採に関する一連の税金が規定され、すべての伐採・鋸盤による製材加工の許可の割り当て、プロセス、更新、交換、譲渡ならびに林産品の販売と輸出には、状況に応じて以下の税金または負担金を課されることが明記されている。

- 伐採に関する税金
- 面積に対する税金
- 更新に関する税金
- 譲渡に関する税金

[34] 森林総局（Direction Gestion Forestière）

- 鋸盤による製材加工に関する税金
- 輸出税
- 賃貸に関する税金
- プランテーションに特化した負担金
- 森林税

これらの税金を規定する法文書は全て、2020 年の国家の資源と税金を決定する 2020 年 1 月 22 日付け法律第 014/2019 号（財政法）の一部の条項の修正に関する 2020 年 7 月 17 日付け法律第 019/2020 号に含まれる。

4）ガボンにおける自主的二国間貿易協定(FLEGT-VPA)

ガボンは FLEGT 自主的二者間協定（FLEGT-VPA)の締結に向けて、欧州連合（EU）との交渉を 2010 年 9 月に開始し、1 年半の間交渉が継続されたが 2012 年半ばに中断されたが、2019 年にはガボン政府交渉担当者は、EU 関係者に両者間の貿易再開にガボン側が関心を持っている意思を示した。

ガボン政府は交渉再開の準備として 2014 年に外部資金[35]を導入し、主に森林コンセッション認証の普及や森林／木材セクターのガバナンスの改善を目的とした行動に取り組んでおり、ガボンの森林政策と規則の要件を満たすべく、民間セクターでは 2019 年に開始されたものも含め、森林データの管理とトレーサビリティに関する能力強化を目的とした事業が実施されている。

3-2-4　違法伐採に関する関連情報

ガボン国における違法伐採の監視、摘発は水・森林省水・森林省が所管し、地方事務所がその執行を担っている。以下、水・森林省水・森林省地方事務所の役割を述べる。

1）水・森林省水・森林省地方事務所による査察

水・森林省水・森林省地方事務所は、定期的に州内のコンセッションを訪れ、年間操業計画通りに施業が実施されているかを現地確認する。伐採業者による森林インベントリーの検証を主に行う。

地方管理局による具体的な現地確認作業は以下の通り。

- 森林官がコンセッションに連絡のうえ現地訪問
- 査察に必要なツールの準備
- Code Forestier（森林法）
- 当該コンセッションの Plan d'Aménagement（開発計画）
- 同　Plan de Gestion（管理計画）
- 同　Plan Annuel d'Opération（施業計画）

[35] FLEGT アフリカ・カリブ・太平洋諸国（世界食糧農業基金）・セクター別ガバナンス支援プログラム（欧州開発基金）

■ GPS、デジカメ、PC（ArcGIS）

■ 現場では、現場担当者に伐採計画図（伐採対象木の位置が示されているもの）を用意させ、伐採対象木以外を伐採していないか、年間伐採操業区域の境界を超えて伐採していないかを確認する。

上記のような内容を現地で確認し、違反がある場合は森林法に基づいた指導を行う。

2）水・森林省水・森林省地方事務所による違法伐採の摘発

水・森林省水・森林省地方事務所では伐区の内外にかかわらず、森林官が以下の方法で違法伐採摘発にあたっている。

☑ 林道で伐採木を積載したトラックを検問し、必要な書類を確認する。

☑ 住民もしくは伐採業者からの通報により現地調査を行う。

☑ 定期的にパトロールを行い、違法伐採が疑われる場合には、GPS で位置情報を記録の上、事務所にて伐採許可を確認する。

3-3　森林の伐採段階における法令

3-3-1　森林伐採に関する行政の体制

１）森林法に基づく森林区分の体系

ガボンの森林法（Code Forestier）ならびに国家技術書（Guide Technique National）に記載されている生産林に関する伐採許可とその整備・施業に関する主な規則は、以下の通りである。

森林法第 13 条（Article13 du Loi No0016101 portant Code Forestier）によれば、ガボンにおいては全森林の所有権が国に帰属しており、それらが恒久国有林地（Domaine forestier permanent：1,400 万 ha）と村落林地（Domaine foresitier rural：800 万 ha）に大別される。国有林地は、生産林（Forêts Domaniales productives：1,000 万 ha、コンセッションなど)、指定林（Forêts Domaniales classées ：400 万 ha、国立公園等）に分けられ、また、村落林地は、コミュティー林（Forêt communautaires)、その他ローカルコミュニティーによる使用に供される空間（Autres espaces réservés aux communautés locales）に分けられる。

図 3.13　森林法に規定されている森林の種類

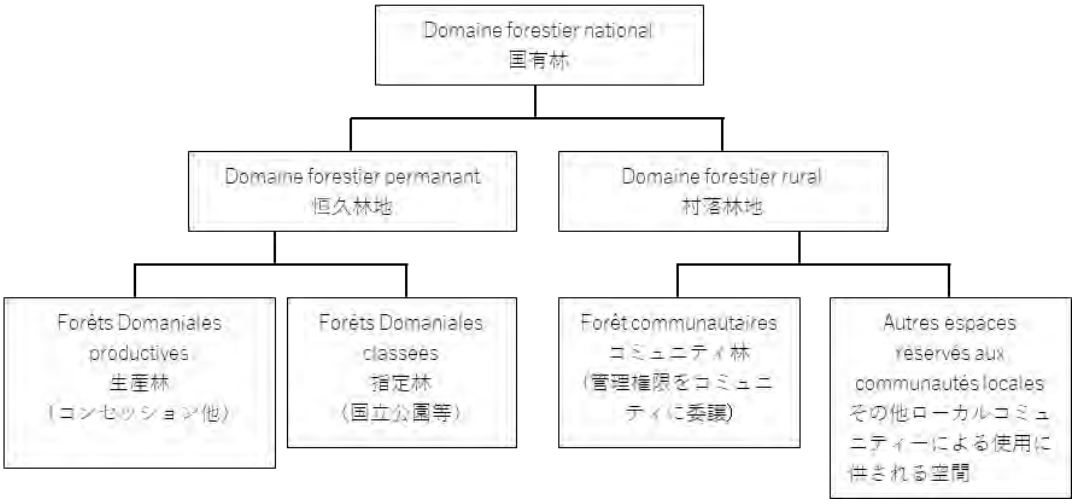

２）伐採許可に関する基本情報

ガボンの国有林地（Domaine forestier permanent）のうち、生産林（Forêts domaniales productives)については、伐採許可が手続きを経て認可されている森林(Forêts attribuées avec Permis à vocation industrielle）とその他の生産林（Réserves forestieres de production：未調査および伐採許諾申請中の森林）に分けられる。村落林については、地域住民による利用が法令に基づき許可されている。

表 3.11　伐採許可された森林の種類

CFAD: Concession forestière sous aménagement durable	面積 50,000ha 以上 600,000ha 以下。単一もしくは複数の開発区画（lot）で構成。 1 lot は、15,000ha 以上 200,000ha 以下。申請には森林整備インベントリーを実施したうえで、持続可能な森林管理と生物多様性の保全等にも配慮した計画書の提出が必要。
PFA : Permis forestier associé	CFAD の中に統合されるか、もしくは、複数の PFA をグループ化して CFAD を形作る。面積は CFAD に統合される場合は 15,000ha 以下で、グループ化して単一の CFAD とする場合は 50,000ha 以下。 認可はガボン国民・企業に限定。
PGG : Permis de gré à gré	主に地域コミュティーの森林利用を想定した許可。面積ではなく、伐採本数 50 本という本数上限がある。入札ではなく、すべて随意契約。認可はガボン国民に限定。

3-3-2　法令の概要と運用状況

ガボンにおける林業関連の全法規はガボン森林法（2001 年 12 月 31 日付けガボン共和国の森林法に関する法律第 16-01 号）[36]にまとめられているが、同国で伐採可能地を取得するには以下の方法がある。

- 入札による森林コンセッションの割り当て
- 相互合意による許可の割り当て
- 村落共同体共有林の伐採許可の割り当て

森林伐採には森林／木材セクターを管轄する官庁からの承認取得が必要である。この認可では事業者には森林整備とその持続可能な管理を遵守することが義務付けられており、これらの基準に違反した場合、現行の法律に従い許可が停止されることがある。

森林伐採活動を規定する条項の詳細を以下の表に記載する。

[36] https://www.ufiga.org/telechargement/loi-n-16_01-portant-code-forestier_dec-2001/

表 3.12　ガボンの森林／木材セクターに適用される法令に関する文書

適用範囲	法令に関する文書
森林許可の定義・付与・運用	ガボン共和国における森林法第 016/2001 号 関連条項：法令第 01/01 号（93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101,102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110,111, 112, 113, 114, 115, 117, 118, 1019, 1020, 1021, 122, 123, 124, 125, 126, 1027, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162）
入札による森林コンセッションの付与	2008 年 8 月 10 日付け省令第 00640-08-MEFEPA 号の全条項
相互合意による許可の付与	2011 年 10 月 10 日付け省令第 136-MEF 号の全条項
村落共同体共有林の設置条件	2004 年 12 月 1 日付け政令第 N001028-PR-MEFEPEPN 号の全条項
村落共同体共有林の付与と管理の手順	2013 年 1 月 31 日付け省令第 018-MEF-SG-DGF-DFC の全条項
村落コミュニティによる森林の留保権	2014 年 5 月 6 日付け省令第 106-MFEPRN 号の全条項
森林／木材セクターの専門的な承認の発行条件	2011 年 4 月 2 日付け政令第 0278-PR-MEF 号の全の条項
登録された生産性の高い国有林の整備および持続可能な管理に関する基準および技術	2004 年 8 月 24 日付け政令第 689-PR-MEFEPEPN 号の全条項
伐採可能な樹種を定める 2004 年 3 月 1 日付け省令第 000119-PR-MEFEPEPN 号	省令の全条項
用材用樹種の最小伐採可能直系を定める 2004 年 3 月 1 日付け省令第 000117-PR-MEFEPEPN 号	省令の全条項
廃材の状況	2011 年 2 月 2 日付け政令第.0273-PR-ME 号の全条項
新たな許可の付与の暫定的な停止	2004 年 8 月 9 日付け政令第 666-PR 号の全条項

3-3-3　伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要

1）伐採制度（コンセッション）恒久林地における森林許可の割り当て

前述の通り、ガボンは「緑のガボン」政策において、すべての生産林を CFAD にすることを目指している。木材伐採コンセッションが CFAD として水・森林省から認可されるためには、以下の手続きを踏む必要がある。

法律第 16/01 号の公布以降、生産林地における森林コンセッションの割り当ては、現在二種類の森林許可に基づいて行われる。一つは対象面積が 5 万 ha から 20 万 ha までの持続整備森林コンセッション（CFAD)であり、ガボン政府は森林関連の大企業に対して森林整備計画と工業化計画の策定に 3 年の期間を認めている。森林行政当局による上記計画の承認により、20 年から 40 年の伐採ローテーションとする CFAD が割り当てられる。

1. 水・森林省は、伐採業者から提出された CPAET（Convention Provisoire d'Aménagement – Exploitation - Transformation）（整備・施業・加工に関する仮協定）計画を 3 年かけて精査し、CFAD として適切か判断する。
2. CFAD は、複数の UFA（Unité Forestière d'Aménagement＝森林整備単位）で構成され、UFA は複数の UFG（Unité Forestière de Gestion＝森林事業単位）で構成される。更に、UFG は 5 年間の事業計画であり、5 つの AAC（Assiette Annuelle de Coupe＝年間伐採区域）を包含する。
3. 伐採業者は、CPAET への署名の 3 年後を期限として、Plan d'Aménagement（整備計画）を水・森林省に提出しなければならない。期限を遵守できなかった場合は、自動的に CPAET が無効となる。
4. 伐採業者は、CPAET への署名後 6 ヶ月以内に、「整備インベントリー手順書」（Protocole d'inventaire d'aménagement）を提出する。その 2 ヶ月後に現地に赴き、手順書に従ってプロット調査を実施し、その結果を伐採業者のデータと比較する。
5. 伐採業者の「整備インベントリー報告書」（Rapport d'inventaire 'aménagement）提出（CPAET への署名の 30 ヶ月後）およびその認証の 1 ヶ月後に現地に赴き、手順書に従ってプロット調査を実施し、その結果を伐採業者のデータと比較する。
6. 伐採業者は、CPAET への署名の 3 年後に、水・森林省との最終契約ともいえる「整備・施業・加工計画」（Plan d'Aménagement – Exploitation - Transformation）を提出する。

7. その主な内容は、20～50 年間の計画、生産量の予測、環境保護対策、社会経済開発、対象森林の調査・研究などである。

8. CFAD として認められた場合は、最初の森林事業単位（UFG）について、整備計画（Plan de gestion）が策定される。また最初の年間伐採区域（AAC）について、以下のような留意点に基づき年間操業計画（PAO）が策定される。

    - 管理計画（Plan de Gestion）の対象は森林事業単位（UFG）とする。
    - UFG 内は、森林法第 19 条により、複数の AAC で構成される。（基本的に 5 個）
    - 各 AAC には PAO が策定されており、これに従って施業を実施する。
    - 伐採ローテーション期間として最低 20 年間は、同一の AAC で伐採できない。
    - 伐採後は、通常は天然更新とするが、希少樹種に関しては、伐採業者に再植林を指示する場合がある。

9. 伐採業者は、AAC の施業を開始する 1 年前までに探査インベントリー（Inventaire d'Exploitation）を完了する必要がある。

以上が、CFAD 認定までの流れであり、かかる業務は水・森林省森林総局が行う。

2） CFAD の普及状況

CFADでの伐採は整備計画と工業化計画に基づいて行われ、同一の事業者に割り当てられるCFADの総面積は60万haが上限とされている。連帯森林許可（PFA）は、一つのCFADに統合されている場合は1万5千haを、許可所有者が整備の対象としている場合は5万haまでを限度として、ガボン国籍の経済事業者に割り当てられる(ガボン森林法　第99条、第100条および第112条)。連帯森林許可は入札による森林コンセッションの割り当て方法を定めた2008年10月8日付け省令第00641-08/MEFEPA号に従い行われる入札手続を経て割り当てられる。

入札手続は政府が森林許可割り当てにおいて透明性の確保を目的として行われるものであり、応札書類提出後、政府が設置した「木材セクター工業化委員会（CIFB)」が評価作業を行う。委員会は、森林経済省のほかに、首相府、財務省、計画省、商業省および他の省庁のメンバーで構成され、9の省庁がこの評価に関与する。なお、第三者による評価には、PFAとCFADを関連づける必要があり、一つのPFAが5万haである場合、所持者は整備計画と木材を現場加工する工場の図面を提出することが義務付けられている。

CFADを取得したガボンの森林コンセッションについてみると、大部分がアジア系（中国およびマレーシア）事業者に属し、フランスとイタリアの事業者がこれに続き、最後にガボンの事業者所有となる。これらの大企業グループには、中国系グループのスンリー・ガボン（Sunly Gabon：Sunry, Sunly)やフア・ジエ（Hua Jia：Hua jia, Tcn, Tlp)、マレー

シア系のボルダミュール（Bordamur：Rimbunan Hijau, SFIK, Toujour vers, Grans Bois, IFK CIPLAC OFFOUE）、フランス系のルジエ（ROUGIER：Rougier-Gabon, CIFHO)、インド系のオラム・インターナショナル（OLAM international：Olam Gabon, Gsez, Gaw, Giw Sarl, Gsezw Sarl)、イタリア系 のコーラ・ウッド（Cora wood）そしてスイス系の プレシャス・ウッド(Precouis Wood：CEB）が挙げられる。

森林伐採関係者の構成は、ヨーロッパ（主にフランス）の企業による伐採開始以来占有され、かつてはソシエテ・ドュ・オー・トゴウエ（Société du Haut-Ogooué）がガボンの国土の 5 分の 2 を占めていた時代もあったが、その後アジアにおける需要増加を背景に東洋系の企業グループが進出し、現在に至っている。

ヨーロッパの企業またはヨーロッパ資本を受けている企業は厳しい競争にさらされてはいるが、フランス系のルジエ（Rougier)（約 69 万 ha)、CEB-プレシャス・ウッド(CEB-Precious Woods)（50 万 5 千 ha)、SEFF（30 万 ha）やイタリア系のコーラ・ウッド（Cora Wood)（45 万 ha)など依然として重要なコンセッションを保持している。

一方、マレーシア系グループであるリンブナン・ヒジャウ（Rimbunan Hijau）が所有するボルダミュール・カンパニー（Compagnie Bordamur)とスンリー・ガボン・グループ(Groupe Sunly Gabon（SUNRY, SUNLY)）がガボンで最大のコンセッションを所有している。

図 3.14　森林許可の地理的分布状況[37]

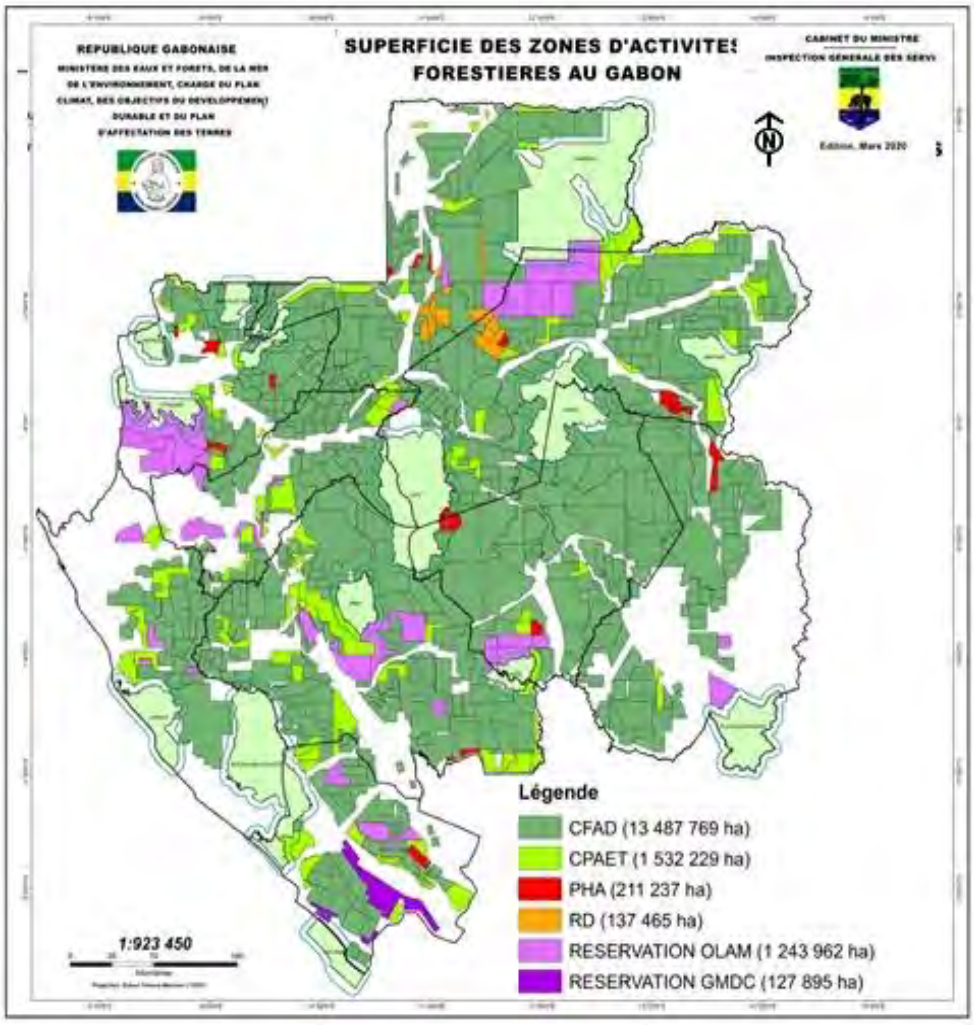

3）伐採に係る税金と手数料

伐採に係る税金は森林コンセッションが取得した認証レベルに応じて以下のように定められている。

表 3.13　認証レベルに応じた面積に対する税金

森林ユニット	FCFA / ha
FSC または PAFC/PEFC によって認証されたコンセッション	300
法律によって認証されたコンセッション	600

[37] 森林総局（DGF）2020 年

表 3.14　加工レベルに応じた輸出用木材加工品に対する税金

加工	FCFA/m^3
第一次加工	9
第二次加工	3
第三次加工	1.5

3-3-4　伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

上記に述べたようにガボン国森林法に基づいて合法的に伐採された木材の供給システムは、森林コンセッションに与える CFAD 許可によって担保されている。一方 FSC に代表される様々な森林認証システムが導入されつつあるが、普及率は低く 2022 年までに全てのコンセッションに適用させるという大統領宣言が出されている。

一方、EU との FLEGT-VPA 協議については、一旦中断されていた締結交渉を再開する準備が活発化している。このなかで伐採の合法性が確認できるシステムが検討されており、事例として以下に紹介する。

ガボン林業木材産業協会（UFIGA）はドイツ復興金融公庫（kwf）の支援により中部アフリカ森林協議会（COMIFAC）を通じて、PPECF-Programme for the Promotion of Certified Forest Management（認証された森林管理の促進プロジェクト）[38]を実施中であり、そのなかで木材のトレーサビリティを行うソフトウェアとして「Gabontracks」を試験的に導入し、トレーサビリティ及び合法性のモニタリングのための、森林開発管理共通システムの設置を目指している。これと平行し、事業者のシステムから、森林管理データベースにデータを直接取り込める（少なくともそれにつながる）プラットフォームを設立中である。加えて、水・森林省、ガボン林業木材産業協会（UFIGA)、ガボン林業森林伐採専門家組合（SIAG）の代表を集めた合同作業部会を設置し、システムの具体化を協議している。プロジェクト関連資料から、提案されているトレーサビリティに用いるバーコード案[39]を以下に示す。

[38] http://www.ppecf-comifac.com/au-gabon.html

[39] http://www.ppecf-comifac.com/au-gabon.html

図　3.15　トレーサビリティに用いるバーコード案（その１）

図　3.16　トレーサビリティに用いるバーコード案（その２）

3-4　木材の流通段階における法令等

3-4-1　木材の流通（伐採箇所から加工工場への搬入）に関する法令

政府の許認可を得て伐採された木材は、森林法第 3 項「木材生産林の伐採に関する一般規定」に基づき加工工場に搬入される。以下、第 3 項のうち主要な条文を示す。

- 第 127 条： 伐採許可の所有者はハンマーによる刻印のために少なくともハンマーを一つ所有しなければならない。このハンマーによる刻印は裁判所の登記簿に登録され、水・森林当局または委任された機関に提出される。伐採を請負う場合、請負業者は許可保有者の刻印またはハンマーを使用しなければならない。
- 第 128 条：伐採許可区域内で伐採された全ての樹木は、第 127 条で規定されているハンマーによる刻印がされ、木材、伐根、切り株および玉に伐採木の識別コードが記される
- 第 129 条:第 128 条の適用により、原木の状態で収穫された伐採木は個別識別される。
- 第 131 条：樹幹の詳細は伐採が終わる前に現場台帳に記載される。玉に関する詳細は木材を現場から運び出す前に台帳に記入される。
- 第 132 条：水・森林当局の州の監督局の長は現場台帳を照査し略書をする。現場台帳は水・森林当局の職員からの要求があった場合、提示されなければならず、職員は検査後ただちに書面による認証を行う。
- 第 135 条：伐採された原木または加工後の木材の搬出のために公道または私道の利用を希望する伐採許可保有者は、削除や加筆のない伐採搬出図を三部作成する。製品この伐採搬出図を添えなければならない。
- 第 136 条：全ての伐採業者は各四半期末、遅くとも各四半期終了の翌月末までに、特に以下の活動項目に関する技術・会計書類を水・森林当局の州監督局に提出しなければならない。
  - ガボン木材公社に搬入されたオクメとオジゴ[40]の原木に関する四半期ごとの生産状況
  - 加工場ごとの内訳を記載した、現地の加工場に搬入された原木に関する四半期ごとの生産状況
  - バイヤーの内訳と連絡先を記載した様々な原木に関する四半期ごとの販売状況
- 第 138 条：原木の売買には原産地の森林事務所が承認した仕様書の提示が必要となる
- 第 139 条：ガボン木材公社、地元加工場およびその他の木材のバイヤーには以下のことが義務付けられている。
  - 木材受領前にこの仕様書を入手すること
  - 税金と納付金に関する森林法の規定を実行し、受領後 30 日以内にその金額を支

[40] 注）2021 年現在、オジゴの伐採は禁止されている

払うこと。

上記、第 127 条に規定された伐採業者のハンマーを以下に示す。このハンマーは Société International Company of Timber (SICT)社が取得したものであり、社名の刻印が記されている。

また、加工工場に搬送中の丸太原木について、第 128 条に規定された伐採原木への刻印と伐採箇所情報が原木に付された事例を以下に示す。これによると原木へのハンマー刻印が確認され、更に CFAD（伐採コンセッション名）や AAC（年間伐採区画番号）の情報を付したタグが取り付けられている。なお、これらの情報は白ペンキなどで直接原木丸太に記載されている場合もあり、記載基準は法律上規定されていない。

図　3.17　伐採業者固有の刻印ハンマー

図　3.18　丸太原木に付されている伐採情報[41]

上記の手順を経て搬入された原木に関して、加工工場は以下に示す森林法第 228 条及び第 229 条に基づき、搬入情報を水・森林省に報告する義務を負っている。

- 第 228 条：加工場の責任者は加工場で受領・加工した木材の保管状況を記録する台帳を準備しなければならない。この台帳は定期的に更新される。このため、加工場の責任者は原木受領後 48 時間以内に、運送状に記載された内容を特定の台帳に転記しなければならない。

[41] https://wwf.panda.org/wwf_news/

- 第 229 条：処理・加工された木材製品の再販業者は製品を水・森林当局によって承認された加工場から調達しなければならない。そのため再販業者は水・森林当局の職員から要請があれば、規則に準拠した輸送状を提示し製品の原産地を証明する義務がある。

3-4-2　木材の流通（輸出）に関する行政の体制

ガボンでは、木材製品の出荷に関する貿易許可証は無いものの、以下に示す森林法第 135 条及び第 138 条に基づき、運送明細（貨物運送状）及び原産地仕様書の確認が行われる。輸出は首都（オーウェンドウ港）からのみ行われており、積み出し時に水・森林省職員によって上記の確認が行われる。

- 第 135 条：伐採された原木または加工後の木材の搬出のために公道または私道の利用を希望する伐採許可保有者は、削除や加筆のない搬出図を三部作成する。この搬出図には製品を添えなければならない。
- 第 138 条:原木の売買には原産地の森林事務所が承認した仕様書の提示が必要となる。

3-5　合法性証明に関するリスク

3-5-1　伐採から加工、輸出までの流れからみた分析

上記で述べたように森林伐採に関する許認可とそれに必要な情報について見れば、伐採予定箇所のインベントリーや伐木個体位置、ハンマーによる丸太原木への打刻と原産地情報の明示など細部が規定されている。その一方で、水・森林省所管の水・森林学校長へのヒアリングによると、加工工場に搬入された丸太原木の情報が水・森林省に報告されることは確認できたが、搬入された丸太原木が有していた個体情報が加工製品にどのように引き継がれていくかについては明確な情報が得られなかった。

図　3.19　伐採から加工、輸出までの流れ

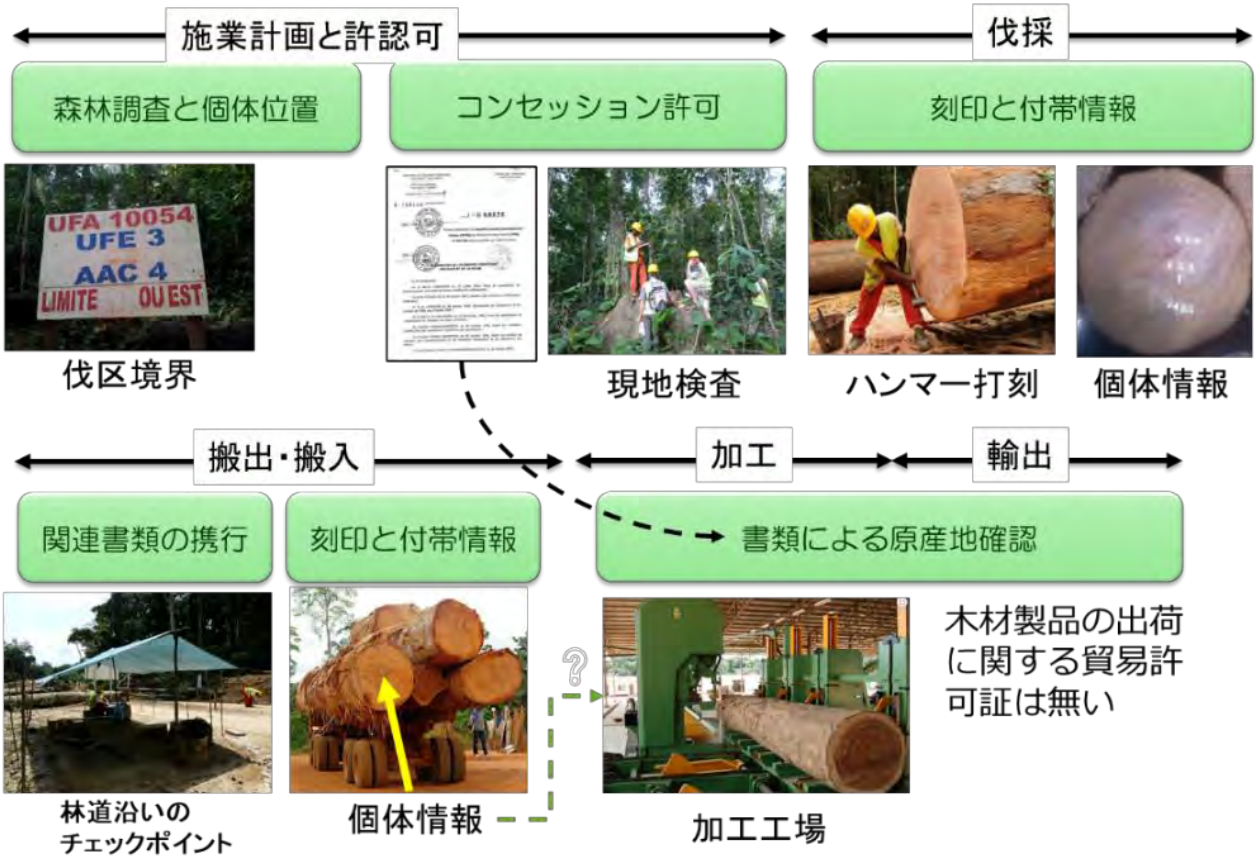

また、ガボン国では伐採を禁じている５つの樹種があり、輸入木材のうちこれらが含まれていないか確認する必要がある。また、持続的な森林管理に基づく伐採が行われているコンセッション（CFAD）から伐出された原木であることを確認するために、水・森林省の承認が得られているかどうかを各種許認可書類によって確認する必要がある。加えて森林認証が取得された伐区から生産された木材製品であることも重要な確認事項と言える。

3-5-2　合法性に関する第三者からの指摘

イギリスに本部を置く非営利団体の ODI（Overseas Development Institute）は、CIFOR（The Center for International Forestry Research）や RECOFTC（Regional Community Forestry Training Center for Asia and Pacific）と連携し、ガボンの森林管理及び検証に関する現状について調査を行った（2008 年）[42] 。それによるとガボンにおける森林管理に関する検証システムは、2001 年に制定された森林法を基礎とし、水・森林省と法務省が主務官庁となりこれを実践する 2 本の柱で構成されていることに特徴があると述べている。また、このシステムの有効性に関して、違反の件数は 2002 年の 451 件から 2006 年には 281 件、2007 年には 252 件と減少しつつあるものの、違反行為に対する実地モニタリングは 2006 年及び 2007 年にそれぞれ 2 回実施されただけに留まり、十分な検査数とは言い難いと指摘している[43]。更に、行政機構を中心としたガバナンスや検証システムは必ずしも中立性を担保できるものではなく、第三者機関による検証が行われていないことへの警鐘を鳴らしている。

[42] https://www.odi.org/sites/odi.org.uk/files/odi-assets/publications-opinion-files/4466.pdf

[43] ODI のレポート中では、この数字の出典は水・森林省研究・調査局とされているが、具体的な出典の詳細情報は本調査では確認できなかった。

付属資料１　CFAD および CPAET を所持している企業

一つのグループ企業に複数の個別企業が属している場合は、併記している。

企業名	専門分野
チェン・トン・チャイナ・グループ（Groupe　China Cheng Tong）(CCT) スンリー・ガボン(Sunly Gabon)	中国資本の企業グループ
ルジエ・グループ(Groupe Rougier) オートゴウエ・インダストリ＆フォレストリーカンパニー(Compagnie Industrielle et Forestière du Haut-Ogooué) (CIFHO)	フランス資本の企業グループ
カンパニー・デ・ボア・ドュ・ガボン(CBG) (Compagnie des Bois du Gabon) (CBG)	フランス資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
タリ・ボア／センチュアン（Tali Bois / Senchuan） タリ・ボア・ガボン(Tali Bois Gabon) センチュアン・ティンバー・ガボン(Senchuan Timber Gabon)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿
ダン・ガボン・カンパニー(Compagnie Dan Gabon) (CDG)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
コーラ・ウッド・ガボン（Corà Wood Gabon) (CWG)	イタリア資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
フア‐ジア産業（Hua-Jia S.A.）	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
オゴウエ木材・製材（Bois et Sciage de l'Ogooué) (BSO)	フランス資本の企業

企業名	専門分野
	専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ワン・チュアン・ティンバー有限会社（Wanchuan-Timber SARL）(WCTS)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン原木開発（Exploitation　Gabonaise de Grumes）(EGG)	フランス資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
MPB / TBNI グループ（Groupe MPB　/　TBNI） モン・ペレ・ボア(Mont　Pelé Bois) (MPB) 木材輸送・国際商会(Transport Bois Negoce International)(TBNI) フォレストリー・デヴェロップメント・ガボン（Forestry Development Gabon）(FDG) ミチック森林伐採(Mitzic Exploitation Forestière) (MEF) アベイユ・フォレストリー・カンパニー(Compagnie Forestière des Abeilles) (CFA)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ジョン・ビタール・ガボン株式会社（John Bitar Gabon S.A.）	ガボン資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
BSG / GWI グループ(Groupe BSG/ GWI) ガボン木材製材(Bois et Scierie du Gabon) (BSG) ガボン・ウッド・インダストリ(Gabon Wood Industries) (GWI)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ペン・ジン木材有限会社（Peng Xin Bois SARL）	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
モアンダ製材会社 Société de Sciage de Moanda (SSMO)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
グランド・マユンバ・デヴェロップメント・カンパニー／ニャンガ・フォレストリー・オペレーションズ（Grande Mayumba Development Company /Nyanga Forestry Operations）(GMDC / NFO)	南アフリカ資本の企業 南ア・サステナブル・フォレストリー・マネジメント Ltd. (SFM Africa)とガボン国との官民パートナーシップ 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
レイン・フォレスト・グループ（Groupe RFM） レイン・フォレスト・マネジメント（R.F.M） レイン・フォレスト・マネジメント（RFM-GSEZ）	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ラストゥルヴィル木材会社(Société des Bois de Lastourville) (SBL)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
赤道森林開発協会（Société Equatoriale d'Exploitation Forestière) (SEEF)	ガボン資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
トロピカル・ティンバー・インダストリ・ボード（Tropical Timber　Industry Board) (TTIB)	ガボン資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
シェン・ヤン・インターナショナル・ボア・ガボン(Sheng Yang International Bois Gabon) (SYIBG)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
タウリアン・リソース・ガボン株式会社(Taurian Ressources Gabon)	インド資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
赤道木材会社 - プレシャス・ウッド(Compagnie Equatoriale des Bois-Precious Woods) (CEB-PWG)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
パット・ティンバー(Pat Timber)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ジン・ワン・ボア(Xinwang Bois)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン木材開発協会(Gabonaise d'Exploitation de Bois) (GEB)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
熱帯木材林業（Société Forestière des Bois Tropicaux）（SFBT）	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
木材交易輸出・熱帯原木生産（Export et Négoce du Bois) (ENB) 熱帯原木生産(Tropical Logs Production) (TLP) フア・ジエ（Hua Jia)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
レイン・フォレスト・グループ(Groupe RFM) レイン・フォレスト・マネジメント（R.F.M) レイン・フォレスト・マネジメント（RFM-GSEZ)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン森林・木材業商会（Gabonaise des Forêt et des Industries du Bois) (LGFIB)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
エヴァンヂ・ボア・ドュ・ガボン(Evandzi Bois du Gabon) (EBDG)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ルソ・ロカシオン(Luso Location) (LUSOLOC)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
ガボン木材公社(Société Nationale Bois du Gabon) (SNBG)	国営企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
木材伐採アフリカカンパニー(Compagnie Africaine d'Exploitation　de Bois) (CAEB)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ブレンデ・ガボン木材加工（Gabonaise de Transformation du Bois Bouléndé) (GTBB)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン木材産業交易（Industrie Bois Négoce Gabon) (IBNG)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
リン・ティンバー(Lynn Timber)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン森林伐採・牽引有限会社(Gabonaise d'Exploitation Forestière et de Remorquage SARL) (GABEXFOR)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
サンハーベストベンチャー（Su　Harvest Ventures) (SHV)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
森林伐採・輸出協会（Forestière d'Exploitation et d'Export) (FOREEX)	ガボン資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
リンブナン‐ヒジャウ・グループ（Groupe Rimbunan Hijau) : リンブナン‐ヒジャウ・ガボン(Rimbunan Hijau Gabon) クラムゥトゥ林業(Industrie Forestière de Koulamoutou (IFK))	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
クラムゥトゥ森林・産業（Société Forestière et Industrielle de Koula-Moutou）(SFIK) ボルダミュール・トゥジュール・ヴェール(Bordamur Toujours Vert)	
ムヴゥム・フォレストリー・プランテーション(Plantations Forestières de la Mvoum）(PFM)	フランス資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ニュー・オリエンタル・インターナショナル・インベスティメント（New Oriental International Investment Co. LTD）(NOII)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
チアン・ベイ・フォレスト(Tian　Bei Forêt) (TBF)	中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ヒール・フォレストリー株式会社（KHLL FORESTRY SA)	オラム・インターナショナルとガボン国のパートナーシップの枠組みで活動する中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
アフリカ・ビュー株式会社（Africa View S.A.）	オラム・インターナショナルとガボン国のパートナーシップの枠組みで活動するインド資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン・モダン家具（Gabon Meubles Modernes）(GMM)	オラム・インターナショナルとガボン国のパートナーシップの枠組みで活動する中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
ガボン林業有限会社（FG GZES）	オラム・インターナショナルとガボン国のパートナーシップの枠組みで活動する中国資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
インターナショナル・カンパニーオブティンバー(Société International Company of Timber)(SICT)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン木材・建具(Bois et Menuiserie du Gabon)（BMG） ガボン森林開発・整備インベントリー協会（Société d’Inventaire d’Aménagement et d’Exploitation Forestière du Gabon）(SIAEFG)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易 ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
マヴェンベ(Mavémbé)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の加工・輸送・貿易
クウァンタン森林開発（Exploitation Forestière Quentin）(EFQ)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン木材開発（Exploitation Gabonaise de Boi）(EGB)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ダーラ・ウッド・ガボン(Dhara Wood Gabon)	インド資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ティンバー・カンパニー(Timber Company)	インド資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

企業名	専門分野
レーヌ・ド・コンストラクション・ボア(Reine de　Construction Bois)(RCB)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン・フア・ドン・インベスティメント（Gabon Huan Dong Investissement）(GAHUDI)	中国資本の企業 専門分野：木材の購入・加工・輸送・貿易
ガボン木材総合加工（Société de Transformation Intégrée des Bois du Gabon）(STIBG)	レバノン資本の中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン・インターナショナル・フォレストリー・ティンバー(International Forestry Timber of Gabon) (IFTG)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
セコミ（CECOMI）	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
アルボリス（Arbolis）	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
ガボン原木開発（Exploitation　Gabonaise des Grumes）(EGG)	フランス資本の企業 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易
エスチュエール・木材開発(Exploitation des Bois de l'Estuaire) (EBE)	ガボン中小林業業者 専門分野：伐採、木材の輸送・貿易

出典：ガボンにおける森林・木材分野の民間セクターの現状に関する調査 2019 年 6 月―最終報告

4　モザンビーク共和国

4-1　木材生産・流通状況

4-1-1　森林資源概要

モザンビーク共和国（以下、モザンビーク）は、アフリカ大陸南東部に位置し、東はインド洋に面し、北はタンザニア、北西はザンビア、西はマラウイ、ジンバブエ、スワジランドと国境を接し、南は南アフリカと接している。国土面積は 79.9 万㎢（日本の約 2 倍）であり、FAO の森林資源評価（FRA）[1]によると、2020 年時点の森林総面積は、36,743,760ha、その内、植林地面積は 74,269.12ha と推定される。森林の約 2,700 万 ha が木材生産に適した生産林、1,300 万 ha が保全地域に分類されている [2]。

モザンビークは、サハラ以南の国では高い森林被覆率を有す国の一つであるが、森林減少率も高く、2010 年から 2020 年の期間は、年平均 22.3 万 ha の割合で森林が失われた（表 4.1）。CEAGRE と Winrock International（2016 年）[3]は、モザンビークにおける森林減少の主な原因は農地の拡大であり、2000 年から 2012 年の森林減少の原因の 65%を占めていたと指摘する。その他の主な原因としては、都市の拡大（12%）、伐採（8%）、薪や木炭の生産（7%）が挙げられる。

表 4.1 森林面積の変化

年	1990	2000	2010	2015	2020
天然林（1,000ha）	43,340.00	41,150.00	38,917.50	37,874.01	36,669.49
植林地（1,000ha）	38.00	38.00	54.64	65.99	74.27
計（1, 000ha）	43,378.00	41,188.00	38,972.14	37,940.00	36,743.76

出典：FAO (2020)[4]

モザンビークの森林分布を図 4.1 に示す。主な森林生態系はミオンボ林で、森林面積の約 3 分の 2 を占めている。ミオンボ林は、モザンビークの貧困層の多くが存在するザンベジア州、ナンプラ州、カボ・デルガド州を含む北部のいくつかの州で主要な森林植生で、地域世帯の現金収入の約 2 割、非現金収入の約 4 割を支えていると推定される [5]。その他の森林植生には、南部の海岸林、中央部のアフロモンタン林、北部の海岸乾燥林など、国際的に

[1] FAO (2020) Global Forest Resources Assessment 2020: Report Mozambique, Rome

[2] MITADER (2017) R-Package Multi-stakeholder Self-Assessment of REDD+ Readiness in Mozambique

[3] CEAGRE, & Winrock International (2016) Estudo sobre causas directas e indirectas do desmatamento e degradação florestal em Moçambique - Relatório final. In (p. 36 p). Maputo,　Mozambique

[4] FAO (2020) 前掲

[5] World Bank(2018) Mozambique Country Forest Note

生物多様性のホットスポットとして認められている森林や、アフリカで 2 番目に広いマングローブ林などを有す。

図 4.1 モザンビークの森林分布

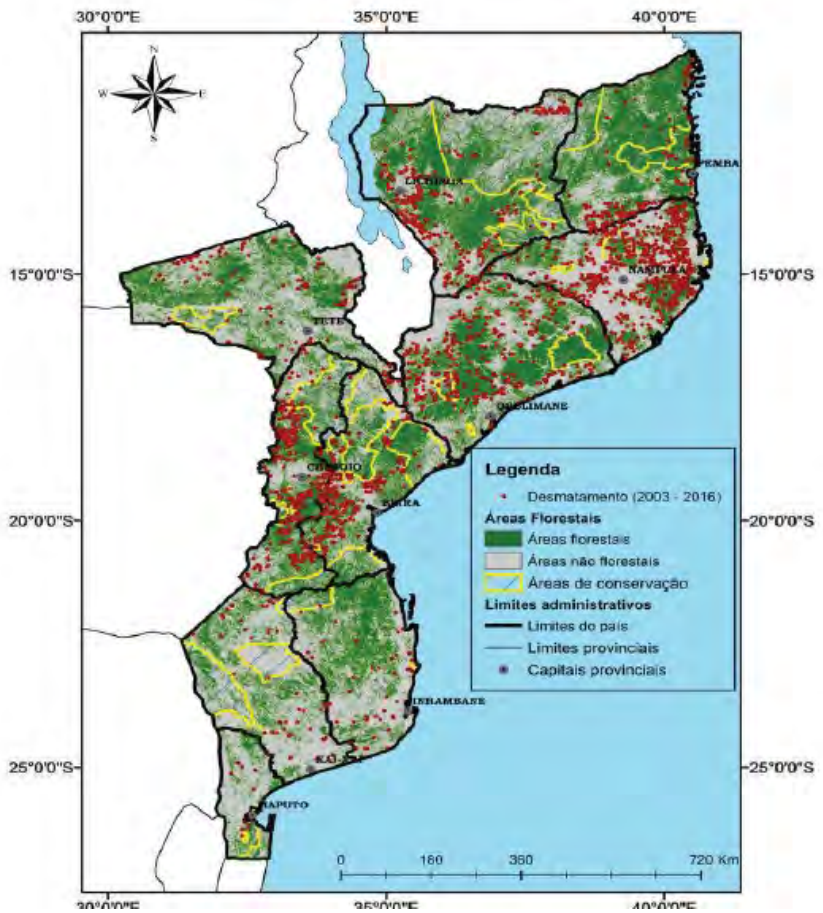

注）緑（森林地域）；灰色（非森林地域）；赤（2003 年～2016 年の期間の森林減少地域）

出典：MITADER (2018)[6]

森林資源は、農村部の地域住民にとって重要な役割を果たす。モザンビーク憲法（1990 年）によって、土地は国の所有物であると定められる。政府は、持続可能な農村開発を促進するための戦略の一環として、地域コミュニティが慣習的に所有、利用する土地の明確化を進めている。政府のテラ・セグーラ・プログラム（Terra Segura program）は、500 万の小区画を登録し、4000 のコミュニティの土地分割を目標としている [7]。2014 年の時点で、計 350 万ヘクタールの土地が 427 のコミュニティの管理下にある [8]。

[6] MITADER (2018) Desflorestamento em Moçambique (2003-2016) MITADER. Maputo.

[7] MITADER (2017) 前掲

[8] World Bank(2018) 前掲

森林はモザンビークの成長と発展のための重要な資源と同時に、所得と雇用を生み出し、経済に大きく貢献している。2011 年、森林セクターはモザンビークの GDP に約 3 億 3,000 万ドルを貢献し、2 万 2,000 人を直接雇用し、また、2016 年には、GDP に約 13.7%の貢献をした[9]。

4-1-2　木材生産・流通の特徴

1）木材の生産

モザンビークでは、119 樹種が商業樹種とされており、5 段階（貴重種、第 1 種～第 4 種）に分けられている（付属資料 4.1)。その内、以下の 6 樹種が国内外のマーケットの需要から最も多く伐採されてきた：*Afzelia quanzensis*（Chanfuta)、*Dalbergia melanoxylon*（Pau Preto）、*Milletia stuhlmannii*（Jambirre）、*Pterocarpus angolensis*（Umbila）、*Combretum imberbe*（Mondzo)、*Swartzia madagascariensis*（Pau Ferro）[10]。

モザンビークの森林は国が所有しており、天然林の商業用伐採は、資格を有する事業者が政府との契約のもと実施する。伐採制度は、大規模規模で長期的な事業である森林開発コンセッションと小規模で短期的なシンプルライセンスの 2 つに分かれる。シンプルライセンスを所持する事業者が大多数を占め、2017 年は、624 件のシンプルライセンスが発行され、コンセッションは 193 件であった[11]。

2020 年には Decreto nr. 25/2020 によってコンセッションとシンプルライセンスの新規発行が停止され、現在はそれ以前に許可を受けた事業による伐採のみが実施される。

[9] World Bank(2018）前掲

[10] Muianga & Norfolk (2017) Investimento Chinês no Sector Florestal Moçambicano. IIED Relatório do país. IIED, Londres. Outubro, 2017; Magalhães, T. (2018) Inventário florestal nacional. Relatório Final. Direcção Nacional de Florestas. Ministério da Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural. Agosto 2018.

[11] World Bank(2018）前掲

図 4.2 コンセッションとシンプルラインセス伐採許可量（2014 年～2017 年）

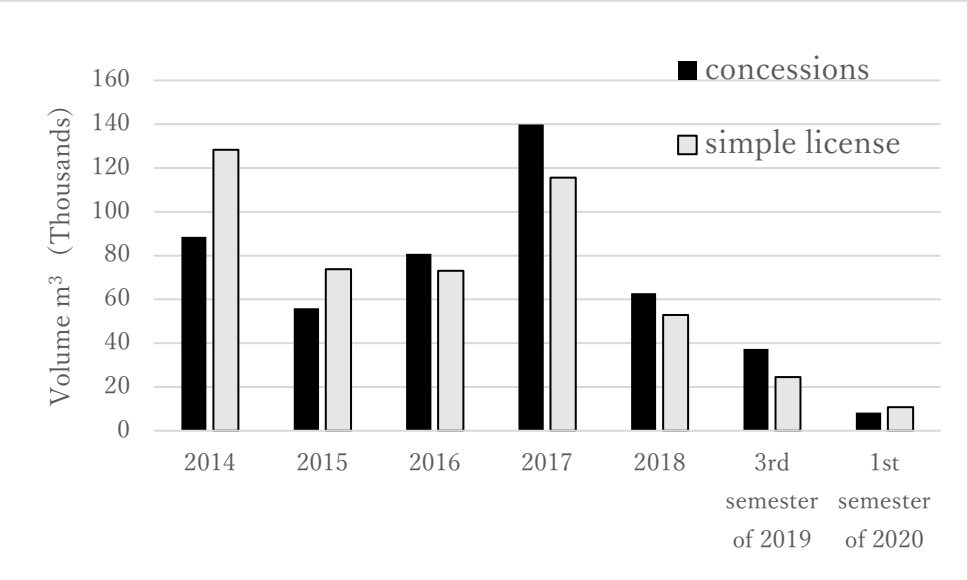

注）黒色（コンセッション）；灰色（シンプルライセンス）

出典：DINAF(2017, 2018, 2019, 2020)[12]を基に作成

丸太と製材が主要な木材製品であるが、モザンビークでは、パーケットやベニヤ、合板も生産されており、政府は木材加工産業の促進を図っている。2017 年に製材生産量が大幅に増加したが（図 4.3)、これは、原木輸出の禁止（Lei 14/2016）が実施されたことによると考えられる。モザンビークには、製材所や合板、ベニヤ、パーケット工場がどれくらい存在するのか公式な情報はない。しかし、Muianga and Norfolk（2017）の調査では、160 以上の製材所が確認された。また、世界銀行（2018）[13]によると、モザンビークには約 200 の製材所があり、そのうち 47%は小規模の工場と推定される。

[12] DINAF (2017, 2018, 2019, 2020) Relatório Anual de Actividades: 2017; 2018; de Janeiro a Setembro 2019; do I Semestre 20202

[13] World Bank(2018) 前掲

図 4.3 モザンビークの丸太と製材生産量（2014 年～2019 年）

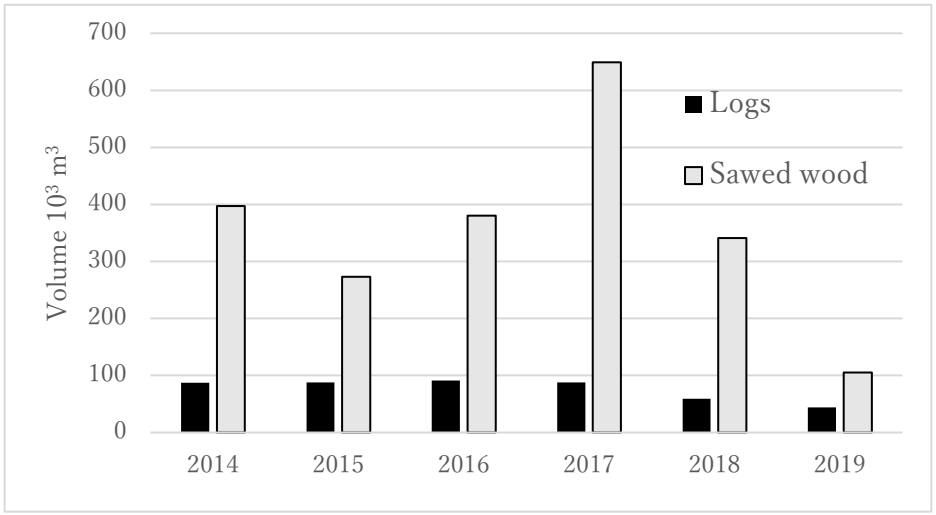

注）黒色（丸太）；灰色（製材）

出典：国家統計院（INE）（2019, 2020）[14]

パーケットの生産量は継続的な伸びを示しており、2018 年には大幅に生産量が増加した（図 4.4）。

図 4.4 モザンビークのパーケット生産量（2014 年～2018 年）

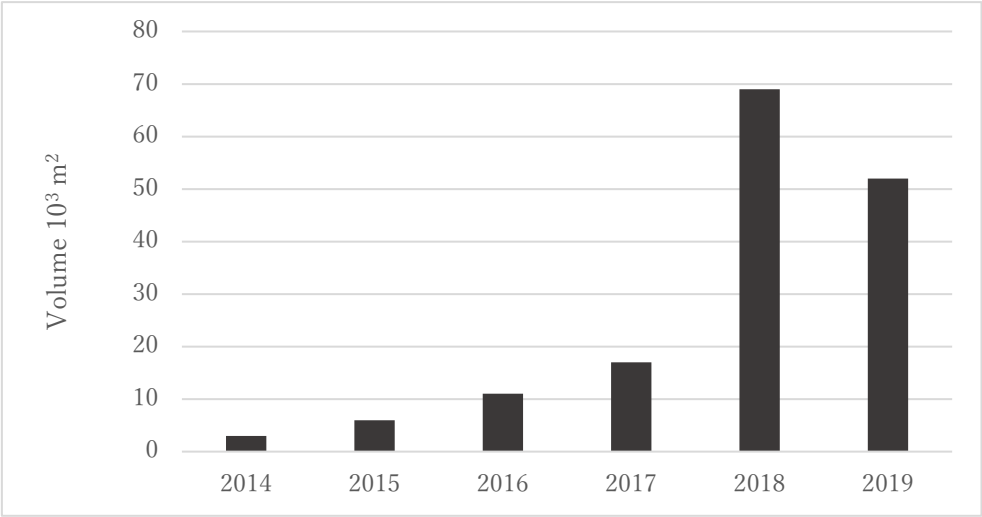

出典：国家統計院（INE）（2019, 2020）[15]

合板の生産量は 2014 年から 2016 年にかけて大幅に減少した。2016 年から 2017 年にか

[14] INE (2019) Anuário Estatístico 2018. Statistical yearbook 2018. Instituto Nacional de estatística. 2019; INE (2020) Anuário Estatístico 2019. Statistical yearbook 2019. Instituto Nacional de estatística. 2020.

[15] INE（2019）前掲

けてやや増加傾向を示したが、それ以降は減少傾向にある（図 4.5）。

図 4.5 モザンビークの合板生産量（2014～2018 年）

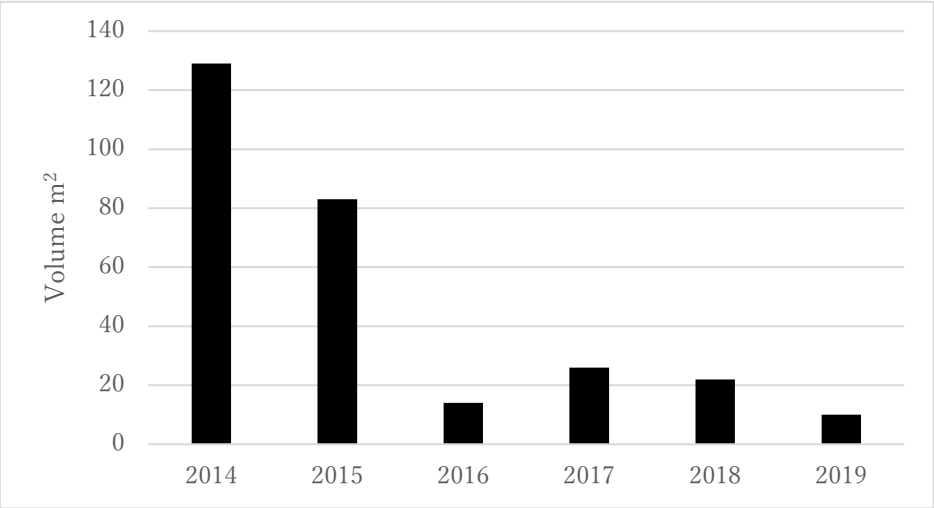

出典：国家統計院（INE）(2019)[16]

2）天然林由来の木材製品の輸出

表 4.2 に 2014 年から 2020 年までの木材製品タイプ毎の輸出量を示す。

表 4.2 木材製品の輸出量

木材製品	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019
丸太	m^3	147.517	148.093	187.747	87.579	0	19.395
製材	m^3	373.769	272.858	334.003	661.756	1.893.268,83	61.371
ボード	m^3	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	33.366
板材	m^3	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	6.440
柱	m^3	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	42
Crossbeams	m^3	1.092	806	847	148	31.273,55	24
Laths	m^3	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	4.334
家具の部品	m^3	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	91
パーケット	m^2	169	1.891	1.332	6.678	38.283.69	15.956
ベニヤ	m^2	129	97	29	26	7	N/A
パネル	N/A	N/A	N/A	N/A	3.160	0	N/A

出典：出典：DINAF(2017, 2018, 2019, 2020)[17] を基に作成

[16] INE (2019) 前掲

[17] DINAF (2017, 2018, 2019, 2020) 前掲

木材の輸出額は 2 億米ドルを超え、年間 GDP の約 2%に相当する [18]。2015 年から 2017 年までの期間に、木材製品の輸出による税収は平均 2000 万ドル/年であった [19]。FLEGT（2014）[20]によると、ベイラ港（Beira）、ナカラ港（Nacala）、ペンバ港（Pemba）が木材の主な出港地である。

世界銀行（2018）[21]によると、モザンビークの木材輸出は中国向けによってほぼ独占され、特に *Dalbergia melanoxylon*（Pau Preto）、*Pterocarpus angolensis*（Umbila）、*Afzelia quanzensis*（Chanfuta）、*Millettia stuhlmannii*（Jambire）が集中的に取引されている。図 4.6 及び図 4.7 が示すよう、2009 年以降、丸太など木材（粗のもの）（HS コード 4403 類）と製材等の木材製品（HS コード 4407 類）の輸出が急激に増加した。2018 年には HS コード 4403 類の輸出総額（2.46 億米ドル）のうち 99%以上が、HS コード 4407 類（0.38 億米ドル）の 80%が対中国輸出であった [22]。Egas 等（2018）の調査によると、中国に輸出された木材は主に家具や床材に利用される [23]。

さらに、中国の資本や企業はモザンビークで伐採から加工、輸出のサプライチェーン全体に関わっている。Muianga & Norfolk (2017)[24]は、少なくともコンセッションの 60 事業は中国資本であると報告する。また、IIED の報告書 [25]は、モザンビークで伐採と加工を実施する 700 社以上の事業者を特定し、これらのうち、200 以上が中国資本であると推定する。

輸出に占める高い割合と資本の進出から、中国はモザンビークの森林資源利用と林業セクター対して重要な影響を持つことが考えられる。またモザンビークは、中国にとって重要な熱帯木材供給国であり、2014 年から 2018 年の期間は、パプアニューギニア、ソロモン諸島、赤道ギニアに次いで量ベースで中国への熱帯丸太の供給国第 4 位であった [26]。一方で、中国へ輸出される木材の違法性が指摘されており（4-1-4　違法伐採に関する関連情報）、

[18] Agripro Ambiente (2019) Ordenamento territorial e valorização de perdas e benefícios. Apoio à formulação da Agenda Estratégica 2018-2035 e Programa Nacional de Florestas. 2019.

[19] MITADER(2019) Forest Agenda 2035 and National Forest Program (Version after multi sectorial harmonization meeting)

[20] FLEGT (2014) Forest Governance and Timber Trade Flows Within, to and from Eastern and Southern African Countries. Mozambique Study

[21] World Bank (2018) 前掲

[22] 中国向け主要樹種として *Dalbergia melanoxylon, Pterocarpus angolensis, Afzelia quanzensis, Millettia stuhlmannii H* が挙げられる。

[23] Egas, A F, Ren, P, Zhang, J, Júnior, E U, Bila, NF and Sitoe, E C. (2018). Tackling discrepancies in timber trade data: comparing China and Mozambique. IIED Issue Paper. IIED, London

[24] Muianga, M. e Norfolk, S. (2017) Investimento Chinês no Sector Florestal Moçambicano. IIED Relatório do país. IIED, Londres. Outubro, 2017.

[25] Macqueen, D (ed.) (2018) China in Mozambique's forests: a review of issues and progress for livelihoods and sustainability. Research report. IIED, London.

[26] Oliver, L (2019) Statistical Overview: regional trade trends in the context of VPAs Presentation for APFW, Incheon, June 2019 Independent Market Monitoring (IMM)

2018 年 6 月、モザンビークと中国は木材加工と貿易の促進を目的に覚書（MOU）を結んだ。覚書では、両国は、森林生産と貿易データに関する協力、木材加工業に対する中国・モザンビーク投資の誘致、中国・モザンビークの民間パートナーシップにおける持続可能な森林管理のためのインセンティブの創出、二国間の検証システムを通じた違法伐採対策に向けた協力を約束した [27]。さらに、中国企業である Ghanzhou Feishang Supply Chain Management Company Limited と Shunjinyuan Africa Investment Company Limited とモザンビーク政府が所有する FUNDINVEST SA の 3 社は、森林セクターにおける長期的な戦略的協力関係を形成する合意を結んだ [28]。協力合意には、家具サプライチェーンに関するモザンビークの技術者の育成や家具産業システムの確立などが含まれる。

図 4.6 HS コードの 4403 の輸出（中国とその他）の推移

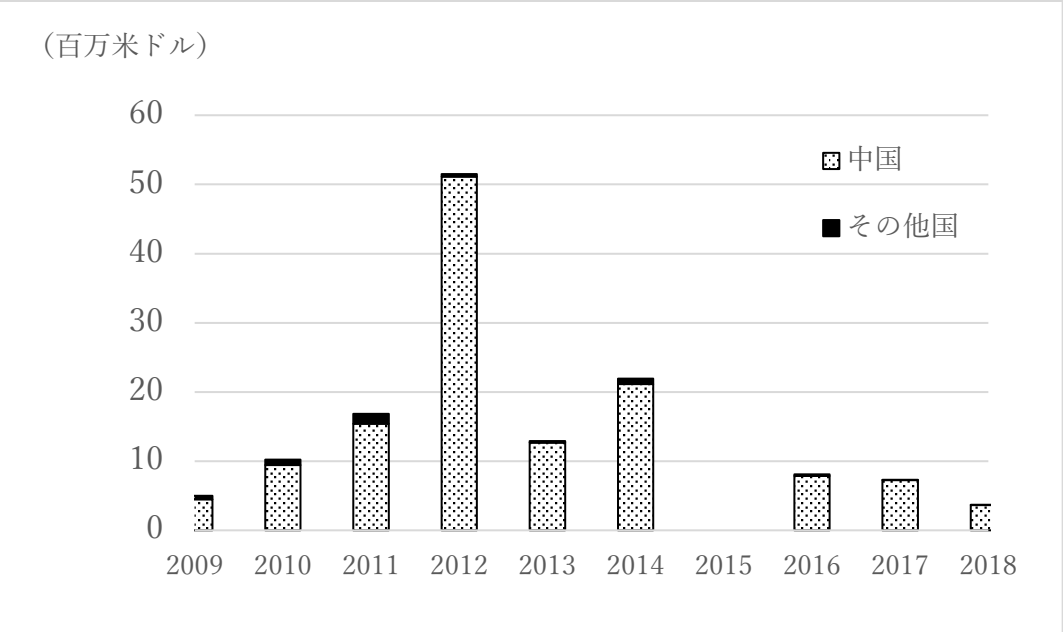

注）2015 年データなし

出典：UN COM Trade[29]から作成

[27] IISD プレスリリース<https://www.iied.org/crucial-agreement-china-creates-opportunity-protect-mozambiques-forests-report-says>

[28] Macqueen, D (ed.) (2018) 前掲

[29] UN COM Trade <https://comtrade.un.org/data/>

図 4.7 HS コード 4407 類の輸出の推移（中国とその他国）

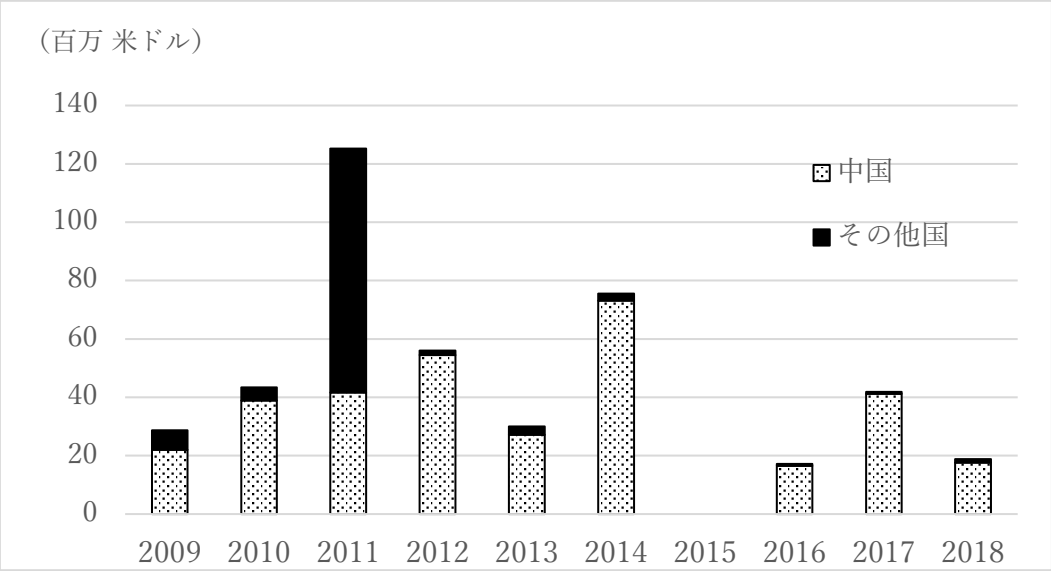

注）2015 年データなし

出典：UN COM Trade[30]から作成

3）植林地からの木材生産と輸出

モザンビーク政府が 2009 年に策定した「森林再生戦略（Estratégia para o Reflorestamento）」では、2030 年までに 100 万 ha の植林地を造成し、25 万人の雇用を創出するという目標が掲げられている [31]。同戦略は、森林再生のための民間投資を 100 万ドル呼び込み、また木材製品の輸出を通じて、少なくとも年間 15 億米ドルの収入を得ることも目標とする。

モザンビークでは、バイオマス燃料用の樹種としてユーカリが、産業用（製材用）としてマツが植林され、植林地面積は増加傾向を示す（表 4.1）。しかしながら、植林地面積は 2020 年において 7.4 万 ha（森林面積全体の約 0.2%）であり、木材生産を目的とした産業造林はあまり成功しているとは言えない。ノルウェイ、フィンランド、ポルトガル等の会社が産業植林に投資を行ってきたがこれらの事業は順調ではない。世界銀行は、低い生産性と高い生産コスト、市場へのアクセス、そして不安定な土地利用権と地域コミュニティとの紛争等、産業造林を促進するための課題を指摘する [32]。地域コミュニティとの土地権に関する問題から、モザンビークの複数の市民社会組織は、ノルウェイ資本の企業である Green Resources やポルトガル企業の Portucel 等とモザンビーク政府に対して、割り当てられてい

[30] UN COM Trade <https://comtrade.un.org/data/>

[31] Direcção Nacional de Terras e Florestas (2009) Estratégia para o Reflorestamento, Maputo, Julho 2009, Ministério da Agricultura

[32] World Bank(2018) 前掲

た土地を地域コミュニティに譲渡するようキャンペーンを行っている[33]。

現在、植林木のほとんどは国内消費に使われているが、今後、植林木の国内需要は急速に拡大すると予測されている。急成長する建設業や電力網の拡大に伴い送電線用の電柱や建設用木材の需要が伸びており、モザンビークにおける産業用丸太材（丸太）の消費量は、2014 年の 240 万 m^3 から 2040 年には 630 万 m^3 に増加すると推測される[34]。

なお、日本企業の双日株式会社は、モザンビークに Sojitz Maputo Cellulose, Limitada（SOMACEL 社）を設立し、南アフリカおよびエスワニティのユーカリやアカシアの植林地から原木を調達し、モザンビークに輸送し、木材チップを加工・製造を行っていた[35]。このために図 4.8 の示すよう、日本への木材チップ輸出が行われた。しかしながら、この事業は現在実施されておらず、2018 年以降日本へのチップ輸出は見られない。また、上述のポルトガル企業 Portucel の親会社である Navigator Group は、モザンビークに木材チップ工場建設を予定していたが、市場や工場建設の条件が整っていないことから建設を保留するという決定を 2018 年に行った[36]。

図 4.8 木材パルプ・チップの輸出推移

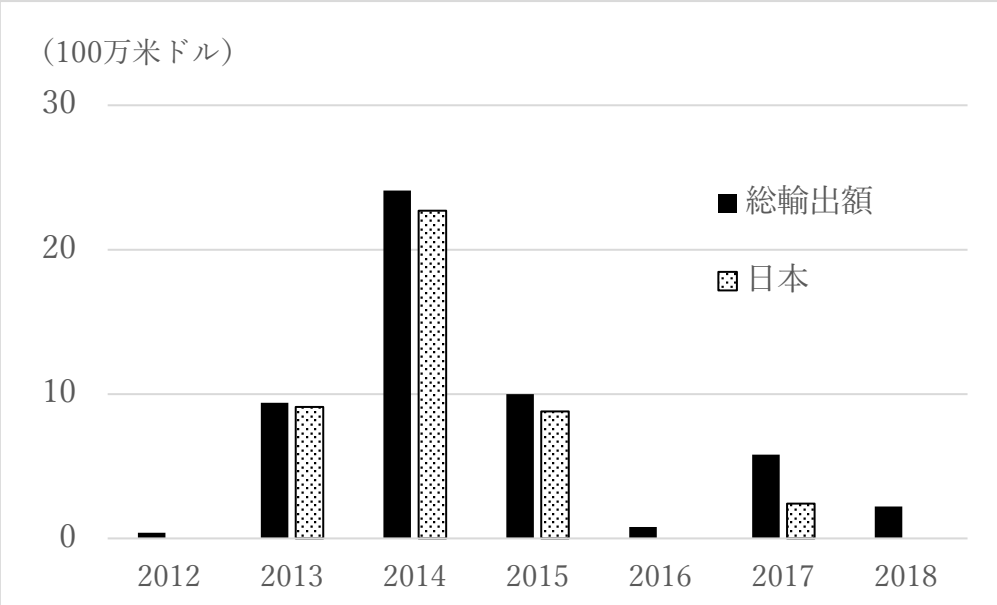

出典： Research Trade Earth[37] から作成

[33] World Rainforest Movement <https://wrm.org.uy/articles-from-the-wrm-bulletin/section1/green-resources-mozambique-more-false-promises/>

[34] World Bank (2016) Republic of Mozambique: Improving the Business Climate for Planted Forests, Final report. Report No. ACS18952. World Bank. Washington, D.C

[35] 双日株式会社＜https://www.sojitz.com/jp/news/2011/07/20110701.php＞

[36] Club of Mozambique <https://clubofmozambique.com/news/navigator-freezes-factory-project-in-mozambique/>

[37] Research Trade Earth <https://resourcetrade.earth/?year=2012&exporter=508&category=128&units=value&autozoom=1>

4-1-3　森林認証システムの導入状況

モザンビーク政府は森林認証促進を方針に掲げており、2020 年に承認された新たな「国家森林政策及び実施戦略（Política Florestal e Estratégia da sua Implementação）」では、国内の認証基準の導入が提案されている。

しかしながら、現時点では森林認証制度の活用は限られている。国内の認証制度は構築されておらず、PEFC 認証制度はモザンビークではない。2021 年 1 月時点において森林管理協議会（FSC）による認証が森林管理（3 件）、管理木材（1 件）、CoC（1 件）という状況である(表 4.3)。

表 4.3 モザンビークの FSC 森林管理・CoC 認証一覧

ライセンス番号	認証	事業者	認証林面積	有効期限
FSC-C005219	FM	LevasFlor, Lda	46240.00 ha	2022-04-09
FSC-C104756	CW、CoC	Mpingo Madeiras Lda.	-	2022-02-14
FSC-C107952	FM	Niassa Green Resources	4426.23 ha	2021-10-02
FSC-C154439	FM	Mpingo Madeiras Lda	67250.00 ha	2025-01-08

出典：FSC データベース [38]を基に作成

4-1-4　違法伐採に関する関連情報

モザンビークでは、国際機関、研究機関、NGO、メディアによって違法木材のリスクについて指摘されており、政府も取締りと違法木材の押収について報告している。

FAO-EU の FLEGT プログラムによるレポート(2014)[39]は、2011 年の許可された伐採量、木材輸入量、木材輸出量、国内消費量を分析した結果、その年にモザンビークでは 90 万～220 万 m^3 の木材が違法に伐採され、伐採の 79～92%が無許可であったと推定する。さらに、すべての貴重種と第 1 級樹種の伐採量が、許可された量を超えていたと報告する。

国際的な環境 NGO である EIA（Environmental Investigation Agency）が 2014 年に発表した調査報告書 [40]によれば、過去 7 年間におけるモザンビークで行われた森林伐採の 81%は違法伐採であり、2013 年においては、伐採の 93%が違法であると推測される。同報告書は、更に 2013 年にモザンビークから中国に輸入された丸太 516,296m^3 のうち 46%は違法な取引によるものと指摘している。また、WWF（世界自然保護基金）と IUCN（国際自然保護連合）の共同事業として設立され Traffic は、2009 年以降、モザンビークからタンザニ

[38] FSC ＜https://info.fsc.org/certificate.php#result＞

[39] FLEGT (2014) 前掲

[40] EIA (2014) First Class Crisis: China's Criminal and Unsustainable Intervention in Mozambique's Miombo Forests, Environmental Investigation Agency UK Ltd

アへの天然木材の密輸が増加していると指摘する[41]。違法取引の量と市場について実態を把握することは難しいが、2011年には2,000m^{3}の木材がタンザニアに輸出され、そのほとんどが違法木材であったと報告する。

森林資源と林業全般を管轄するモザンビーク政府機関である国家森林総局（DINAF）は、2015年と2018年に伐採事業の評価を実施した。この評価は、事業者の法制度遵守について評価し、持続可能な森林管理・利用を促進するための対策を提案することを目的とし、モザンビークの国立大学であるエドゥアルド・モンドラーネ大学（Universidade Eduardo Mondlane：UEM）が開発した評価ツールを基に、シンプルライセンスとコンセッションについて検査を実施した[42]。2015年の評価では、特定された1081事業の内、905事業が検査を受けた（内訳：シンプルライセンス741事業；コンセッション165事業）。第2回目の評価（2018年）では、シンプルライセンス（782事業）、コンセッション（220事業）が対象となった。調査の結果、評価対象となったシンプルライセンス事業、コンセッション事業の多くが法遵守に問題があることが示された。伐採・搬出・運搬に必要な設備を有していないこと、技術者の配置が不十分なこと等、多くの事業者が承認された森林管理計画を実行する能力を持っていないことが判明した。さらに州政府が管理する事業者の情報はデジタル化されておらず、また情報が完全ではなく、統合されていない問題も指摘された[43]。

モザンビーク政府は、林業セクターの改革の一環として2017年に違法木材の取締りと押収を目的に、カボ・デルガド州、ナンプラ州、ザンベジア州、テテ州、マニカ州、ソファラ州の6州で「Operação tronco」という取締りプログラム[44]を実施した。取締りプログラムは、ベイラ港、ケリマネ港、ナカラ港、カボ・デルガド港も対象とし、223,376.42m^{3}の丸太、18,293本の製材及びその他の木材製品の検査が実施された。取締りの結果、*Pterocarpus angolensis*（Umbila）、*Afzelia africana*（Chanfuta）、L*ibidibia ferrea*（Pau Ferro）、*Combretum imberbe*（Mondzo）、*Dalbergia melanoxylon*（Pau Preto）、*Pterocarpus tinctorius*（Nkula）、*Guibourtia conjugata*（Chacate Preto）等の丸太135,159m^3、加工又は半加工材15,823m^{3}が押収された[45]。摘発された違反には、規定されたサイズ以下の樹木の伐採、承認された量を超過した伐採や木材の輸送、許可の無い伐採が含まれる。その結果、2,639件の違反に対して合計7億メティカル（約1,140万米ドル）の罰金が課せられ、330事業者が

[41] Lukumbuzya, K. and Sianga, C. (2017) Overview of the Timber Trade in East and Southern Africa: National Perspectives and Regional Trade Linkages. TRAFFIC and WWF. Cambridge, UK. TRAFFIC.

[42] Bila, A.; Egas, A.; Remane, I.; (2017) Avaliação dos operadores florestais em Moçambique: concessões florestais e licenças simples. 8º Congresso Luso-Moçambicano de Engenharia/ V Congresso de Engenharia de Moçambique. Maputo, 4-8 Setembro 2017, Ed: Silva Gomes, J.F. et al.

[43] MITADER (2019) Avaliação de operadores florestais em 2018 (Resumo para divulgação).

[44] MITADER <https://www.mitader.gov.mz/press/governo-desencadeia-operacao-tronco-nas-provincias-de-cabo-delgado-nampula-zambezia-tete-manica-e-sofala/>

[45] SMA (2017) Análise do impacto da reforma legal no sector florestal. Sheila de Menezes Advogados (SMA). IIED. Relatório do país. Outubro, 2017.

事業の停止処分となった[46]。

表 4.4 に 2012 年から 2016 年の間の丸太の伐採許可量、輸送許可量、押収された量を取りまとめる。伐採許可量と輸送許可量の違いは、以下が理由として挙げられる：

- 伐採された全ての木材が丸太として輸送されるわけではなく、森林開発コンセッションでは、丸太は区域内の施設で加工され、製材等加工木材として輸送される。
- 伐採された丸太がすべて同じ年に輸送されるとは限らない（降雨による道路網の悪化や機械の故障等による）。

表 4.4.　丸太の伐採許可量、輸送許可量、押収量

年	伐採許可量（m^3）	輸送許可量（m^3）	押収材（m^3）
2012	321,370	178,210	N/A
2013	212,711	102,588	1,542.20
2015	129,798	88,278	N/A
2016	169,425	N/A	42,616

出典：国家森林総局（DINAF）年間報告書を基に作成

押収された木材は、オークションで公売が可能である（森林・野生生物法第 45 条）。オークションで購入された木材は合法とみなされ、国内市場で消費、または輸出が可能となる。

大規模な違法木材摘発は、ニュースメディアによっても報告されている。2020 年 8 月に、カボ・デルガド州でモザンビーク企業と中国企業が所有する中国向けの 102 のコンテナが押収され、違法な取引に関与したとして、州政府や税関職員の計 9 人の公務員を逮捕したと報じ、また政治家の関与も指摘している[47]。モザンビークでは原木輸出が禁止されているのも関わらず、78 のコンテナが丸太を積載していた[48]。

隣国であるザンビアで伐採された木材がモザンビークに輸送され、中国に違法に輸出される問題もメディアによって報道された[49]。ローズウッドなど中国で需要の高い樹種が他国で違法に伐採され、モザンビークに密輸、原木のまま中国に輸出される事例が指摘される。

[46] Portal do Governo de Moçambique <https://www.portaldogoverno.gov.mz/por/Imprensa/Noticias/Operacao-tronco-MITADER-reitera-producao-de-800-mil-carteiras>

[47] Moza24Horas <https://en.moz24h.co.mz/post/contrabando-de-madeira-continua>

[48] Club of Mozambique <https://clubofmozambique.com/news/mozambique-over-100-containers-of-illegal-timber-seized-in-pemba-port-169029/>

[49] Carta de Mozambique <https://www.cartamz.com/index.php/politica/item/6439-carta-ao-leitor-mocambique-abraca-o-contrabando-transnacional-de-madeira>

4-2　林業セクター法制度と行政の体制

4-2-1　法制度

1999 年に策定された森林・野生生物政策が制度の基礎となっているが、2015 年 11 月に森林セクターの改革プロセスが発表され、2018 年から 2019 年の間に見直しが行われた。この結果、新たな「国家森林政策及び実施戦略（Política Florestal e Estratégia da sua Implementação)」を 2020 年 2 月に決定し（Resolução nr. 23/2020)、これに基づき森林・野生生物法及び関連法令の見直し等が行われると考えられる [50]。

以下に、林業分野に関する近年の主な改正と政府の取組を示す：

- 2015 年：新規シンプルライセンスとコンセッションの発行を 2 年間停止（Decreto nr. 40/2015）
- 2015 年 9 月：WWF の働きかけにより、国境を越えた違法伐採取引の解決を図るため、モザンビーク、タンザニア、ケニア、ウガンダ、マダガスカルの各国森林担当局長レベルによる木材・木材製品の違法取引の撲滅に関する宣言書の署名
- 2015 年と 2018 年：シンプルライセンスとコンセッションの評価（上述：4-1-4　違法伐採に関する関連情報）
- 2016 年：*Swartzia madagascariensis*（Pau Ferro）の 5 年間の伐採の禁止（Diploma Ministerial nr.10/2016）
- 2016 年：新たに設立された国立環境管理庁（AQUA）と国家検査局（Serviço Nacional de Fiscalização）への森林法執行権限の移管（進行中）（Decreto nr. 2/2016）
- 2016 年～2017 年：Operação tronco の実施：（上述：4-1-4　違法伐採に関する関連情報）
- 2017 年：原木の輸出禁止と加工木材輸出法規則の改正（Lei nr. 14/2016 及び Decreto nr. 42/2017）
- 2017 年：加工木材の輸出を促進するために事業体 FundInvest を土地・環境・農村開発省（MITADER）が設立
- 2017 年：国有林インベントリの更新
- 2018 年：2018 年期間中の伐採又は輸出禁止の樹種を指定（後述：4-2-3, 2）保護地域及び樹種（２）保護樹種）（Despacho nr. 29/3/18）
- 2018 年：中国との MoU の締結
- 2020 年：新規伐採事業（シンプルライセンスとコンセッション）申請の一時停止（Decreto nr. 25/2020）

4-2-2　行政の体制

モザンビークでは、2020 年の第 2 次ニュシ政権発足に伴う省庁再編が行われた。表 4.5

[50] 国際協力機構（JICA）専門家へのインタビュー

に 2020 年 12 月時点における国レベルの森林管理･伐採に関連する省庁､行政機関を示す。森林資源を所管するのは、省庁再編で土地・環境・農村開発省（MITADER）から新たに設立された土地・環境省（MTA）の組織である国家森林総局（DINAF）である。MTA のうち森林犯罪取締は国家環境品質管理機関（AQUA）が行う。また、ニアッサ特別保護区、リンポポ国立公園などの国家保護区や特別保護区の管理は保全地域国家管理庁（ANAC）が所管する。植林を所管する部署は MTA ではなく農業・農村開発省（MADER)の国家農業・林業総局（Direcção Nacional de Agricultura e Silvicultura）である [51]。

表 4.5 モザンビークの林業セクター（伐採、加工、貿易）に係る政府機関

組織名	森林分野に関する役割と責任
土地・環境省（MTA）	• 森林分野の法令、戦略、政策、規則や手順の提案、作成と導入 • 年間輸出計画の承認 • 加工木材の税率を決定 • 木材輸出の監督 • 森林・野生生物インベントリおよび管理計画を策定するための森林コンサルタントの認定
産業貿易省(MIC)	• 貿易事業者の登録 • 財政証明書の発行
経済・財務省（MEF)及び税務局	• コンテナ・梱包の手続き • 輸出許可証の発行 • 木材輸出の監督
国家森林総局（DINAF）	• MTA の機関 • 森林資源の持続的管理に係る規則や手順を策定 • 森林資源利用に係るライセンス発行、監督、管理、モニタリングを担当 • 林業活動のモニタリング • 木材輸出の許可
国家環境品質管理機関：（AQUA）	▪ MTA の機関 ▪ 森林犯罪取締（森林管理・伐採、輸送、輸出）を担当

モザンビークの地方行政は、10 州と首都（州に相当）に分かれ、各州には、州土地・環境・農村開発局（Direcção Provincial de Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural: DPTADER) とその下に州森林･野生生物サービス (Serviços Provinciais de Florestas e Fauna

[51] 農業・農村開発省（MADER)<https://www.agricultura.gov.mz/instituicional/ministerio/estrutura-organica/direccao-nacional-da-agricultura-e-silvicultura/>

Bravia: SPFFB）[52] が設置され、SPFFB が以下のような州レベルの森林業務を管轄していた：

- 森林管理計画の審査
- 伐採ライセンスの発行
- 木材輸送許可証の発行
- 検査所での輸送木材検査
- 木材加工場の登録
- 木材製品の検査と植物検疫証明書の発行
- 輸出コンテナ梱包の監督.
- 輸出許可証の発行

しかし、2019 年 10 月のモザンビーク大統領選挙後に地方行政・組織の枠組みも改変が行われ、州レベルにおける森林行政体制に関して変更が図られる。選挙で選ばれる州知事に加えて、各州には、国の機能を遂行することを責務とする州国務長官（Secretário de Estado na Província）を大統領が任命し、その下には州環境サービス（Serviço Provincial do Ambiente：SPA）が新たに設置された（Decreto nr. 63/2020）。また DPTADER は、州土地開発・環境局（Direcção Provincial de Desenvolvimento Territorial e Ambiente: DPDTA）と変更され、州知事の下に置かれる。

これまでは、SPFFB が州レベルの森林行政を担当していた。しかしながら、Decreto nr. 63/2020 によると、あらたに設立された州国務長官の下の SPA が伐採、木材製品の輸送及び輸出の許可と関連文書準備を含む州レベルの森林関連業務全般を担うことになる [53]。

州の下の郡レベルでは、郡社会経済活動サービス（SDAE）が普及活動などを実施する。

[52] SPEEB は、SPFF または SPF と呼ばれる場合もある。

[53] 国家森林総局（DINAF）スタッフへのインタビュー

4-3　伐採制度

4-3-1　法令の概要と運用状況

表 4.6 に森林管理・伐採に係る法令、規則等を取りまとめる。

表 4.6 森林伐採に係る法令

法令／法令番号	制定年	説明
森林・野生生物法（Lei nr.10/99.）	1999 年 7 月 7 日	森林と野生生物資源の保護、保全、持続可能な利用に関する基本的な原則と規範を定める。森林の伐採制度、流通について規定する。
森林・野生生物規則（Decreto nr.12/2002	2002 年 7 月 6 日	森林・野生生物法の実施規則
Despacho de Regulamento da Lei nr. 10/99. BR 12/2004 Série I	2004 年 3 月 24 日	森林および野生生物資源のインベントリ作成およびコンサルタントについて規定する
Decreto nr. 76/2011 da Lei nr. 10/99. BR 52/2011 Series I)	2011 年 12 月 20 日	森林・野生生物法規則で定められた罰金更新を規定する
Decreto nr. 30/2012. BR 31/2012 Series I	2012 年 8 月 1 日	シンプルライセンスと植林地開発に関する要件と条件を定め、植林地開発のインセンティブを規定する
Diploma Ministerial nr. 293/2012	2012 年 11 月 7 日	森林・野生生物法規則で定められた、森林や野生生物の資源へのアクセスや利用、国立公園や保護区での観光料金を更新する
Diploma Ministerial nr. 16/2017	2017 年 2 月 8 日	森林伐採と輸送に関する書類の様式を更新する

いくつかの研究[54]は、法制度の実施が十分でないこと、とくに地域間で実施に一貫性がないことを指摘する。その原因として州・群によっては、法律や手続きに関する知識が十分でないこと、森林管理に必要な資源が不足していること、技術的な知識を持つ職員の数や彼らの移動手段が限られていることなどが挙げられる。行政による取締りは、主に道路上に設置された検査所での輸送される木材の検査による。伐採事業の数と広大な面積、そして人材・予算・必要手段等の不足から、伐採現場における監督がほとんど行われないという状況

[54] Aquino et al (2017a) 前掲；Bila, A. (2005) Estratégia para a fiscalização participativa de florestas e fauna bravia em Moçambique. DBFFB/FAO. Janeiro 2005; Muianga, M. e Norfolk, S. (2017) 前掲；SMA (2017) 前掲; UEM (2013) Avaliação do desempenho das concessões florestais em Moçambique. Universidade Eduardo Mondlane (UEM). DNTF/MINAG. Maio, 2013.

が指摘される[55]。

4-3-2　伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要

1) 伐採制度

森林・野生生物法（1999 年）と森林・野生生物規則（2002 年）により、森林管理と木材生産に関する制度が定められる。森林・野生生物法は、森林を国の所有権の下に置き、長期かつ大規模の伐採権（森林開発コンセッション）と短期かつ短期間の伐採権（シンプルライセンス）を規定する。この 2 つの伐採権は天然林の択伐である。また植林地は、国土保全用植林、エネルギー植林、産業植林の 3 種類に区分される。

閣議は毎年、森林資源の持続可能な管理を保証するために、森林インベントリに基づき、各州で伐採される木材の割当量を樹種別に決定する。

在来樹種の伐採（森林開発コンセッションとシンプルライセンス）には、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの閉鎖期間が設けられ、その期間中は、丸太の伐採と伐採地から集材所までの搬出が禁止となる。

なお、2020 年には Decreto nr. 25/2020 によってコンセッションとシンプルライセンスの新規発行が停止され、現在はそれ以前に許可を受けた事業による伐採のみが実施される。

（1）森林開発コンセッション

森林開発コンセッションは、モザンビークと海外の個人・法人が取得できる。コンセッションの期限は、最長 50 年間、更新可能となっている。森林開発コンセッションの承認はその事業規模によって州知事（20,000 ha を上限とする事業）[56]、土地・環境大臣（20,000～100,000 ha の事業）、閣議（100,000 ha 以上の事業）に分かれる（森林・野生生物規則第 26 条）。

コンセッション事業では、事業者は以下の基準を満たす木材の加工施設を有すことが義務付けられる（Diploma Ministerial nr. 54/2018）：

- 投資額：750 万メティカル（約 100 万円相当）以上
- 設置電力：10 KVA 以上
- 労働者：20 人以上
- 1 日あたりの生産量：5m^3 以上
- 原料置き場
- 最低限の稼働可能な木材加工用機械（切断用鋸 1 台、面取り機 1 台、平行ガイド 1 台、鋸目立て機 1 台）

[55] 井上(2017) REDD+ランドスケープアプローチとモザンビーク土地法のレジリエンス，博士論文，東京大学

[56] ただし、Decreto nr. 63/2020 により、この責務は州国務長官によって実施されるものと考えられる（国家森林総局（DINAF）スタッフへのインタビュー）。

森林開発コンセッション契約を締結し、1 年間の伐採ライセンス（Licença de Exploração Florestal）（付属資料 4.2）を取得した事業者は、承認された森林管理計画に基づき伐採を行う。以下に、申請から伐採、木材の輸送までのプロセスを記す[57]：

1. 申請者による準備
   - 対象地域のマッピング
   - 森林インベントリの作成
   - 事業実現に必要な手段の特定と技術・加工能力の構築
   - 対象地域のステークホルダーの特定と地域コミュニティへのコンサルテーション
2. SPA による書類検査
3. SPA による技術検査
4. SPA によるプロセスの承認
5. コンサルタントによる森林管理計画書の作成
6. SPA による森林管理計画の書類審査
7. 州国務長官よる承認
8. DINAF による管理計画の評価と最終承認
9. コンセッション契約の締結
10. 面積に応じた森林コンセッション料（毎年）の支払い
11. SPA による加工施設と社会インフラの検査
12. 事業者による伐採ブロックの設定
13. 年間伐採量に応じた伐採料の支払い
14. 年間伐採ライセンスの発行

森林インベントリと森林管理計画は、土地・環境省（MTA)から認定を受けた国内または海外のコンサルタントによって作成される。森林開発コンセッションの管理計画には、樹種、年間伐採量、製品タイプ、加工・産業に関する計画、マーケット、林業機械、生産コスト等の情報が含まれる。環境影響評価（EIA）は要件ではないが、管理計画には環境への影響とその対策に関する情報が含まれる。また、コンセッション地域のマッピングは必要であるが、伐採対象樹木の詳細な位置情報は求められない。

作成された森林管理計画は、SPA によって審査され、対象地域のその他土地利用許可との重複の有無、伐採の可能性、申請者の適性と事業運営能力、木材加工能力など確認される。対象地域がその他の有効な土地利用許可と重複していない場合、その証明書（Certidão Negativa）が発行される（付属資料 4.3）。書類審査のあとに、技術的検査が行われ、森林

[57] 以前は、州レベルにおける検査と承認は SPFFB が実施していたが、Decreto nr. 63/2020 によってこれらの責務は SPA が実施することになる（国家森林総局（DINAF）スタッフへのインタビュー)。

蓄積量、提案された伐採量を達成する可能性、森林植生等が確認される。検査が終了すると、SPA による承認書が州国務長官を介し、国家森林総局（DINAF）に送付され、コンセッションの契約が締結される。

森林開発コンセッションの契約書には以下の内容が示される：

- 伐採する樹種
- 契約期間
- 地域社会の共同参加と利益（地域社会との信頼性の高い協議を確保し、利権契約の期間中、地域社会の参加を確保する）。
- 契約者（事業者）による活動の管理及び監視メカニズム
- 契約開始最初の 5 年間の樹種毎の伐採上限量
- 加工施設と必要インフラ（例：伐採キャンプ）の計画

契約締結後に、コンセッション事業者は、年間の伐採ライセンスの申請を行う。ライセンスの取得には、事業者は、SPA よる木材加工施設と社会インフラの検査を受け、年間のコンセッション料と伐採料を支払い、森林管理計画に基づき現場に伐採ブロックを設置する必要がある。さらに、コンセッション事業者は、政府に許可された検査官の雇用[58]が必要とされる。また、労働者を募集するときは、地域コミュニティの住人を優先すること、そして地域コミュニティの自家消費のための当該地域の天然資源の利用を許可することが義務付けられる（森林・野生生物法第 32 条）。

（法令遵守リスクに関する情報）

UEM（2013）[59]が行った森林開発コンセッションの調査では、対象とした 26 コンセッション事業において森林管理計画が承認される前に、事業者が伐採を開始していたことが判明した。また、UEM（2013）と Magalhães（2014）[60]は、適切な伐採ブロックを設計するための明確かつ体系的な基準が定められていないこと、そして実際にはコンセッションの多くが現場で伐採ブロックを設けずに施行を行っていると指摘する。

（2）シンプルライセンス

コンセッションが海外の個人・法人も対象とするのに対し、シンプルライセンスはモザンビーク国籍を有する事業者（個人）または有効な商業登録を行った会社のみが取得できる。シンプルライセンスの契約書は州知事が署名する[61]（森林・野生生物規則第 17 条）（付属資

[58] 検査官は、事業者が法と森林管理計画に従い伐採活動を実施しているか監視し、指導することを目的とする。

[59] UEM（2013）前掲

[60] Magalhães, T. (2014) Análise do Sistema de Exploração dos Recursos Florestais em Moçambique. Justiça ambiental. Novembro 2014.

[61] ただし、Decreto nr. 63/2020 により、この責務は州国務長官によって実施されるものと考えられる（国家森林総局（DINAF）スタッフへのインタビュー）。

料 4.4.)。契約期間は 5 年以内（更新可能）で、10,000 ha を超えない面積で実施され、年間木材伐採量の上限は 500m^3／年である。伐採事業者は、簡易管理計画を作成し、年ごとに伐採料の支払いが必要とされる。

シンプルライセンスの契約書には以下の内容が含まれる：

- 樹種毎の伐採量
- 樹種毎の年間伐採上限量
- 伐採、搬出、輸送に必要な手段を事業者が所有する証拠
- 契約期間
- 地域コミュニティの参加と利益
- ライセンスの対象となる地域での活動の管理及び監視メカニズム

事業者がシンプルライセンスによって伐採した木材の加工を行うためには、自前の加工施設・必要なインフラストラクチャー、または認可を受けた第三者との加工契約を提示しなければならない。シンプルライセンスによる木材を手作業やチェーンソーで加工することは認められていない。

Decreto nr 30/2012 は、シンプルライセンスに関する要件を定め、簡易管理計画を作成する際の技術基準と要件を示している。管理計画には、その地域の主要な樹種を対象とした森林インベントリ、伐採推定量、品質、性質、年間平均伐採量、使用する機械的手段の情報が含められる。シンプルライセンスでは、森林管理計画や環境・社会的配慮についてコンセッションに比べてあまり厳しい要件は設定されていない。

（法令遵守リスクに関する情報）

FLEGT（2014）[62]は、申請者が必要最低限の基準を満たしていないにもかかわらず、多くのシンプルライセンスが発行されており、これらのライセンスは、その後、他の事業者に売却されると報告する。同報告書は、シンプルライセンス取得者の中には経験と技術を持つ伐採事業者もいるが、経済的利益に惹かれて新規に参入した他分野の事業者の低い技術力について指摘する [63]。また、Muianga & Norfolk（2017）[64]は、法律で定められた面積の 6 倍以上の許可が発行された事例を報告する。

（3）植林地

産業造林の許可をはじめ、産業・農業開発等の許可を取得するには、土地利用権（Direito de Uso e Aproveitamento de Terra: DUAT）の取得が必要となる。DUAT は森林開発コン

[62] FLEGT（2014）前掲

[63] 2001 年の取引価格は、樹種にもよるが 150～300 米ドル／m^3（Pau Ferro と Chanate は、500～550 米ドル/ m^3）であった。

[64] Muianga & Norfolk(2017）前掲

セッションとシンプルライセンスの申請には必要とされない。森林・野生生物規則により造林の適格性基準が制定され、国土・環境保全目的の植林、バイオマスエネルギーを目的とした植林、産業植林のそれぞれに分けて基準が設定された。森林・野生生物法によると、DUATの所有者は、自家消費の場合を除き、それぞれの地域に存在する自然の森林や野生生物資源を利用するためのライセンスが必要となる。DUAT は、保護区の全域と部分的な保護区を除いて、ほぼ全域で取得することが可能とされる。対象面積によって州知事（1,000ha 以下）[65]、農業大臣（1,000～10,000 ha）[66]、閣議（10,000ha 以上）がそれぞれ発行する（Decreto nr. 30/2012）。

DUAT の下、造林許可は、モザンビーク国内の法人や個人、地域コミュニティ社会が取得できる。外国の法人（モザンビークで設立または登記されている）や個人（モザンビークに 5 年以上居住している）も、承認された投資プロジェクトがあれば、DUAT を取得することが可能である。外来樹種の植林の場合には、さらに許可を得る必要がある。産業植林を申請するためには、DUAT の取得、環境影響評価（EIA）の実施、投資プロジェクト許可の 3 つの要件を満たすことが必要となる。

商業目的、工業目的、エネルギー目的での森林や野生生物の利用には、利用地域内の第三者のすべての権利を保護しなければならず、また、利用地域内の地域社会が生活に必要な天然資源を利用する権利を含めて、自由にアクセスできるようにしなければならない。

森林・野生動物規則（第 38 条）に従い、植林地の伐採については、所有者は SPA に対して申請を行う必要がある。その際には、植林地のライセンス番号、伐採対象の樹種種及び量、伐採期間、木材の保管場所を示さなければならない。SPA は申請内容の査察を実施し、開発許可を交付する。許可証には、遵守しなければならない条件、並びに開発から生じる廃棄物の処理方法が含まれる。

2）保護地域及び樹種

(1) 保護地域

国立公園と保護区は完全に保護された地域であり、科学的な理由や管理上の必要性がある場合を除き、伐採は禁止されている。保護地域面積は約 1300 万 ha に達し [67]、ANAC が監督する。森林・野生生物法規則では、保護地域（国立公園、保護区や、また後述の歴史・文化的利用と価値のある地域）での例外的な伐採等の活動は、法律に基づく環境ライセンスが必要となると定めている。また、土地法は、“部分的な保護地域 [68]”を規定し、そこでの活

[65] ただし、Decreto nr. 63/2020 により、この責務は州国務長官によって実施されるものと考えられる（国家森林総局（DINAF）スタッフへのインタビュー）。

[66] 省庁編成により、2021 年 2 月では農業・農村大臣（Ministro da Agricultura e Desenvolvimento Rural）となっている＜https://www.agricultura.gov.mz/＞。

[67] MITADER (2017) 前掲

[68] 以下の地域が含まれる：水源から 100 メートルまでの土地；ダムや貯水池から 250 メートルまでの土地；鉄道路線と沿線駅の両側 50 メートルの土地；高速道路、4 車線道路及び、電気、通信、石油、ガス、水道のための施設と導管

動には、責任当局からの特別な許可を受けなければならないと定める。

（2）保護樹種

Swartzia madagascariensis（Pau Ferro）は、2016 年に 5 年の期限付きで輸出禁止樹種に指定された（Diploma Ministerial nr. 10/2016.）。期限終了後には評価が行われ、禁輸の終了または継続が決定される。また 2018 年の期間中、*Pterocarpus tinctorius*（Nkula）と *Combretum imberbe*（Mondzo）の伐採が禁止され、さらに *Afzelia quanzensis*（Chanfuta）、*Pterocarpus angolensis*（Umbila）、*Milletia sthulmanni*（Jambirre）を使った木材の輸出が禁止された（Despacho Ministerial nr. 29/3/2018）。

（3）ワシントン条約

モザンビークは 1981 年にワシントン条約に加盟し、批准した。ワシントン条約の管理当局は土地・環境省（MTA）の National Administration of the Conservation Areas であり、科学当局はエドゥアルド・モンドラーネ大学（UEM）である。

モザンビークには 110 の CITES 種が存在するが、商業用木材として利用されているものはなく、園芸や食料源としての利用が一般的である [69]。*Prunus Africana* は附属書 II [70]に掲載されているが、主に薬用として利用されている。他に *Diospyros vera* も附属書 II に掲載されている。2019 年には周辺国と連携し、*Pterocarpus tinctorius*（Nkula）をワシントン条約附属書 2 に加えた。

3）伐採に係る先住民や地域住民の権利

森林・野生生物法は、地域コミュニティの自給自足を目的とした資源利用と共同管理、第三者への伐採権の割り当て等を規定している。地域コミュニティは、当該地域の森林資源を自分たちの消費のために利用することができるが、許可なしに商品として販売することは認められていない。森林・野生生物規則（第 7 条）は、地域コミュニティの歴史・文化的利用及び価値のある地域 [71]について定めており、当該地域における外部者による森林の利用は禁止され、資源の利用は規範と慣習に従って行われる。歴史・文化的利用及び価値のある地域の認定は、地域コミュニティの代表者 10 名以上の署名によって申請が行われ、州行政代表が宣言する権限を有する。

の両側 50 メートルの範囲；陸の国境から 2 キロの範囲；空港と飛行場から 100 メートルの範囲；軍その他の国家防衛・治安施設から 100 メートルの範囲。

[69] Forest Legality Initiative<https://forestlegality.org/risk-tool/country/mozambique#tab-laws>

[70] ワシントン条約附属書 II：現在は必ずしも絶滅の恐れはないが、取引を規制しなければ絶滅の恐れがあると考えられる。商業目的の取引は可能であるが、輸出国政府の発行する輸出許可書等が必要となる。

[71] 農村の墓地の中にある森林、信仰の対象となる場所、地域コミュニティによって伝統的な薬の抽出のために利用されている植物が分布する森林、信仰に利用されている野生動物種が生息する森林は、法律によりその開発が禁止されていない限り、歴史・文化的利用及び価値のある地域と認識される（森林・野生生物規則第 7 条）。

土地法は、地域コミュニティの慣習的土地権を認め、事業者が当該地域の自然資源を利用し利益を得る権利を取得するためには、地域コミュニティに対するコンサルテーションを義務化している。また、森林・野生生物法は、森林開発コンセッションとシンプルライセンスの承認のために、地域コミュニティに対するコンサルテーションを要件とし、その手順を規定している。事業の対象となる地域の全部または一部が、地域コミュニティが利用する権利を有する地域内に位置する場合には、事業申請者、地域コミュニティ、国の間で、利用条件の交渉が行われなければならない。なお、森林の開発税の 20%は、伐採が行われる当該地域の社会的利益のために利用される（森林・野生生物法第 27 条）。コンサルテーションの具体的な手続きは以下の通り 2 段階に定められ、手続きに従わず行われた場合は有効とはみなされない（Diploma Ministerial nr. 158/2011）：

1. 土地の利用の権利の取得の要求及び利用地域に関する情報を地域コミュニティに提供することを目的としたコンサルテーション
2. 事業を実施するための土地の利用可能性について、地域コミュニティの意見を得ることを目的としたコンサルテーション（最初のコンサルテーションから 30 日以内で行われる）

コンサルテーションには、申請者またはその代理人、地域の行政官またはその代理人、登録局（Serviços de Cadastro）、市町村レベルの諮問委員会（Conselhos Consultivos de Povoação e de Localidade）メンバー、地域コミュニティのメンバー、隣接する土地の所有者または占有者が参加する。コンサルテーションの議事録は Diploma Ministerial nr.16/2017 に従って作成され（付属資料 4.5）、諮問委員会のメンバーが署名しなければならない。議事録のコピーは地域住民に配布される。

事業者が地域コミュニティの権利を守り、法令義務の履行を確保するため、森林・野生生物法及び森林・野生生物規則は、森林・野生生物資源管理地方協議会（conselhos locais de gestão de recursos florestais e faunísticos: COGEP）の設置を規定している。COGEP は、コミュニティレベルで設置され、地域コミュニティ、森林・野生生物資源に関連する活動を行う個人や法人、団体や非政府組織、政府機関からの代表者で構成される独立した組織として位置付けられ、関係者及び第三者によるあらゆる法律違反を問うことができる。COGEPs は、以下の事項を考慮して、その目的及び一般的なガイドラインを実行する：

- 森林・野生生物資源の利用の申請に関する手続き。
- 森林・野生生物資源の持続的な利用が、地域社会の生活水準の向上に寄与するような行動の開発
- 森林・野生生物資源の利用と利用に関わる様々な利害関係者を巻き込んだ紛争解決メカニズム
- 森林・野生生物資源のモニタリングを担当する国の機関との協力
- 森林・野生生物資源に関する政策や法律の改善

- 火災の抑制に関連した行動
- 当該地域に位置する資源の管理計画のガイドライン

COGEPs は、特定のプロジェクトが農村開発の目的や森林及び野生生物資源の持続可能な利用に適合しないことが判明した場合、そのプロジェクトの取消又は廃止を事業者に対して提案することができる。

（不遵守のリスク）

いくつかの報告書は[72]、「地域コミュニティへのコンサルテーションが適切に実施されていない」、「地域住民との合意のないまま事業が実施される」、「合意事項が遵守されない」、「実際にはほとんどの地域住民は、コンセッション事業に関して雇用の機会を得ることができず[73]、目に見える利益が得られない」、「集中的な伐採や重機の使用によって、道路の損傷、森林資源と野生動物の減少が起こり、地域住民は近くで狩猟をすることができなくなり、生計手段が脅かされる」、そしてこうした問題と事業者との信頼関係の欠如から、「地域住民は、自らの生計と利益を確保するために事業に対する反発や違法な伐採活動に関与する」等の問題を指摘する。

4）伐採に係る税金と手数料

モザンビークでは 119 種が商業樹種に指定され、貴重種と第 1 ～第 4 クラスに分類されている（付属資料 4.1）。伐採に係る税率は、Diploma Ministerial nr. 293/2012 によって樹種の等級毎に定められている。また対象とする面積とその経済利益可能性に応じて、利用料が決定される。

森林・野生動物法の第 27 条に従って、伐採に係る税金の 20%は、伐採が行われる当該地域の社会的利益のために利用される。受益者となる地域コミュニティは、必要な登録や、管理委員会の設置、口座開設を行う。一方で、EU FLEGT（2014）[74]や Muianga & Norfolk (2017)[75] 、UEM（2013）[76]の報告によると、地域住民のほとんどが制度を正しく理解していないこと、口座開設等の必要手順は、都市部から離れた地域コミュニティにとって複雑で

[72] Sitoe, A. A.; Guedes, B. S.; Sitoe, S. N. D. M.; (2007) Avaliação dos modelos de maneio comunitário de recursos naturais em Moçambique. DNTF/MINAG. FAO. Maputo; Teixeira, J. V. (2018) A participação das comunidades locais na gestão das florestas em Moçambique: caso dos distritos de Montepuez, Maúa, Marrupa e Majune. Universidade Nova de Lisboa. Faculdade de Ciências sociais e humanas. Janeiro, 2018; UEM (2013) 前掲; Muianga, M. e Norfolk, S. (2017) 前掲.

[73] 森林・野生生物規則（第 32 条）は、労働者を募集するときは、地域コミュニティの住人を優先することをコンセッション事業者の義務として定める。

[74] EU FLEGT (2014) 前掲

[75] Muianga & Norfolk (2017) 前掲

[76] UEM (2013) 前掲

あること、そして透明性の欠如や当局や地域コミュニティの指導者の不正によって利益配分が適切に実施されていないこと等が問題として挙げられる。

4-3-3　伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

１）伐採ライセンス

伐採ライセンス（1 年間有効）は、管理計画書の提出後、SPA による検査が行われ、その後必要な手数料の支払いを経て、発行される。

森林・野生生物法及び規則に従い、森林開発コンセッションで伐採ライセンスを取得するには、以下の条件を満たさなければならない：

- 社会的施設（例：伐採キャンプ）と加工施設が設置されていること
- 管理計画に沿って、現場に年間伐採ブロックを設置していること
- 伐採対象となる樹種の量と質が決まっていること
- 年間利用料が支払われていること
- 年間伐採量に応じた伐採料が支払われていること

シンプルライセンスについては、以下の条件を満たすと伐採ライセンスが発行される：

- 管理計画の実施のための技術的能力が備わっていること
- 伐採、搬出、輸送の手段が備わっていること。
- 管理計画が承認されていること
- 年間利用料がしはらわれていること
- 年間伐採量に応じた伐採料が支払われていること

伐採ライセンスの様式は Diploma Ministerial nr. 6/2017 の付属書 5 に示される（付属資料 4.2)。伐採ライセンスは、原本とコピー3 部が発行される：

- 原本：事業者に対して発行
- 第 1 コピー：支払領収書のコピーに添付される
- 第 2 コピー：伐採が行われる当該郡に送付される
- 第 3 コピー：記録簿に添付される

伐採ライセンスの番号は、コンセッション事業者及びシンプルライセンス事業者に対して発行される木材を輸送するために必要な輸送許証（Guia de Trânsito de Produtos Florestais）（付属資料 4.6）に記される。

２）伐採樹種、量の記録

事業者は、丸太の伐採量と輸送量について以下の通り記録簿を作成し管理する（Egas et

al.2017）[77] 。

- 「伐採記録簿（livro de registo de corte de toros na floresta）」：伐採した木材を記録する。伐採ライセンス番号と伐採した樹種名、サイズ、伐採日等が記入される。
- 「集積場の集材記録簿（livro de registo de entrada de toros no apeadeiro）」：集積場に運ばれた丸太を記録する。この記録簿には「伐採記録簿」と同じ番号が付けられる。
- 「輸送する丸太のリスト（Mapa de Especificacoes de Productos Florestais）」（付属資料4.7）：集積場から特定のトラックによって運搬される丸太を記録する。リストには、木材輸送許可証（付属資料 4.6）の番号、記録簿の番号、日付、製品、樹種、直径、長さ、量（m^3）が記される。シートは木材輸送許可証と一緒に丸太の輸送に使われる。

コンセッション事業者とシンプルライセンス事業者は、実施した活動に関する報告書を四半期ごとに SPA に提出しなければならない。また、伐採や集材で使用した上記の記録簿は、検査の際に求められる。

在来樹種の伐採には、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの閉鎖期間が設けられ、その期間中は、丸太の伐採と搬出は禁止される。SPA の確認の上、前年に伐採され集材場に集められた丸太の輸送のみが許可される。許可されると、原木を選別して運搬し、運搬された原木は前年分の記録簿上に印が付けられる。

[77] Egas, A.; Júnior, E.; Bila, N.; Sitoe, E. (2017) Procedimentos de registo e verificação de dados na cadeia de fornecimento de madeira. IIED Relatório do país. IIED, Londres. Outubro 2017.

4-4　木材の流通段階における法令等

木材の流通段階（輸送、加工、貿易）に関する法令を表 4.7 に取りまとめる。

表 4.7 木材の流通（輸送、加工、貿易）に関する法令の一覧

法令（法令番号）	制定年	説明
森林・野生生物法（Lei nr.10/99.）	1999 年 7 月 7 日	森林と野生生物資源の保護、保全、持続可能な利用に関する基本的な原則と規範を定める。森林の伐採制度、流通について規定する。
森林・野生生物規則（Decreto nr.12/2002	2002 年 7 月 6 日	森林・野生生物法の実施規則
Diploma Ministerial nr. 16/2017	2017 年 2 月 8 日	木材の伐採と輸送に関する書類の様式を規定する
Lei nr.7/2010.	2016 年 12 月 30 日に改正	加工木材輸出税（TEMP）について規定する
Decreto nr. 42/2017	2017 年 8 月 17 日	加工木材の輸出のために規則、条件、手続きを定める
Diploma Ministerial nr. 54/2018	2018 年 12 日	加工木材輸出業者の適格基準を定める
Diploma Ministerial nr. 55/2018	2012 年 8 月 1 日	加工木材製品の輸出に関する要件、手続きを定め、年間木材輸出計画の様式を示す

4-4-1　木材の流通に関する行政の体制

表 4.5（モザンビークの林業セクター（伐採、加工、貿易）に係る政府機関）を参照。

4-4-2　木材の流通段階における法令等の概要と運用状況

図 4.9 に天然林から伐採された木材（コンセッションとシンプルライセンスによる）の輸送、加工、輸出までのプロセスの概要を示す。

図 4.9 天然林の伐採から輸送、加工、輸出までのプロセス

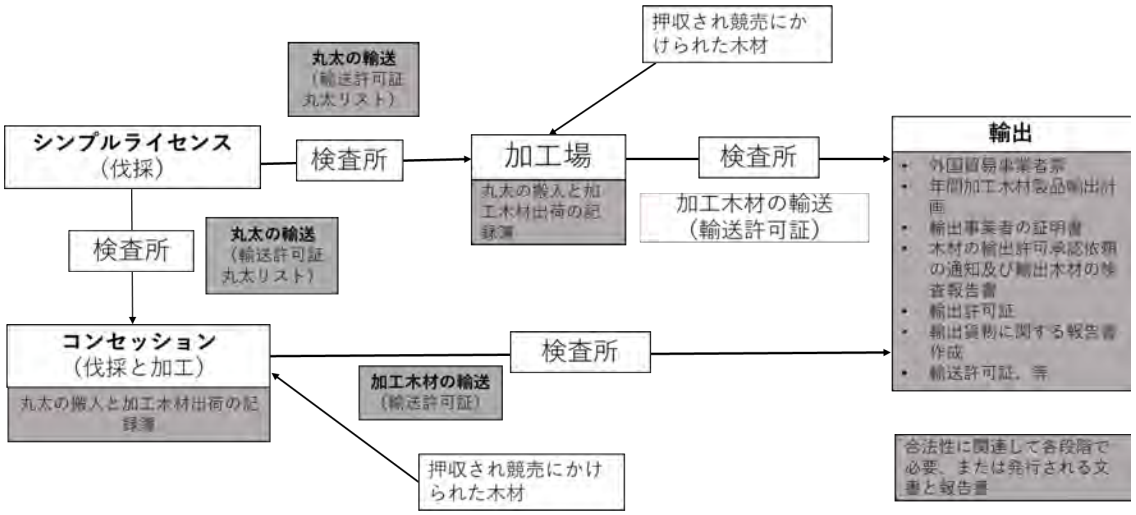

注）コンセッション事業者と加工場のすべてが木材製品を輸出するわけではない（「4-4-3　木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例」を参照）

1）木材の輸送

森林・野生生物法と関連規則によって木材の輸送段階の制度が規定されている。コンセッション事業者とシンプルライセンス事業者が生産した木材の輸送には、SPA が発行する輸送許可証（付属資料 4.6）が必要である。輸送許可証は、年間の伐採ライセンスに記載されている許可量に基づいて、複数発行される。

輸送許可証には、記録簿番号と伐採ライセンス番号、輸送する樹種、量、直径等の情報が記載され、SPA のスタンプと署名が記される。輸送許可証の他に、丸太の輸送には輸送する丸太のリスト（付属資料 4.7）を添付しなければならない。

輸送許可証は、A5 サイズで、下記の通り許可証毎にオリジナルとコピーの計 5 部が含まれる（Ministerial Diploma nr. 16/2017）：

- 原本（白色）：輸送目的地まで当該木材と一緒に運ばれる
- 第 1 コピー（緑色）：統計情報の報告書に添付して、毎月末に SPA に送られる
- 第 2 コピー（ピンク色）：伐採地近くの検査所で回収される
- 第 3 コピー（黄色）：伐採地が位置する州の最後の検査所で回収される
- 第 4 コピー（青色）：輸送目的地のある州の最後の検査所で回収される
- 第 5 コピー （クリーム色）：伐事業者が提出する記録簿に添付される

付属資料 4.6 の様式を使った輸送許可証は、伐採ライセンスに基づき、コンセッション事業者とシンプルライセンス事業者に対してのみ発行される。製材所等の加工業者は、SPA に加工製品の輸送許可を申請する必要がある。

木材輸送の検査は、主要な国道沿い、州間の境界線上、主要都市の入り口に設置されて

いる検査所で昼夜を問わず行われる。これらの検査所では輸送許可証コピーが回収され、免許証と輸送されている樹種と数量が確認される。検査官は、輸送日、許可番号、発行日と有効期限、記載された製品の種類、量、輸送手段、原産地、目的地等を記録して、定期的に州政府に報告する。

(不遵守のリスクに関する情報)

Egas et al.（2017）[78]と Muianga & Norfolk（2017）[79]は、輸送許可証に記された以上の木材の輸送、虚偽の許可証や過去に使用済みの許可証の利用、あるいは輸送許可証を得ていない木材を代替ルートで輸送することによる違法行為を指摘する。

2）木材の加工

木材加工場は、DPDTA が設立を許可し、SPA が運営の監督を担当する [80]。森林・野生動物規則（第 32 条）により、コンセッション事業者は、加工場を設置することが義務付けられる。コンセッション事業者は自前のコンセッションからの原木だけでなく、他の事業者から原木を購入し加工することも出来る。

丸太が加工事業者に届けられると、「製品入庫記録簿（livro de registo de entrada de produtos)」に記録され、加工後の出荷時に「林産品出庫記録簿（livro de registo de saída de produtos florestais)」に記録される。記録簿には、輸送許可証に関する情報（輸送許可証の記録簿番号、輸送許可証番号、日付）と輸送された又は輸送される木材のタイプ、樹種、量が記録される。

加工場は、法律で義務付けられている毎月の報告書を通じて検査され、その中には木材の入荷、加工、販売の動きが、種、数量、それぞれの許可ごとに記載されている。SPA は、州の産業を管轄する機関と連携して木材加工場を管理し、四半期ごとに国家森林総局（DINAF）に報告する。

4-4-3　木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

モザンビークでは、あらゆる在来種の原木輸出は禁じられており、加工された木材製品のみ政府に承認された組織だけが輸出できる。以下に加工木材輸出のプロセスの概要を示す：

1. 事業者による年間加工木材製品輸出計画の作成と提出（付属資料 4.8）
2. 輸出事業者の証明書（Certificado de Exportador）の発行：1 年間有効（付属資料 4.9）
3. 木材輸出の申請

[78] Egas et al(2017）前掲

[79] Muianga & Norfolk (2017）前掲

[80] 国家森林総局（DINAF）スタッフへのインタビュー

4. SPA による検査と木材の輸出許可承認依頼の通知及び輸出木材の検査報告書の作成（付属資料 4.10）
5. 輸出許可の発行（付属資料 4.11）
6. 税関によるパッキング支援の承認
7. 輸出貨物に関する報告書作成（付属資料 4.12）
8. 輸出港までの木材の輸送

Diploma Ministerial nr. 54/2018 によると、在来種の加工木材の輸出は、コンセッション事業者、加工業者、そして国家機関である国家持続可能な開発基金（Fundo Nacional de Desenvolvimento Rural: FNDS）に許可される。加工木材を輸出する資格を得るためには、コンセッション事業者と加工事業は、以下の基準を満たしていなければならない：

- 投資額：750 万メティカル（約 100 万円相当）以上
- 設置電力：10 KVA 以上
- 労働者：20 人以上
- 1 日あたりの生産量：5m^3 以上
- 原料置き場
- 最低限の稼働可能な木材加工用機械（切断用鋸 1 台、面取り機 1 台、平行ガイド 1 台、鋸目立て機 1 台）

上記の基準を満たす事業者は、年間加工木材輸出計画を作成する。同計画は、輸出する前年の 9 月 1 日から 11 月 30 日までの間に提出され、SPA を通じて国家森林総局（DINAF）に送付される。輸出計画書の様式（付属資料 4.8）には、事業者名、外国貿易事業者票番号、事業者所在地と連絡先及び製品種類（板材、ボード、パーケット等）、数量、輸出先について記入される。また、以下の書類の提出が求められる（Diploma Ministerial nr.55/2018）：

- 外国貿易事業者の写し
- NIUT（納税者番号）の写し
- 最新の納税証明書の写し最新の社会保障支払い証明書の写し
- SPA より発行された、月間統計情報提供の証明書
- 当該加工場の木材加工能力及び稼働状況を証明する SPA の所見

SPA による年間加工木材製品輸出計画の承認手続きは、書類審査と申請者の木材加工能力に基づいて行われる。年間輸出計画が承認されると、1 年間有効な輸出事業者証明書が発行される（付属資料 4.9）。証明書には、認証番号、製品タイプと輸出許可された量が記される。承認された事業者の一覧は政府がとりまとめる（付属資料 4.13）。

輸出事業者証明書があれば、事業者はその有効期限内にいつでも許可された年間輸出量に達するまで輸出許可申請を行うことが出来る。申請には、以下の情報が必要となる

（Decreto nr. 42/2017）：

- 輸出事業者の名前、住所、NIUT（納税者番号）
- 外国貿易事業者票の写し
- 製品情報（種類、樹種、数量）
- 製品の仕立地及び仕向地
- 木材輸送許可証の原本

輸出申請の提出後に、植物検疫を含む製品の検査が行われ、SPA によって関連する報告書（付属資料 4.10）[81]が作成され、国家森林総局（DINAF）に送られる。報告書には、輸出事業者証明書（付属資料 4.9）が添付される。報告書が確認され、問題が見当たらない場合は輸出が承認され許可証が発行される（付属資料 4.11）：

- 原本：税関への輸出手続きに添付される
- コピー（1 枚目）：州の森林資源を管轄する部局による輸出許可手続きに添付される
- コピー（2 枚目）州の産業と貿易を監督する部局用
- コピー（3 枚目）：輸出業者用
- コピー（4 枚目）：州の森林資源を管轄する部局が保管する

輸出許可証には、許可番号、輸出事業者名、納税者番号、輸出目的地、当該製品の出国地、輸出する木材製品のタイプ、樹種、個数、数量、品目コードなどの情報が記載される。

輸出が許可された事業者は、コンテナの梱包、積込み、封印に関して税関にパッキング支援を要請する。この作業は、税関と土地・環境省（MTA）職員の立会いの下で行われる。梱包が終了すると、コンテナは施封され、輸出貨物に関する報告書（付属資料 4.12）が作成される。この報告書には、当該事業者に対する木材の輸出許可の通知、木材の検査結果、木材のパッキング支援に関する報告書が含まれる。この報告書は、当該輸出事業者のそれ以降の木材輸出申請に必要な木材輸出統計情報の基礎となる。また、当該木材製品を輸出地点まで輸送する際には、輸出許可証と輸出貨物に関する報告書のコピーが必要となる。

加工木材輸出税（TEMP）は、FOB 価格と加工の程度に応じて決定され、通関手続き中に支払われる。FOB 価格は、土地・環境省（MTA)が作成する当該木材製品の参照価格、量、樹種を基に決定される。

[81] この報告書には、SPA から DINAF への輸出許可承認依頼の通知、輸出する木材の表、検査報告書、輸出事業者が提出した検査依頼書が含まれる。付属資料（4.10）は、州森林・野生生物サービス（SPFFB）が作成した報告書であるが、Decreto nr. 63/2020 により、検査や関連文書の作成等の木材製品の輸出に関する業務は SPA が担うことになる（国家森林総局（DINAF）インタビュー）。

付属資料リスト

付属資料 4.1　モザンビークの木材用樹種と区分
付属資料 4.2　伐採ライセンス（Licença de Exploração Florestal）（様式）
付属資料 4.3　土地利用が重複しないことの証明書（Certidão Negativa）（様式）
付属資料 4.4　シンプルライセンスの契約書
付属資料 4.5　地域コミュニティへのコンサルテーション議事録（様式）
付属資料 4.6　丸太・木材の輸送許可証（Guia de Trânsito de Produtos Florestais）（様式）
付属資料 4.7　輸送丸太リスト（Mapa de Especificacoes de Productos Florestais）（様式）
付属資料 4.8　木材加工製品輸出の年間計画（様式）と承認書（様式）
付属資料 4.9　輸出事業者の証明書（Certificado de Exportador）
付属資料 4.10　州森林・野生生物サービス（SPFFB）による木材の輸出許可承認依頼の通知と輸出木材の検査報告書
付属資料 4.11　輸出許可証（様式）
付属資料 4.12　輸出貨物に関する検査報告書
付属資料 4.13　木材輸出が承認された事業者のリスト（2019 年）

付属資料 4.1　モザンビークの木材用樹種と区分

（貴重樹種）

Tabela referida no artigo 3 - Listas de espécies nativas produtoras de madeira
Espécies Produtoras de Madeira Preciosa

N.º	Nome Científico	Nomes Comerciais	Nomes Locais ou Vernaculares	DAP mín. (cm)
01	**Berchemia zeyheri**	Pau-rosa	Mulatchine, Sungagoma	30
02	*Dalbergia melanoxylon*	Pau-preto	Mpinge, Mpivi, N'mico	20
03	*Diospyros kirkii*		Mucula-cula, Muoma	40
04	*Dyospiros mespiliformis*	Ebano	Mfuma, Ntoma	50
05	*Ekebergia capensis*	Inhamarre	Inhamarre	50
06	*Entandophragma caudatum*	Mbuti	Bubuti, Mubuti	50
07	*Guibourtia conjugata*	Chacate preto	Chacate	40
08	*Milicia excelsa*	Tule	**Megunda, Mecuco, Mahundo**	50
09	*Spirostachys africana*	Sândalo	Chilingamache, Mucunite	30
10	*Pterocarpus tinctorius*	Nkula		30

注）左から番号、学名、一般名、現地名、伐採可能な最小胸高直径（cm）

（第 1 級樹種）

Tabela referida no artigo 3 - Listas de espécies nativas produtoras de madeira *cont.*

Espécies Produtoras de Madeira da 1.ª Classe

N.º	Nome Científico	Nomes Comerciais	Nomes Locais ou Vernaculares	DAP mín. (cm)
11	Afzelia quanzensis	Chanfuta	Mussacossa, Mugengema, muoco	50
12	*Androstachys johnsonii*	Mecrusse	Cimbirre	30
13	*Albizia glaberrima*		Mutivera	40
14	*Albizia versicolor*	Tanga-tanga	Tingare, Mpovera	40
15	*Balanites maughamii*	Nulo	Muvando, Nanluve, Sacanono	30
16	*Breonardia microcephala*	Mugonha	Muonha, Nkonha	50
17	*Baikiaea plurijuga*		Chiti	30
18	*Combretum imberbe*	Mondzo	Munagari, Mungari, Ehupu	40
19	*Cordyla africana*	Mutondo	Bonjua, Murroto	50
20	*Diospyros spp*		Mucucul-cula, Muoma	40
21	*Erythrophloeum suaveolens*	Missanda	Muave	40
22	*Faurea speciosa*		Muxiri, Nthethere, Mussossola	40
23	*Inhambanella henriquesii*	Mepiao	Mepiao	50
24	*Khaya nyasica*	Umbáua	Mbawa	50
25	*Millettia stuhlmannii*	Jambirre	Panga-panga, Panguire	40
26	*Monotes africanus*		Muculala	30
27	*Morus lactea*	Mecobeze	Mecobeze	50
28	*Pterocarpus angolensis*	Umbila	Mbila, Mucurambira	40
29	*Podocarpus falcatus*		Gogogo, Izulambite, Chongue	50
30	*Pseudobersama mossambicensis*		Tondue, minhe-minhe	40
31	*Swartzia madagascariensis*	Pau-ferro	Nhaquata, Pau-rosa, Cimbe	30
32	*Colophospermum mopane*		Chanato, Nissano, Missanye	30
33	*Pericopsis angolensis*	Muanga	Chuanga, Muaca, Muanka	40

（第 2 級樹種）

Espécies Produtoras de Madeira da 2.ª Classe

N.º	Nome Científico	Nomes Comerciais	Nomes Locais ou Vernaculares	DAP mín. (cm)
34	Albizia adianthifolia	Mepepe	Goana, Megerenge	40
35	*Amblygonocarpus andongensis*	Mutiria	Banga-wanga, Mutindire	40
36	*Bombax rhodognaphalon*	Sumauma	Meguza, Mefuma	50
37	*Brachystegia boehmii*	Mafuti	Mfuti, Mopwo	40
38	*Brachystegia bussei*		Kokoro	40
39	*Brachystegia longifolia*		Tagate, Takata, Itakhata	40
40	*Brachystegia manga*	Messassa	Mpapa rupakhole	40
41	*Brachystegia spiciformis*	Messassa	Mpapa, Tsondo	40
42	*Brachystegia utilis*		Nankweso, Mucoio	40
43	*Burkea africana*	Mucarala	Mucarati, Nkarara, Mecimbe	40
44	*Julbernadia globiflora*	Messassa encarn.	Muhimbe, Mpacala	40
45	*Newtonia buchananii*	Mafumuti	Nipovera	50
46	*Newtonia hildebrandtii*	Infomoze	Infomoze	50
47	*Parkia filicoidea*	Mucuti	Mucuti	50
48	*Pteleopsis myrtifolia*	Mungoroze	Mduro, Nleva	40
49	*Ricinodendron rautanenii*	Mungomo	Ngomo, Iphaka	50
50	*Sclerocarya birrea*	Canho	Mfula, Tsula, Nkokwo	50
51	*Sterculia quinqueloba*	Metonha	Ntonha, Nthumpu	40
52	*Stercurlia appendiculata*	Metil	Njale	50
53	*Terminalia sp*	Messinge	Meculungo	40
54	*Trichilia emetica*	Mafurreira	Muciquiri, Mafurra	40

（第 3 級樹種）

Espécies Produtoras de Madeira da 3.ª Classe

N.º	Nome Científico	Nomes Comerciais	Nomes Locais ou Vernaculares	DAP mín. (cm)
55	**Acacia nigrescens**	Namuno	Mecungo, Micaia	40
56	*AnthocLeista grandiflora*	Mezambe	Rotanda	30
57	*Avicennia sp*	Mangal branco	Mangal branco	30
58	*Bridelia micrantha*	Metacha	Melelha, Mussaba	40
59	*Barringtonia recemosa*	Mangal	Massinhama	30
60	*Bruguiera gymnorhiza*	Mangal encarn.	Mangal encarnado	30
61	*Cassipourea gummiflua*	Mezambe	Mezambe	30
62	*Celtis africana*		Messucandiri	40
63	*Celtis gomphophylla*		Mrtuzite	50
64	*Cleistanthus holtzii*		Nacuva.Nacura	50
65	*Cynometra carvalhoi*	Evate	Evate	40
66	*Ceriops tagal*	Mangal branco	Mangal branco	30
67	*Dialium schlechteri*	Ziba	Nziba, Ziva	40
68	*Dialium sp.*		Mepepete	40
69	*Erythrophloeum sp*		Incalazi, Tchaia, Muacari	40
70	*Funtumia latifolia*		Nhapwepwa	30
71	*Guibourtia coleosperma*	Chacate encarn.	Chacate encarnado	40
72	*Heritiera littoralis*	Mangal branco	Luabo	30
73	*Kigelia pinnata*		Vunguti, Nrikiriki	40
74	*Parinari curatellifolia*		Muhula, Mahula, Ntupio	30
75	*Phyllanthus sp.*		Chire, Mecua	50
76	*Piliostigma thoningii*	Mucequece	Mucequece	40
77	*Pseudolachnostylis maproneifolia*		Messolo, Ntholo, Mussonjoa	30
78	*Ptaeroxylon obliquum*		Tchetcheretane	40
79	*Rhyzophora mucronata*	Mangal encarn.	Mangal encarnado	30
80	*Sapium ellipticum*	Tchaia	Tchaia	40
81	*Sideroxylon inerme*		Mebope	40
82	*Syzygium cordatum*		Mecurri, Tucura, Mudlho	40
83	*Syzygium guineense*	Jambaloeiro	Mecurre, Nakuthanthe, Mecuti	40
84	*Terminalia sericea*	Inconola	Sai-sai, Kassanche, Messusso	30
85	*Terminalia stenostachya*		Sai-sai, Kassanche	30
86	*Uapaca kirkiana*	Metongoro	Metela, Nahunkwo	30
87	Uapaca nitida	Metongoro	Metela, Nakachunkwo	30
88	*Uapaca zanguebarica*	Metongoro	Kochokore	30
89	*Vitex doniana*		Nhazuovo	40
90	*Vitex sp*		Nakuna	40
91	*Xeroderris sthulmannii*	Mulonde	Merunde, Nlothe	40
92	*Xylia sp*			40
93	*Xylopia aethiopica*		Mepeza	40

（第 4 級樹種）

Espécies Produtoras de Madeira da 4.ª Classe

N.º	Nome Científico	Nomes Comerciais	Nomes Locais ou Vernaculares	DAP mín. (cm)
94	Acacia albida		Micaia, Dzungua, Sango	40
95	*Acacia burkei*		Micaia, Munga	40
96	*Acacia erioloba*		Micaia, Munga	40
97	*Acacia karroo*		Micaia, Munga	40
98	*Acacia nilotica*		Micaia, Munga	30
99	*Acacia polycantha*		Micaia, N'roca	40
100	*Acacia robusta*		Micaia, Massadzi	40
101	*Acacia senegal*		Micaia, Munga	30
102	*Acacia sieberana*		Micaia, Gunga	40
103	*Acacia tortilis*		Micaia, Munga	30
104	*Acacia xanthophloea*		Micaia, Megerenge	40
105	*Antidesma venosum*		Nhonge, chongue	30
106	*Borassus aethiopiocum*		Mudicua, Palmeira	30
107	*Cussonia sp*		Capwapwa, Nampuko-puko	50
108	*Dolichandrone alba*		Tsani	30
109	*Erytrina livingstonei*		Titi, Nancilacona	40
110	*Fernandoa magnifica*		Tondjua, Mpovataci	30
111	*Hirtella zanguebarica*		Cimboma, Mucimboma	30
112	*Hyphaene sp*		Micheu, Palmeira	30
113	*Kirkia acuminata*		Mtumbui, Poko-poko	40
114	*Lannea sp*		Chiucanho, Msatoto,Cimuili	40
115	*Lecanidiscus fraxinifolia*		Mutarara	30
116	*Manilkara sp*		Nheve, Nhewa	40
117	*Mimusops sp*		Ntzole, Bengwerwa	40
118	*Treculia Africana*		Tchaia	50
119	*Tamarindus indica*	Tamarindo	Tamarinho, Wepa	50

出典: Decreto nr. 42/2017

付属資料 4.2　伐採ライセンス（Licença de Exploração Florestal）（様式）

Anexo 5

Código de Segurança

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
Governo da Província de _____

Direcção Provincial da Terra Ambiente E Desenvolvimento Rural
Serviços Provinciais de Florestas e Fauna Bravia

伐採ライセンス番号

事業者名と住

Licença de Exploração Florestal *Código da Província /Número/Ano*

Nos termos do artigo 21 do Regulamento da Lei de Florestas e Fauna Bravia, aprovado pelo Decreto n.º 12/2002, de 6 de Junho, é autorizado o(a) Sr.(a)/Empresa _____, residente em _____, a explorar:

Quantidade	Produto	Espécie	Classe	Volume	Unidade de Medida
Total					

numa área de _____ ha, localizada em _____, Localidade de _____, Posto Administrativo de _____, Distrito do _____, Província de _____. Esta licença é válida até ____ de _____ de 20 ___, tendo sido cobrada a importância de _____,00MT (_____), pelo recibo n.º _____ De ____ de _____ de 20 ____

O beneficiário obriga-se a explorar e transportar o volume autorizado até o dia 31/12/20___, e declarar o volume de madeira e estância até ao dia 15 de Dezembro do mesmo ano. Deve cumprir com a legislação em vigor, as técnicas e condições de exploração.

_____ aos ____ de _____ de 20 _____

Observações: _____

O Chefe dos Serviços

_____

伐採ライセンスの有効期間

対象面積と所在地

表:（左から順に）数、製品タイプ、樹種、樹種クラス、量、単位

出典：Diploma Ministerial nr. 16/2017

付属資料 4.3　土地利用が重複しないことの証明書（Certidão Negativa）（様式）

Anexo 3

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE

Governo da Província de _____

Direcção Provincial de Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural

Serviços Provinciais de Florestas e Fauna Bravia

Província de_____

Certidão Negativa

Nos termos do nº 4 do artigo 18 do Regulamento da Lei de Florestas e Fauna Bravia, aprovado pelo Decreto nº 12/2002, de 6 de Junho, ***Certifico*** que a área pretendida pelo requerente _____, não está ocupada e não decorre nenhum pedido para a mesma área.

Por ser verdade, passo a presente certidão, que assino e leva aposto o selo em uso nestes Serviços.

_____, aos ____ de _____ de 20___

O Chefe dos Serviços

_____

出典：Diploma Ministerial nr. 16/2017

申請者によって申請された地域が占有されておらず、同地域の（他の利用）申請が行われていないことを証明する

付属資料 4.4　シンプルライセンスの契約書

CONTRATO DE EXPLORAÇÃO FLORESTAL EM REGIME DE LICENÇA SIMPLES
Nº 112/LS/ZAM/2014

Entre

O **Estado Moçambicano**, representado pelo *Governador da Província da Zambézia* Senhor Joaquim Veríssimo, com poderes bastantes para o efeito, nos termos do nº 1 do artigo 2 do Decreto nº 30/2012, de 1 de Agosto, ora em diante designado por **Concedente**, com domicílio em Quelimane.

E

O Senhor de nacionalidade Moçambicana natural de Quelimane, Província da Zambézia, portador do Bilhete de Identidade n residente em Quelimane, Província da Zambézia, NUIT .. Telefone nº , ora em diante designado por **Operador**.

事業者名、ID 番号、納税者番号、電話番号

Cláusula 1ª
Objecto

O Concedente atribui ao operador, uma área de **10.000ha** para a exploração florestal em regime de licença simples, situada em Sabelua, Manganha 1, Localidade de Sabelua, Alto benfica, Posto Administrativo de Mongoe, Namanjavira, Distrito de Milange, Mocuba, Província da Zambézia, conforme o esboço topográfico em anexo, que é parte integrante do presente contrato.

対象面積と地域名

Cláusula 2ª
Duração

O presente contrato é celebrado por um período de 5 anos, renováveis a pedido do operador e nos termos da Lei.

期間：5 年

Cláusula 3ª
Plano de Maneio

1. O operador obriga-se, no exercício das suas actividades a ter e cumprir integralmente com o Plano de Maneio, após ser aprovado.
2. O incumprimento do Plano de Maneio preceituado no número anterior implicará sanções de acordo com o abaixo estabelecido:

   a) **Cancelamento** do contrato e da exploração florestal se o cumprimento do plano estiver abaixo dos 25%;

b) **Redimensionamento** da área e revisão do Plano de Maneio correspondente, se o cumprimento do Plano de Maneio estiver entre 25% a 50%;

c) **Aviso e recomendação técnica** para o cumprimento integral do Plano de Maneio se o cumprimento estiver entre 50% a 75%.

Cláusula 4ª
Espécies e volumes

1. Ao abrigo do presente contrato e de acordo com o Plano de Maneio aprovado o operador está autorizado a proceder, nos primeiros três anos da vigência do presente contrato, a exploração sustentável das espécies florestais constantes na tabela abaixo, **num volume máximo anual de 500 metros cúbicos** e de acordo com anexo I do Decreto 12/2002 de 06 de Junho. Após este período, a exploração florestal ficará condicionada a revisão do Plano de Maneio.

Tabela de Corte Anual Admissível das espécies que ocorrem na área

N. Ordem	Nome comercial	Nome científico	Volume Total (m3)	CAA (m3/ano)
1	Umbila	*Pterocarpus angolensis*	1.133	75
2	Pau-ferro	*Swartzia madagascariensis*	1.650	100
3	Muaga	*Pericopsis angolensis*	762	50
4	Messassa	*Brachystegia spiciformis*	1.363	90
5	Metongoro	*Uapaca nitida*	1.200	80
Total			**6.108**	**395**

2. O concedente poderá interditar, total ou parcialmente, a exploração de uma ou mais espécies desde que se reconheça que da sua extracção possam resultar prejuízos para a floresta.

3. Ficarão interditos a exploração os exemplares que o concedente mandar reservar e marcar como árvores "porta sementes" bem como as manchas localizadas de floresta em que a actividade de exploração se revele altamente prejudicial ao equilíbrio ecológico.

表：対象地域に存在する樹種の許可された年間伐採量（左 2 列目から順に）商業樹種名、学名、樹種の合計量（m^3）、許可された年間伐採量（m^3/年)

Cláusula 5ª
Taxas

1. Pela ocupação da área de exploração florestal, objecto do presente contrato, a operadora pagará uma taxa anual a ser aprovada, sem prejuízo de outras taxas previstas na Lei, pela exploração de recursos florestais e outros existentes na área.

2. O valor referente a taxa de exploração florestal, previsto no Diploma Ministerial 293/2012, de 7 de Novembro, deverá ser pago até 31 de Outubro do ano a que dizer respeito.

3. O não pagamento da taxa no prazo referido no número anterior, implicará a interdição da exploração florestal, a qual se tornará definitiva se não ter regularizado até doze meses.

Cláusula 6ª
Exclusividade

1. O operador tem direito exclusivo de:

   a) Explorar, investigar e realizar estudos dos recursos florestais constantes na área objecto deste contrato, e com este objectivo desenvolver as operações e trabalhos que se mostrem necessários;

   b) Opor-se a atribuição parcial ou total, a terceiros da área de exploração para fins incomparáveis com o objecto deste contrato.

Cláusula 7ª
Instalações e infra-estruturas

1. O operador devera apresentar no início de cada campanha, esboço detalhado da área de corte, o seu acampamento e junta principal da madeira bem localizados e definidos.

2. O operador deverá afixar tabuletas em locais definidos de acordo com o Plano de Maneio da área, com os seguintes dizeres:

   Nome do Operador
   Extensão e limites da área
   Nº Contrato de Exploração florestal
   Data da autorização
   Término

3. O operador tem direito de usufruir, na área de exploração, dos terrenos necessários para a realização dos trabalhos de exploração florestal, nomeadamente a implantação das respectivas instalações industriais, sociais e de gestão, sujeitos ao pedido do Direito de Uso e Aproveitamento da Terra, nos termos da Legislação respectiva.

Cláusula 8ª
Comunidades, autoridades locais e terceiros

1. O operador deverá:

   a) Permitir o acesso das comunidades locais, dentro da área de exploração, aos recursos naturais de que estes careçam para o consumo próprio, nos termos da lei;

   b) Permitir a livre circulação de pessoas e bens, dentro da área de exploração;

   c) Dar preferência as comunidades locais, no recrutamento de mão-de-obra;

   d) Em consenso com as comunidades locais e na presença das Autoridades Administrativas locais preencher anualmente em formulário próprio os benefícios para as comunidades locais e submeter a entidade licenciadora;

   e) Respeitar os direitos de terceiros existentes na área, quer de pessoas singulares, agentes económicos privados desde que não colidam com o objecto deste contrato;

   f) Ao abrigo do contrato assinado com o concedente, a operadora deverá cumprir com os acordos consensualmente estabelecidos com as comunidades locais nos termos da sua comparticipação na partilha de benefícios.

2. O operador tem o privilégio de beneficiar das comunidades locais:

   a) Da comparticipação na vigilância, sobre a exploração sustentável dos recursos através de fiscais comunitários.

   b) Do combate as queimadas descontroladas e quaisquer outras formas de perturbações e degradação da floresta.

3. O operador terá as garantias das autoridades locais:

   a) Do benefício de integração nos planos estratégicos dos programas de desenvolvimento local.

b) Do encaminhamento dos 20% atribuídos às comunidades pela exploração florestal dos recursos.

Cláusula 9ª
Início da exploração

1. A exploração florestal só terá início após a verificação pelo concedente, das seguintes condições:

   a) Verificação dos comprovativos da capacidade técnica para a implementação do Plano de Maneio, dos meios de abate, arraste e de transporte;

   b) A determinação do quantitativo e qualitativo das espécies objecto de exploração;

   c) O pagamento da taxa de exploração de acordo com o volume de corte anual constante do Plano de Maneio aprovado pelo sector;

   d) A emissão de licença anual de exploração;

   e) Garantia dos mecanismos de controlo e fiscalização das actividades da área, objecto do presente contrato.

2. A falta de cumprimento de qualquer dos requisitos mencionados no número anterior implicará a não emissão da licença anual, sem prejuízo do pagamento da taxa anual da ocupação da área previsto no artigo 1 do Decreto 30/2012, de 01 de Agosto.

Cláusula 10ª
Publicação

1. O operador deverá, no prazo de 30 (trinta dias) contados da data da assinatura do presente contrato, proceder a sua publicação no Boletim da República.

2. Após a publicação do contrato no Boletim da República, o operador deve emitir uma comunicação a DPA/SPFFB, anexando uma cópia do Boletim da República.

Cláusula 11ª
Fiscalização

1. A área da exploração está sujeita a fiscalização relativamente a todos os aspectos da competência do concedente, nomeadamente o cumprimento da Lei e do contrato.

2. O operador deverá prestar toda a informação e facultar todos os documentos que lhes forem solicitados, bem como permitir o livre acesso dos funcionários e fiscais do Estado e comunitários na área de exploração.

Cláusula 12ª
Informação

1. O operador deverá enviar mensalmente nos prazos definidos pelos Serviços Provinciais de Florestas e Fauna Bravia os mapas resumo das operações, dos quais, deverão conter obrigatoriamente informação estatística completa sobre a produção, comercialização bem como transformação e stock.

2. A falta da informação incorrerá a tomada de medidas previstas na Lei.

Cláusula 13ª
Responsabilidade

O operador é responsável pelas transgressões florestais e pelos actos contrários as disposições deste contrato, provocados pelos seus trabalhadores ou pessoal sob sua responsabilidade.

Cláusula 14ª
Repovoamento florestal

1. Se da actividade de exploração florestal resultar a degradação dos recursos, o operador é obrigado a proceder ao repovoamento florestal quer das espécies nativas ou exóticas.

2. O operador deverá fazer a reposição das espécies conforme normas técnicas.

Cláusula 15ª
Renovação

1. O operador deverá requerer doze meses antes do fim do presente contrato, que lhe seja renovado, indicando o período proposto demonstrando que continua exercer a actividade objecto da exploração, preenchendo os demais requisitos postulados no artigo 22 do Decreto 12/2002, de 6 de Junho, que aprova o Regulamento da Lei de Florestas e Fauna Bravia;

2. O Concedente poderá renovar o contrato de exploração por determinado período fixando os termos e condições que entender apropriados ou recusar a

sua renovação, num e outro caso deverá comunicar o respectivo despacho ao requerente, até noventa dias antes do término da exploração.

Cláusula 16ª
Transmissão

1. A transmissão do contrato florestal carece de autorização do Governador Provincial, analisada a idoneidade do transmissionário, observando o disposto no artigo 23 do Decreto 12/2002, de 6 de Junho, que aprova o Regulamento da Lei de Florestas e Fauna Bravia;

2. O transmissionário mantém os direitos e obrigações do transmitente.

Cláusula 17ª
Rescisão

1. O concedente poderá rescindir o contrato quando se verificar:

   a) Transmissão do contrato sem prévia autorização;

   b) Falência ou insolvência do operador;

   c) O não pagamento da taxa anual dentro de 1 ano;

   d) Notória insuficiência para as operações silviculturais, exploração e de preservação previstas no Plano de Maneio;

   e) Início da exploração sem o cumprimento do clausulado;

   f) Paralisação da exploração por período superior a 1 (um) ano;

2. O operador poderá solicitar a rescisão do contrato se:

   a) Por motivo de força maior, se tornar impossível a continuação das actividades;

   b) Por motivo que tornem inviável económica e financeiramente a continuação da actividade.

Cláusula 18ª
Alterações

O presente contrato poderá ser objecto de alteração, total ou parcial, especificadas as cláusulas alteradas e a sua redacção, as quais constarão duma Adenda, escrita e assinada por ambas partes.

Cláusula 19ª
Segurança laboral

O operador obriga-se a respeitar a legislação laboral e a segurança social aplicável aos seus trabalhadores.

Cláusula 20ª
Resolução de conflitos

As partes são obrigadas a notificar uma a outra por escrito, a existência de qualquer diferendo resultante da aplicação deste contrato.

Cláusula 21ª
Omissões

As questões suscitadas sobre interpretações e execução das cláusulas deste contrato, bem como quaisquer casos omissos, serão resolvidas com base na interpretação da legislação aplicável.

Cláusula 22ª
Legislação aplicável

1. Além do que dispõe este contrato, as partes cumprirão todas as disposições que lhes forem aplicáveis pela Legislação Florestal e Faunística e, demais legislação em vigor no País;
2. Qualquer diferendo que surja entre as partes no decurso da execução do presente contrato será sempre que possível resolvido por negociação entre as partes.

Cláusula 23ª
Disposição final

As partes declaram conhecer o sentido das cláusulas do presente contrato e comprometem-se a cumpri-las na íntegra.

ASSIM COMO DIZEM E RECIPROCAMENTE ACEITAM NAS SUAS REFERIDAS QUALIDADES, VÃO ASSINAR O PRESENTE CONTRATO EM TRIPLICADO, TODOS DO MESMO TEOR E VALOR PROBATÓRIO, DE ENTRE VÁRIAS TESTEMUNHAS, O DIRECTOR PROVINCIAL E O CHEFE DOS SERVIÇOS PROVINCIAIS DE FLORESTAS E FAUNA BRAVIA.

Quelimane, aos 16 / 12 / 2014

O GOVERNADOR DA PROVÍNCIA **O OPERADOR**

JOAQUIM VERÍSSIMO

AS TESTEMUNHAS:

DPA

SPFFBZ

付属資料 4.5　地域コミュニティへのコンサルテーション議事録（様式）

Anexo 2

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
Governo da Província de _____

Direcção Provincial da Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural
Serviços Provinciais de Florestas e Fauna Bravia
Província de_____

地域コミュニティ名

Acta de Consulta às Comunidades Locais

Aos_____ dias do mês de _____de _____teve lugar uma reunião de consulta à comunidade de_____
_____, em virtude de ter sido requerida na sua área, a exploração de produtos florestais em regime: Concessão Florestal ☐ Licença Simples ☐

申請者（事業者）の名前と住所

(Nome do requerente) _____
numa área de _____ha na Localidade de _____,
Posto Administrativo de _____,
Distrito de _____para fins de_____.

O encontro foi dirigido pelo Sr.(a)_____e contou com o envolvimento de (n.º)_____técnicos de SPFFB, bem como de (n.º) _____membros da comunidade de_____

Os participantes da reunião, pronunciaram-se a cerca do pedido de ocupação do terreno em causa, sendo de destacar as seguintes intervenções:

コンサルテーション参加者からの意見

1. _____
2. _____
3. _____

Por fim foi acordado que:

No fim do encontro foi elaborada a presente acta de consulta que foi lida em português e traduzida em _____ (língua de influência local) que vai ser assinada pelos representantes da comunidade, operador e representantes do Estado.

Assinaturas legíveis	Função na Comunidade
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

署名

コミュニティにおける役割

Assinatura do operador

事業者の署名

O parecer dos Serviços Distritais de Actividades Económicas (SDAE)

郡社会経済活動サービス（SDAE）の所見

O Parecer do Administrador

地域の行政官の所見

O Administrador do Distrito

_____

_____de_____de 20___

出典：Diploma Ministerial nr. 16/2017

付属資料 4.6　丸太・木材の輸送許可証（Guia de Trânsito de Produtos Florestais）（様式）

Anexo 7

Código de Segurança

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE

Governo da Província de _____

Direcção Provincial da Terra Ambiente e Desenvolvimento Rural

Serviços Provinciais de Florestas e Fauna Bravia

Guia de Trânsito de Produtos Florestais

Livro N.º _____ Guia N.º _____

Vai (1) _____,
possuidor da licença de exploração florestal n.º ____/____/20 ____, passada pelos Serviços Provinciais de Florestas e Fauna Bravia de _____, em ____/____/20____ e cuja validade termina em ____/____/20 ____, transportar por(2) _____, registo nº _____ de _____
para _____ os seguintes produtos florestais:

Quantidade	Produto	Espécie	Volume	Unidade de Medida
Total				

consignados a (3) _____
Esta guia é valida até _____ de _____ de 20____

Observações:

_____, aos _____ de _____ de 2018____

O Beneficiário

O Chefe dos Serviços

Nome da empresa/fornecedor
Camião, barco, navio, avião, etc.
Venda, transformação, exportação, etc.

Nota: Original – Acompanha o produto desde o local de exploração até o destino final.
Duplicado – entregue nos Serviços Provinciais de Florestas no fim de cada mês, acompanhado do relatório de produção de informação estatística.
Triplicado – entregue no Posto de Fiscalização mais próximo da zona de corte durante o trânsito do produto.
Quadruplicado – entregue no último Posto de Fiscalização da Província de origem do produto.
Quintuplicado – entregue no último Posto de Fiscalização da Província de destino do produto.
Sextuplicado – Permanece no livro que é entregue pelo operador no fim da época de corte ou sempre que solicitar um novo livro de guias.

出典：Diploma Ministerial nr. 16/2017

付属資料 4.7　輸送丸太リスト（Mapa de Especificacoes de Productos Florestais）（様式）

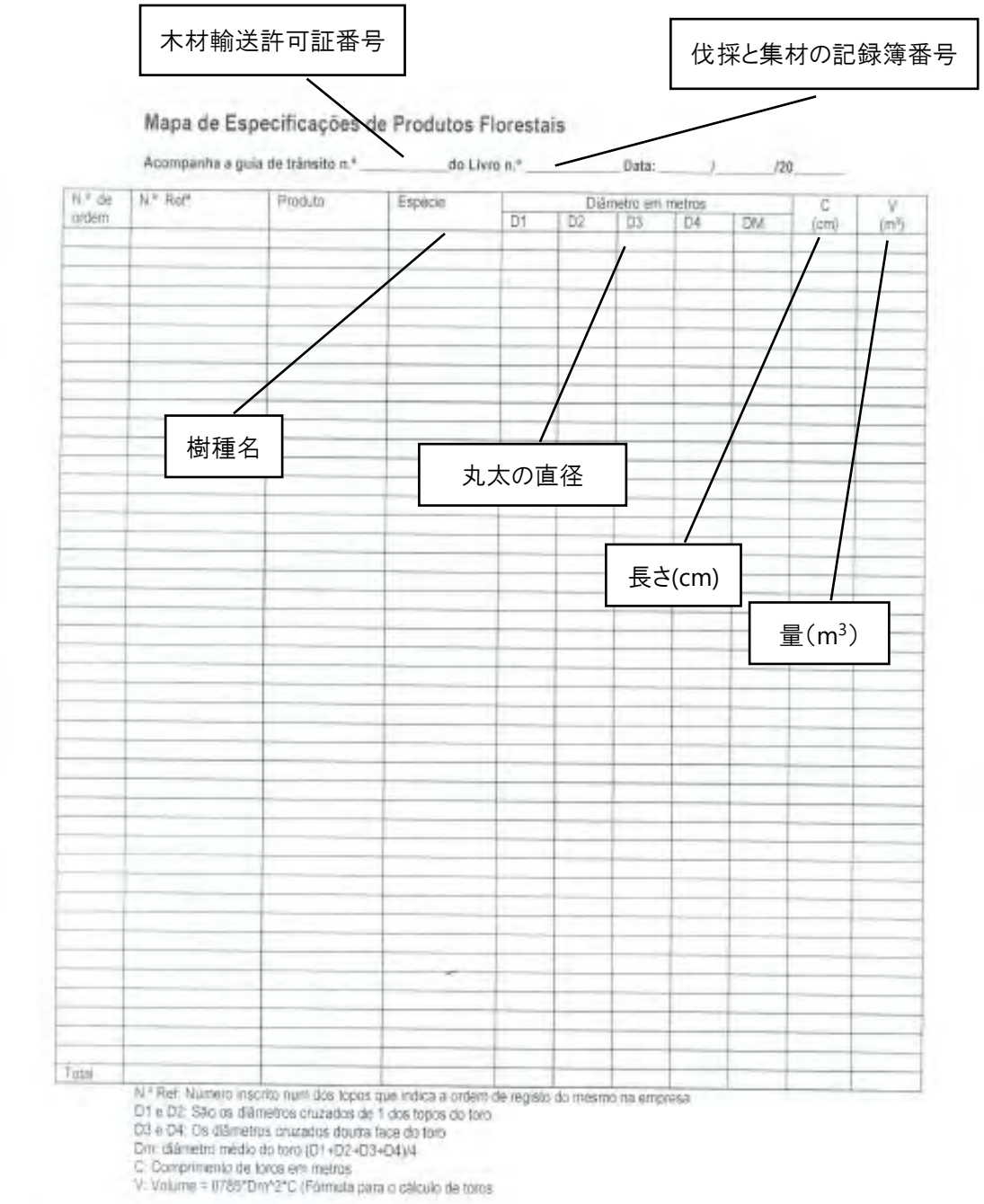

出典：Diploma Ministerial nr. 16/2017

付属資料 4.8　木材加工製品輸出の年間計画書と承認書（様式）

（年間木材輸出計画書様式）

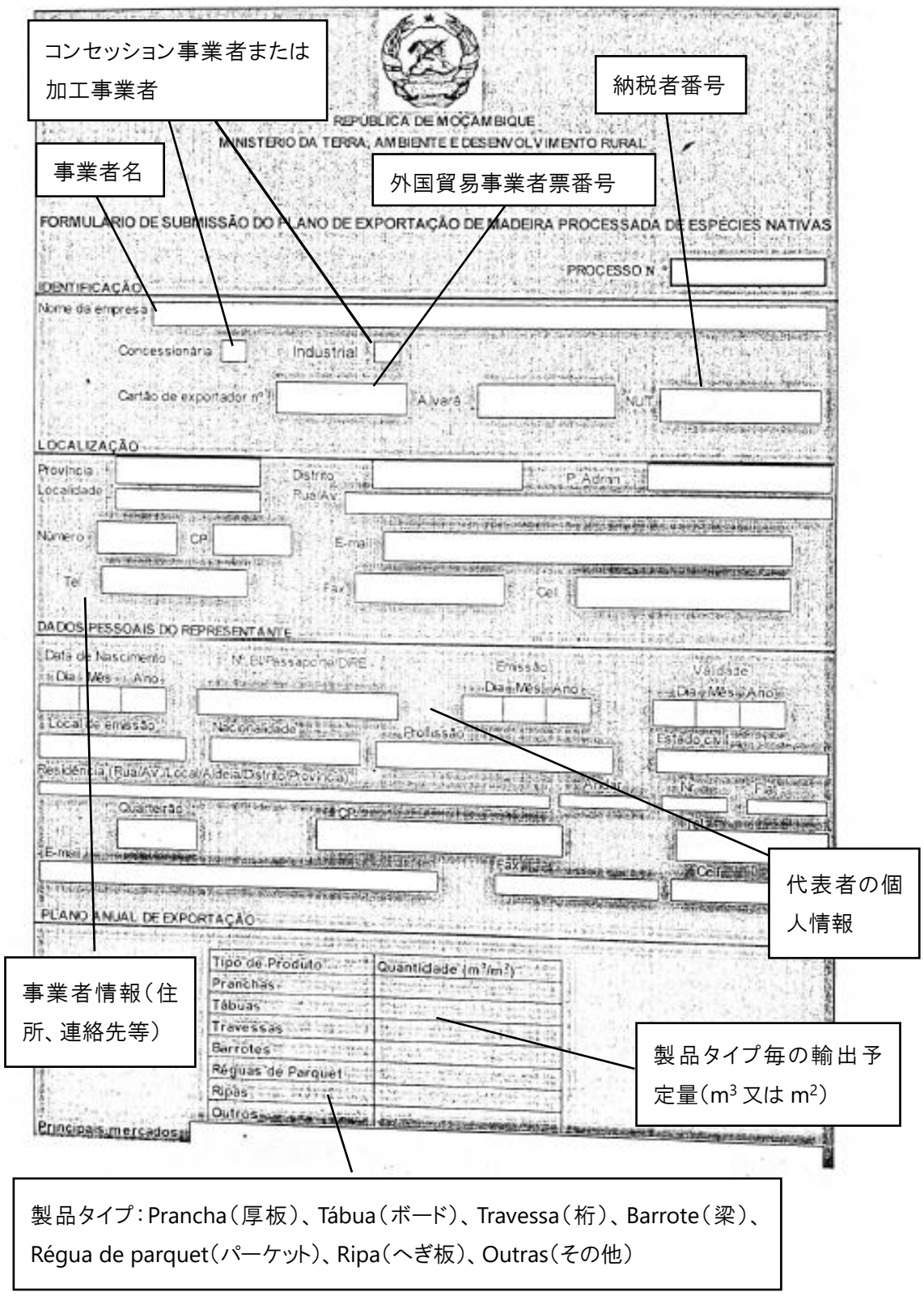

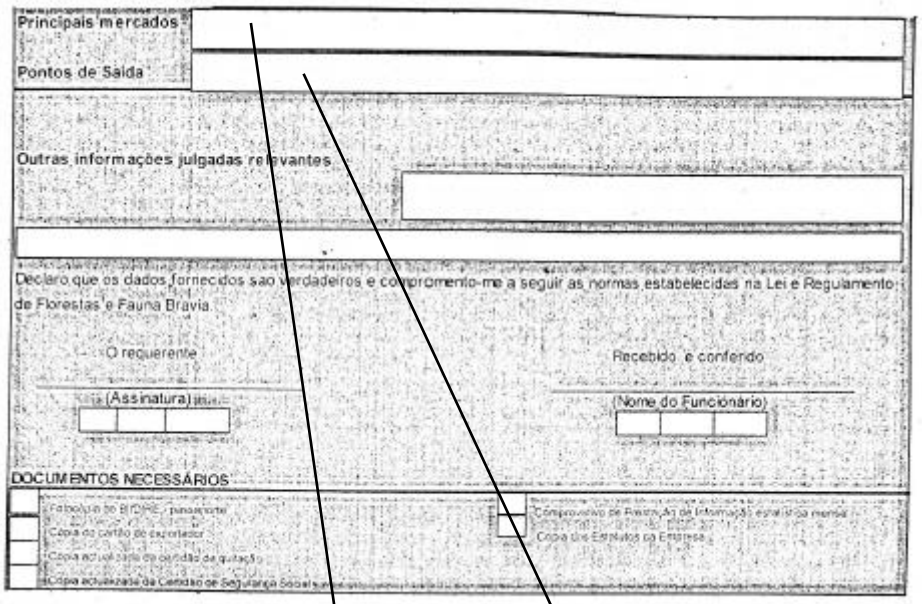
Principais mercados
Pontos de Saída
Outras informações julgadas relevantes
Declaro que os dados fornecidos são verdadeiros e comprometo-me a seguir as normas estabelecidas na Lei e Regulamento de Florestas e Fauna Bravia.
O requerente
(Assinatura)
Recebido e conferido
(Nome do Funcionário)
DOCUMENTOS NECESSÁRIOS
Cópia do cartão de exportador
Cópia actualizada do recibo de quitação
Cópia actualizada do Cartão de Segurança Social
Cópia dos Estatutos da Empresa

主要な輸出先

輸出港

（年間木材輸出計画書承認様式）

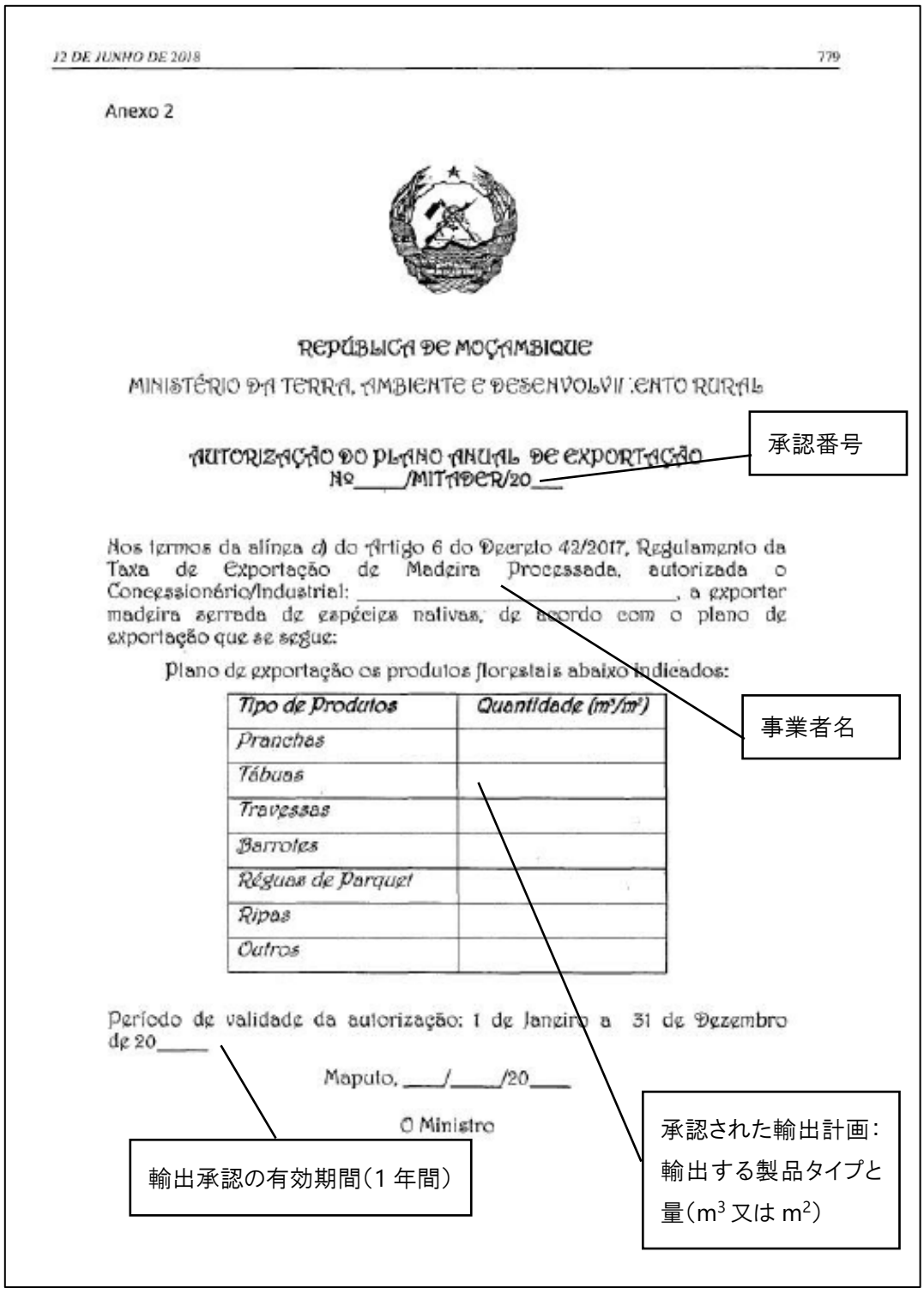

12 DE JUNHO DE 2018 779

Anexo 2

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE

MINISTÉRIO DA TERRA, AMBIENTE E DESENVOLVIMENTO RURAL

AUTORIZAÇÃO DO PLANO ANUAL DE EXPORTAÇÃO
Nº____/MITADER/20___

承認番号

Nos termos da alínea *d)* do Artigo 6 do Decreto 42/2017, Regulamento da Taxa de Exportação de Madeira Processada, autorizada o Concessionário/Industrial: _____, a exportar madeira serrada de espécies nativas, de acordo com o plano de exportação que se segue:

事業者名

Plano de exportação os produtos florestais abaixo indicados:

Tipo de Produtos	*Quantidade (m^3/m^2)*
Pranchas	
Tábuas	
Travessas	
Barrotes	
Réguas de Parquet	
Ripas	
Outros	

Período de validade da autorização: 1 de Janeiro a 31 de Dezembro de 20____

Maputo, ____/____/20____

O Ministro

輸出承認の有効期間（1 年間）

承認された輸出計画：輸出する製品タイプと量（m^3 又は m^2）

出典：Diploma Ministerial nr. 54/2018

付属資料 4.9　輸出事業者の証明書（Certificado de Exportador）

A 0000146

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
MINISTÉRIO DA TERRA, AMBIENTE E DESENVOLVIMENTO RURAL

事業者名

輸出事業者証明書番号

CERTIFICADO DE EXPORTADOR Nº [redacted] /MITADER/20 19

Nos termos da alínea d) do Artigo 6 do Decreto 42/2017, de 10 de Agosto do Regulamento da Taxa de Exportação de Madeira Processada, é certificado o Concessionário / Industrial: [redacted]

a exportar madeira processada de espécies nativas, de acordo com o plano anual de exportação que se segue:

TIPO DE PRODUTOS	QUANTIDADE (m^3/m^2)	
Pranchas	15000.00	m^3
Tábuas	5000.00	m^3
Travessas	2000.00	m^3
Barrotes	5000.00	m^3
Réguas de Parquet	5000.00	m^3
Ripas	0.00	m^3
Outras	5000.00	m^3

年間輸出計画書に基づき承認された木材製品タイプ毎の輸出量

Este Certificado é válido até 31 de Dezembro de 20 19

証明書の有効期限（1 年間）

Maputo, 29 / 1 /20 19

O Ministro

(Celso Ismael Correia)

Estrada Nacional nº1 - Distrito de Maringué

20/10/2017　　20/10/2022

付属資料 4.10　州森林・野生生物サービス（SPFFB）による木材の輸出許可承認依頼の通知と輸出木材の検査報告書

（ソファラ州 SPFFB より DINAF に提出された輸出許可承認依頼の通知）

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE

GOVERNO DA PROVINCIA DE SOFALA
DIRECÇÃO PROVINCIAL DE TERRA AMBIENTE DESENVOLVIMENTO RURAL
SERVIÇOS PROVINCIAIS DE FLORESTAS E FAUNA BRAVIA

A
DIRECÇÃO NACIONAL DE FLORESTAS
Maputo

Nota nº 22/DPTADER/SPFFB/690/19　　Beira, aos 18 de Julho de 2019

Assunto: Pedido de Exportação de Madeira

A Direcção Provincial de Terra Ambiente e Desenvolvimento Rural de Sofala, através dos Serviços Provinciais de Florestas e Fauna Bravia, vem por meio desta remeter a Direcção Nacional de Florestas o pedido de exportação de madeira nos seguintes termos:

Deu entrada nestes Serviços o pedido de exportação de madeira da empresa anexo a esta nota. Do trabalho de inspecção efectuado pela equipa de fiscalização foram constatados os volumes em anexo (relatório de inspecção) declarados pela empresa com padrões de processamento recomendados por Lei, salientar que a mesma possui uma unidade de processamento, com NUIT e titular do Certificado de Exportador nº

Os Serviços Provinciais de florestas são de parecer favorável, **assim sendo submetemos a DINAF o pedido de autorização para exportação da madeira do país para a República da China a favor do Requerente.**

Sem mais, queira receber os nossos sinceros cumprimentos.

O CHEFE DOS SERVIÇOS

PAZ COSTA MARTINHO
(Técnico Superior Agro-Pecuário N1)

Rua General Vieira da Rocha, Casa n.º 2319 (R/C e 1º andar), Telef. +258 833245291, Manhaua

輸出事業者証明書番号

事業者名

納税者番号

（仮訳）

ソファラ州の土地環境・農村開発局は、SPFFB を通じ、木材輸出の要請を国家森林総局（DINAF）に提出します。

本要請に添付されている事業者の木材輸出の申請は、SPFFB に登録されています。検査チームが実施した検査の結果、事業者が申告した別紙（検査報告書）の数量が、法律で推奨されている加工基準を満たしていることが確認されました。同事業者は、加工施設を有し、納税者番号と輸出事業者証明書を有します。したがって、我々は申請者の申請を支持し、中国への木材の輸出認可の要請を DINAF に提出します。

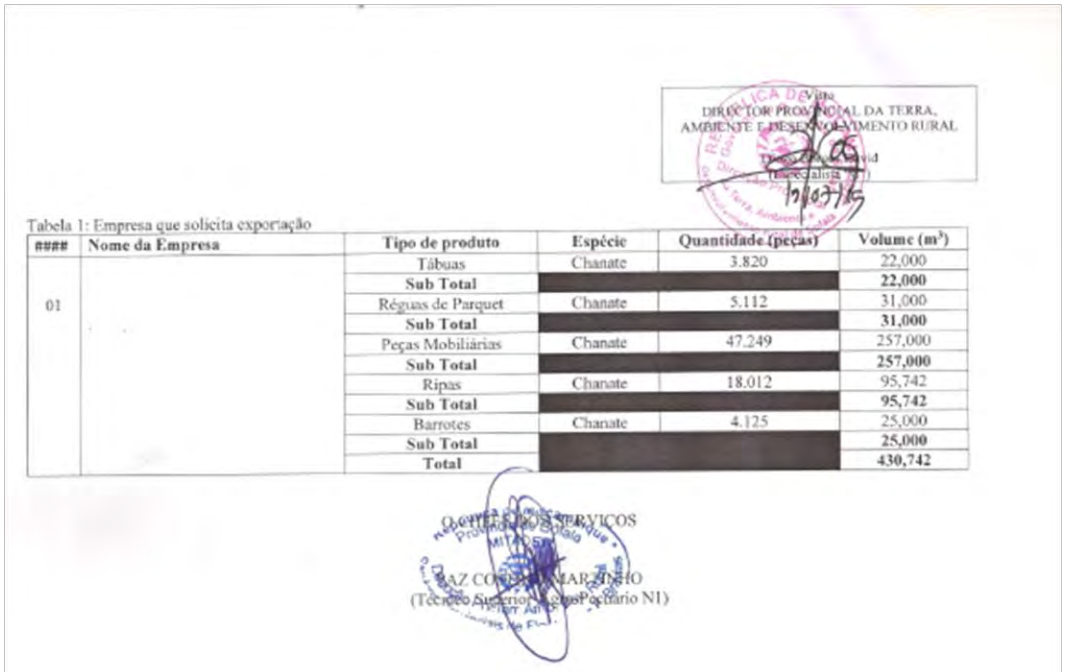

Tabela 1: Empresa que solicita exportação

####	Nome da Empresa	Tipo de produto	Espécie	Quantidade (peças)	Volume (m^3)
01		Tábuas	Chanate	3.820	22,000
		Sub Total			**22,000**
		Réguas de Parquet	Chanate	5.112	31,000
		Sub Total			**31,000**
		Peças Mobiliárias	Chanate	47.249	257,000
		Sub Total			**257,000**
		Ripas	Chanate	18.012	95,742
		Sub Total			**95,742**
		Barrotes	Chanate	4.125	25,000
		Sub Total			**25,000**
		Total			**430,742**

輸出申請の行われた木材製品の情報：表左 2 列目から事業者名、製品タイプ、樹種（一般名）、数、量。

（SPFFB による輸出木材の検査報告書）

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
GOVERNO DA PROVINCIA DE SOFALA
INSPECÇÃO PROVINCIAL DE TERRA, AMBIENTE E DESENVOLVIMENTO RURAL
SERVIÇOS PROVINCIAIS DE FLORESTAS E FAUNA BRAVIA

Relatório de Inspecção de Madeira para Exportação

Nos dia (s) 17 / JULHO / 2019, foi realizada por

1. - SPFFB
2. - SPFFB
3. - SPFFB
4. - SPFFB
5.
6.
7.
8.
9.

fiscal (is) dos SPFFB de Sofala, para empresa _____ com NUIT _____, a inspecção de madeira [redacted], a ser exportada de Moçambique para CHINA, através do Porto de BEIRA

Concluida a inspecção ao produto, foi produzida a seguinte informação:

Tipo de produto	Espécie	Quantidade	Volume (m³)	Posição pautal	Situação
TABUAS	CHANATE	3.820	22,000	44079900	
REGUAS PARQ	CHANATE	5.112	31,000	44187900	
PECAS MOBILIA	CHANATE	47.249	257,000	44187900	
RIPAS	CHANATE	18.012	95,742	44187900	
BARROTES	CHANATE	4.125	25,000	44072900	

Observações: O Produto Florestal inspecionado encontra-se na empresa madeireira Hong Guan localizado na zona da Cerâmica, Distrito da Beira nas quantidades acima descriminadas. A empresa possui unidade de processamento de madeira. Volume da guia de transito é 430,743 m³

O Requerente

17/07/2019

O Chefe de Equipa

17/07/2019

Visto
O Chefe da Fiscalização

17/07/2019

Em anexo: da Guias de Transito e a lista de especificações

検査された製品情報：製品タイプ、樹種一般名、数、量、輸出品目コード

検査官の所見

（輸出事業者から SPFFB に提出された木材検査依頼書）

ATT: SERVIÇO PROVINCIAIAS DE FLORESTA E FAUNA BRAVIADE SOFALA

= BEIRA =

N/REF:045/EDN/2018

Assunto: **INSPECÇÃO**

事業者名

輸出事業者証明書番号

concessionário e Industrial com certificado de exportação numero representado por 'e Nacionalidade Moçambicana, vem por meio desta solicitar a V.excia se digne autorizar a Inspecção de 430.742m³ da Madeira Processada localizada na Cerâmica a exportar para república popular da China por via Maritima, cuja mesma è proveniente da Provincia de Tete, das seguintes espécies volume:

Espécie	Volume	Quantidade
Chanate Tabuas	22m³	3.820
Chanate Régua	31m³	5.112
Chante Peças mobiliarias	257m³	47.249
Chanate Ripas	95.742m³	18.012
Chanate Barrotes	25m³	4.125

Sem mais do momento, nossas codeais saudações.

Beira, aos 17 de Julho de 2019

O Director Geral

（仮訳）

モザンビーク国籍の…が代表するコンセッション事業者または加工事業者……（輸出事業者証明書番号…）は、ここにテテ州から中国に船便で輸出する加工木材 430,742m^3 の検査を許可することを要求します。

付属資料 4.11　輸出許可証（様式）

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
MINISTÉRIO DA AGRICULTURA
DIRECÇÃO PROVINCIAL DE AGRICULTURA DE _____
SERVIÇOS PROVINCIAIS DE FLORESTAS E FAUNA BRAVIA

事業者名

輸出許可番号

AUTORIZAÇÃO Nº_____/SPFFB/20___

Nos termos do artigo 12 do Regulamento da Lei de Florestas e Fauna Bravia, aprovado pelo Decreto n.º 12/2002, de 6 de Junho, está devidamente autorizada a empresa_____, com o NUIT _____ a exportar de Moçambique para _____, através de (a)_____, os produtos florestais abaixo indicados:

Tipo de Produtos	Espécie	Quantidades		Posição pautal
		N.º de Peças	Volume (m³)	

Esta autorização é válida até _____ de _____ de 20____

Local de emissão, data

O Chefe dos Serviços

_____

納税者番号

(a) Local de saída

輸出が許可された木材製品の情報（製品タイプ、樹種、数、量、品目コード）

Edição Electrónica © Pandora Box Lda. - todos os direitos reservados

出典：Decreto nr. 21/2011

付属資料 4.12　州森林・野生生物サービス（SPFFB）による輸出貨物に関する検査報告書

（仮訳）
SPFFB は、法令第 42 条第 6 項(f)の規定に基づき、上記の会社の輸出許可申請書を提出し、21,533 ㎥に相当する 1585 本の Umbila の製材を輸出することを許可する。

Visto___/___/2018
Director Provincial

Francisco Sambo
(Técnico Superior N1)

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE

GOVERNO DA PROVÍNCIA DE NAMPULA
DIRECÇÃO PROVINCIAL DE TERRA AMBIENTE E DESENVOLVIMENTO RURAL
SERVIÇOS PROVINCIAIS DE FLORESTA E FAUNA BRAVIA

件名：（事業者名）の木材の輸出許可

Exmo Senhor:

Director Nacional de Floresta

Maputo

N/Ref.: 67/SPFFB/2019

Data: 26 de Maio de 2018

Assunto: Autorização para exportação de madeira da empresa [redacted]

Para os devidos efeitos, julgados convenientes os **Serviços Provinciais de Florestas e Fauna Bravia da Direcção Provincial de Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural de Nampula**, em conformidade com o desposto no nº 6 alinea f do decreto numero 42, submetem o pedido para autorização da empresa acima para exportar 1585 tabuas das espécies umbila correspondente ao volume de 21.533m^3, vide a tabela 1.

Tabela1: Quantidades e volumes requeridos

#	Qtd	Tipo de produto	Espécie	Volume (m^3)	Observação
1	1585	Tabuas	Umbila	21.533	
Total	**1585**			**21.533**	

製品タイプ

量

製品数

一般樹種名

1

Sobre o pedido, os SPFFB realizaram a devida vistoria e inspecção conjunta. Do trabalho de inspecção conjunta envolvendo as alfândegas, a fiscalização florestal e agentes da PRM do Departamento de Ambiente indica que deve ser autorizada a exportação de **1585** tabuas serradas de madeira de umbila correspondentes ao volume de **21.533**m^3, vide a tabela 2.

Tabela 2:Quantidades e volume inspeccionado

#	Qtd	Tipo de produto	Espécie	Volume (m^3)	Observação
1	1585	Tabuas	Umbila	21.533	
Total	**1585**			**21.533**	

Sendo assim, os SPFFB de Nampula aguardam a devida autorização.

Sem mais de momentos, os melhores cumprimentos.

O Chefe dos Serviços

Luís Tomás Sande
(Especialista c)

（仮訳）
本申請を受けて、SPFFB は適切な共同調査・検査を実施した。税関と環境局が参加した合同検査では、21.533m^3 の量に相当する 1585 本の製材の輸出が許可されるべきであることが示された（表 2 参照）。

2

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE

GOVERNO DA PROVINCIA DE NAMPULA
DIRECÇÃO PROVINCIAL DE TERRA AMBIENTE E DESENVOLVIMENTO RURAL
SERVIÇOS PROVINCIAIS DE FLORESTAS

À:
As Alfandegas de Nacala Porto

Nacala

N/Ref: 12/SPFFB/2019 Data: 07 de Maio de 2019

Assunto: **Inspecção da Madeira** — 件名：木材の検査

USAR SOMENTE ORIGINAL

Vimos por este meio informar a V. Excelência que a empresa [redacted], esta autorizada a exportar a madeira através do Certificado de exportação número [redacted] emitido por Sua Excelência o Ministro de Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural, vide a cópia em anexo.

Sendo assim, os SPFFB de Nampula solicitam a V. Excelência para Inspeccionar 1585 tabuas de madeira da espécie Umbila correspondente a 21.533m^3.

事業者名

輸出事業者の証明書番号

（仮訳）
私たちはここに、当事業者が、土地･環境･農村開発大臣の発行した輸出事業者証明書によって木材の輸出を許可されていることをお知らせします。
したがって、Nampula 州の SPFFB は、21,533 m^3 に相当する 1,585 本の Umbila 製材を検査するように閣下に要請します。

A credencial para exportação será emitida depois do relatório da inspeção. Tem o prazo de 10 dias. A mesma credencial será acompanhada com uma autorização da Direcção Nacional de Florestas.

Este documento não serve para o transporte da madeira para qualquer ponto incluindo Nacala, só apenas autoriza a inspeção da madeira.

O Chefe dos Serviços

Luís Tomás Sande
(Especialista)

EXMO SENHOR CHEFE DOS SERVICOS DE FLORESTA E FAUNA BRAVIA DA DIRECÇÃO PROVINCIAL DE TERRA AMBIENTE E DESENVOLVIMENTO RURAL

Nampula

[redacted] sociedade constituída e registada em Moçambique sob número 100231646, com sede na cidade da Nampula, Estrada Nacional Nro 1, Zona de Namigonha, Bairro Marrere, Posto Administrativo de Natikiri, vem por meio desta, solicitar a V. Excia a autorização de transporte , de produtos florestais de Nampula a Nacala e, Empacotamento e Exportação de produtos Florestas, para o destino Port- Louis (Mauricias), segundo especificações seguintes:

Produto	**Espécie**	**Quantidade**	**Volume (m^3)**	**No de Guias**
Tabuas	*Umbila*	1585	21.533	04167
Total		1585	21.533	

Pelo que pede deferimento,

Nampula, 23 de Abril de 2019

S.P.F.F. BRAVIA
ENTRADA Nº 292
DATA 23/4/19
FUNCIONÁRIO

（製材が積まれたコンテナの検査結果報告書）

輸出のための木材検査報告書

Visto
O Director
Tadeu M.Vinam Mandambowe
Técnico Superior N1

検査官名

事業者名

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE

PROVÍNCIA DE NAMPULA
GOVERNO DO DISTRITO DE NACALA

SERVIÇO DISTRITAL DE ACTIVIDADES ECONÓMICAS

SECTOR DE FLORESTAS E FAUNA BRAVIA

RELATÓRIO DE INSPECÇÃO DE MADEIRA PARA EXPORTAÇÃO

Nos dias 16 a 17 de Maio de 2019, foi realizado por [redacted] ambos fiscais de florestas e fauna bravia do SDAE de Nacala, para a empresa [redacted], com Certificado do Exportador [redacted] de 29 de Janeiro, NUIT [redacted], com domicilio no Bairro de Muhala Expansão Cidade de Nampula. A inspecção de 01x40' Contentor de madeira serrada da espécie de Umbila, de acordo com autorização [redacted] 07 de Maio, que vai ser exportada de Moçambique para Porto Luís-Mauricias, através do Porto de Nacala. Concluida a inspecção, foi produzida a seguinte informação.

Nº de Ordem	Tipo de Poduto	Espécie	Classe	Quantidade	Volume (m^3)	Posição Pautal
01	Tabua	Umbila	1ª	1585	21,533	4407
Total	**Tabua**	**Umbila**	**1ª**	**1585**	**21,533**	**4407**

Observação:

Trata-se de madeira em Tabua, cuja espécie é Umbila, um total de 01x40 contentor.

[redacted]

輸出事業者の証明書番号

輸出許可番号

Nacala Porto, aos 17 de Maio de 2019

O Chefe da Fiscalização

Anselmo Pedro
(Técnico)

[redacted] ertificado de Exportador Nº 108/MITADER/2019 de 29/01/Aut.12/Tab/Ub/1C

（製材が積まれたコンテナを検査後に封印した旨を伝える報告書）

木材のパッキング支援に関する報告書

検査官名

RELATÓRIO DE ASSISTÊNCIA AO EMPACOTAMENTO DE MADEIR

Nos dias 16 a 17 de Maio de 2019, foi realizado por [redacted] e, ambos fiscais de florestas e fauna bravia do SDAE de Nacala e, por Pedro Wate, Manuel Magueza da Repartição de Investigação, Faustino Gotine da Brigada Reacção Táctica, ambos das Alfandegas de Moçambique-Nacala-Porto e pela Srª Madalena José António - da Policia de Protecção de Recursos Naturais e Meio Ambiente (PPRNMA)-Nacala, para a empresa [redacted] com Certificado do Exportador Nº [redacted] e 29 de Janeiro, NUIT [redacted], com domicilio no Bairro da Expansão na Cidade de Nampula. A inspecção de 01x40' Contentor de madeira serrada da espécie de Umbila, de acordo com autorização [redacted] 7 de Maio, que vai ser exportada de Moçambique para Porto Luis-Mauricias, através do Porto de Nacala. Concluida a assistência do contentor, foi devidamente selado contendo a seguinte informação:

Nº de Ordem	Refª do Contentor	Nº do selo	Tipo de produto	Espécie	Quantidade	Volume (m^3)	Posição Pautal
01	GLDU0600080	EU15942534	Tabua	Umbila	1585	21,533	4407
Total	----------	----------	Tabua	**Umbila**	**1585**	**21,533**	**4407**

輸出事業者の証明書番号

Observação:

O trabalho foi feito na terminal especial de exportação, na presença da equipa multi-sectorial, composta por 2 (dois) técnicos de florestas e fauna bravia de Nacala-Porto, 1 (Um) membro da PPRNMA, de Nacala-Porto e também 03 agentes das alfândegas delegação de Nacala. Sendo 1 da BRT, 1 da DAI e 1 da TEEN. De referir que durante o trabalho, não tivemos constrangimentos.

OS AGENTES		INSTITUIÇÕES
	17 de Maio de 2019	Floresta e Fauna Bravia
	17 de Maio de 2019	Alfandegas
	17 de Maio de 2019	PRM
	17 de Maio de 2019	BRT
	17 de Maio de 2019	DAI

輸出許可番号

コンテナシール番号

コンテナ参照番号

[redacted]

付属資料 4.13　木材輸出が承認された事業者のリスト（2019 年）

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE
AUTORIDADE TRIBUTÁRIA DE MOÇAMBIQUE
DIRECÇÃO GERAL DAS ALFÂNDEGAS

CIRCULAR Nº 12/AT/DGA/413/2019

件名：承認された在来種を使った木材の輸出事業者

ASSUNTO: **Operadores Certificados a Exportar Madeira de Espécies Nativas**

Para conhecimento geral de todos os Funcionários destes Serviços, Despachantes Aduaneiros, Agentes Económicos, Importa e demais interessados, e em cumprimento do Decreto 42/2017, de 10 de Agosto, que aprova o Regulamento da Taxa de Exportação de Madeira Processada de Espécies Nativas, por determinação do Ministério da Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural – MITADER, através das Notas n.º 470/MITADER/DINAF/430/2019, de 15 de Março, a Direcção Geral das Alfândegas comunica que estão certificados para exportar madeira correctamente esquadriada de espécies nativas, para a campanha de 2019, os Operadores constantes das listas em anexo, em adição às listas anteriormente publicadas na Circular n.º 07/AT/DGA/413/2019 e 08/AT/DGA/413/2019.

Direcção Geral das Alfândegas, aos 04 de Abril de 2019

O Director-Geral

Aly Dauto Hajá
/Comissário Geral Aduaneiro Principal/

REPÚBLICA DE MOÇAMBIQUE

AUTORIDADE TRIBUTÁRIA DE MOÇAMBIQUE

DIRECÇÃO GERAL DAS ALFÂNDEGAS

Atualização da lista dos Operadores Exportadores de Madeira Certificados

Nº de Ord	Nome do Exportador	Nº do Certificado	NUIT
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

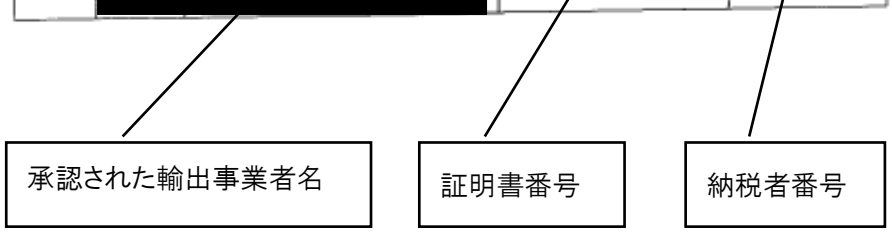

承認された輸出事業者名

証明書番号

納税者番号